

地域指定年度	昭和47年
計画策定年度	昭和49年
見直し年度	平成3年 平成10年 平成17年 平成24年 平成27年 令和5年

## 旭川農業振興地域整備計画書

令和5年10月

北海道旭川市

旭川農業振興地域整備計画は、優良農地の確保と保全を図るとともに、農業振興のために各種施策を計画的かつ集中的に実施するために本市が定める総合的な農業振興の計画で、昭和47年に北海道から農業振興地域の指定を受け、昭和49年5月31日に策定されました。指定の区域は本市の行政区域から国有林、道有林、市有林（50ha以上）、市街化区域、国有地を除いた面積約33,686haとなっています。

農業振興地域整備計画はおおむね5年ごとに農業情勢、農用地の利用状況及び今後の農業生産基盤の整備計画等に対応するために基礎調査を行い、その結果に基づき見直しを行うものとされており、本市は平成3年、平成10年、平成17年、平成24年、平成27年及び令和5年に見直しを行っています。

本計画は、「農業振興地域の一体的な整備のための計画」（以下「マスタープラン」という。）と、「農用地利用計画」により構成されています。

「マスタープラン」は、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画、規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画、農業近代化施設の整備計画、農業を担うべき者の育成・確保のための施設の整備計画、農業従事者の安定的な就業の促進計画、生活環境施設の整備計画の7項目より構成されています。

「農用地利用計画」は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域である農用地区域を定め、農業以外への土地利用を制限し農業生産の基盤となる農用地等を確保しています。農用地区域に定めた農地は農業生産基盤整備事業、農業近代化施設の整備事業等の農業振興施策が計画的・集中的に実施されます。

## 目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	
(1)	土地利用の方向	
ア	土地利用の構想	
イ	農用地区域の設定方針	
(2)	農業上の土地利用の方向	
ア	農用地等利用の方針	
イ	用途区分の構想	
2	農用地利用計画	
第2	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2	農業生産基盤整備開発計画	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
4	他事業との関連	
第3	農用地等の保全計画	12
1	農用地等の保全の方向	
2	農用地等保全整備計画	
3	農用地の保全のための活動	
4	森林の整備その他林業の振興との関連	
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	
3	森林整備その他林業の振興との関連	
第5	農業近代化施設の整備計画	18
1	農業近代化施設の整備の方向	
2	農業近代化施設整備計画	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	20
1	本市の実情に即した担い手の育成・確保のための施設整備の方向	
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	
3	農業の多様な担い手の育成・確保のための取組	

4	森林の整備その他林業の振興との関連	
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	25
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
第8	生活環境施設の整備計画	26
1	生活環境施設の整備の目標	
2	生活環境施設整備計画	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	
第9	付図	
1	土地利用計画図	
2	農業生産基盤整備開発計画図	
3	農業就業者育成・確保施設整備計画図	
別記	農用地利用計画	28
(1)	農用地区域	
ア	現況農用地等に係る農用地区域	
イ	現況森林，原野等に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

##### (ア) 地域の位置

本市は、北海道のほぼ中央の東経142度、北緯43度に位置し、総面積747.66k㎡です。

古くから交通の要衝として、道内主要都市とはJR, 高速道路, 国道等で結ばれており、さらに旭川空港からは東京をはじめ道外各主要都市及び海外へも就航していることから、流通や交流の拠点として物資の移送等に当たっても有利な立地となっています。

##### (イ) 自然的条件

本市は、大雪山連峰を水源とする石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川が中心部を貫流し、農耕地は各河川の流域から周辺台地に広がり、平坦で肥沃な土壌が広く分布しているため農作物育成に適しています。令和4年は年平均気温8.2℃、年降水量は1,277.5mmの内陸性気候で、気温の年較差や夏季における日較差が大きく、良質な野菜類の生産に適した気候です。

##### (ウ) 人口及び産業の動向

人口動態は、平成27年の総人口339,605人に対し、令和2年には329,306人で、5年間に10,299人減(3.0%の減少)となっています。

産業別就業者の5年間の推移をみると、第1次産業7.6%減、第2次産業6.8%減、第3次産業1.0%減となり、全体的に減少しています。

中でも農業就業人口の推移を見ると、平成27年の3,802人に対し、令和2年には3,468人と334人減(8.8%減)となっており、今後も総人口の減少に伴い、農業就業人口も減少する見通しです。

農業の総生産額は、平成27年の78億円に対し、令和2年には75億円となっていますが、年による変動があります。

農業は、稲作を中心に畑作・野菜・畜産・果樹等幅広く農産物を生産し、食料基地北海道の農業を支える重要な役割を果たしていますが、人口減少に伴う消費の減退、農業者の高齢化や担い手不足、グローバル化の進展に伴う国内農業への影響の拡大など、多くの課題を抱えています。農業生産額は平成24年に対し、令和3年では2%の増加となっていますが、種別ごとに見ると近年は、水稻、畑作は横ばい、畜産は増加傾向、野菜は減少傾向にあります。

このような中、本市の基幹産業である農業の持続的発展を図るためには、担い手の育成と経営基盤の強化、高付加価値化や差別化による産地づくり、消費者ニーズの高い食の安心・安全に対応したクリーン農業の推進による強い産地形成とあわせて、農業農産資源を活用した都市

と農村との交流の推進により農業・農村への理解を促し、農業を守り育てる機運を高める必要があります。

林業については、長期にわたる木材価格の低迷や森林所有者の経営意欲の低下、林業経営体の減少等により、木材生産のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全など、林業生産活動が停滞し、多面的機能を発揮すべき森林の荒廃が危惧されています。また、国内外のウッドショックにおける木材不足、価格高騰における影響への対応やカーボンニュートラルの実現に向けた取組等のためにも、より一層森林環境譲与税を活用して間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図る必要があります。

工業は、豊富な農林資源を背景に発展してきた家具、木材、木製品、紙パルプ、食料品のほか様々な製造業が集積され伸展を見せってきました。国際的な経済情勢の変化に伴い国内外の競争がますます激しくなる中、競争力を強化し、生産性の向上を図るためには、製品のブランド力向上や産官学連携による企業の技術力の向上に加え、創造的な産業活動を支える人材の育成・確保が重要となっています。

また、地場製品の販売を市外市場に拡大し、域外からの資金流入を促進するため、物産展への出展支援や事業者と連携したPR事業の展開などの販路開拓を推進する必要があります。

商業活動は道北の中核都市として、また物資の集散地として古くから活発で、道北地域を中心とした広域的な卸売機能の拠点都市となっています。近年、交通機関の発達や消費者ニーズの多様化、消費動向の変化に伴い、卸売をはじめとする流通機能の札幌圏への集中が一層進行するとともに物流機能の変化など流通を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。小売業については郊外への大型店の進出や様々な出店形態が見られるなど構造的な変化が顕著になっています。このような中、既存の物流基地の充実、拡充を計画的に進め、旭川空港の機能の充実や高規格幹線道路網・都市内幹線道路網の整備促進など、卸、小売り、運輸業の集積を生かす産業基盤の整備を進め、地域商店街については住民に密着した特性を生かした商店街づくりを促進する必要があります。

## (エ) 土地利用の現況と将来の土地利用の方向

令和5年において、総面積74,766haのうち、農業振興地域の面積は33,686haで、土地の利用は農地16,202ha(48.1%)、農業用施設用地117ha(0.3%)、混牧林地198ha(0.6%)、山林・原野13,092ha(38.9%)、その他4,077ha(12.1%)となっています。

また、農業振興地域内の農用地の現況は田9,891ha(66.6%)、畑4,911ha(33.1%)、樹園地50ha(0.3%)ですが、これらの農用地は、農業生産基盤整備が進められているものの、一方では農業者の高齢化や離農の増加による荒廃が懸念されています。

今後とも生産性の高い農業経営の確立、各地域の特性を活かした複合経営の促進を図るためには、機械化農業に対応した大区画化や、不整形、排水不良田の解消等の総合的な土地基盤整備を進めなければなりません。また、遊休農地の発生を防止するとともに、農業協同組合や、地域農業者の総意で農地の利用調整、農業生産組織や法人の育成、担い手農業者の確保・育成を推進する必要があります。

そのため本計画においては、都市計画法に基づく市街化区域、国有地、国有林、道有林、市有林他森林として確保すべき土地、及び今後開発が見込まれる土地以外の区域については、農業振興地域として総合的な農業の振興を図ることを基本とし、高度に利用できる優良農用地として確保することとします。

また、将来人口は減少の見通しであり、市街化区域の規模は現状維持が基本とされることから、将来的に農用地の他用途利用の大幅な増加は見込まれない状況にあります。一方で、今後農用地としての利用が見込まれない山林原野については、森林育成適地としての活用を図るなど、経済情勢等の変化に応じて合理的な土地資源の利用を図っていきます。

(単位：h a, %)

区分 年次	農用地面積		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和5年)	16,202	48.1%	117	0.3%	13,092 (198)	38.9% (0.6%)	4,077	12.1%	33,686	100.0%
目標 (令和15年)	16,201	48.1%	125	0.4%	13,075 (198)	38.8% (0.6%)	4,091	12.1%	33,686	100.0%
増減	△1	0.0	8	0.1	△17	△0.1	14	0.0	0	0.0

(注) ( ) 内は混牧林地面積である。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市における現況農用地16,202haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約14,498haについて農用地区域を設定します。

また、農用地区域外に存在する農用地等については、農用地区域への編入を促進し、農地転用等を伴う農用地区域からの除外については厳格に対応するなどし、優良な農用地等の確保を図ります。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域・地区及び施設等の具体的な名称又は計画名	位置	面積 (ha)			備考
		農用地	山林・その他	計	
美瑛川河川区域	神楽	23.5	—	23.5	
倉沼・忠別川河川区域	東旭川	10.9	—	10.9	
優良田園住宅	東旭川	0.7		0.7	
優良田園住宅	江丹別	1.2		1.2	

- a 集団的に存在する農用地  
10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
  - ・ 区画整理
  - ・ 農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
  - ・ 埋立て又は干拓
  - ・ 客土，暗きょ排水，深耕，れきの除去，心土破碎，床締め，切盛り等
- c a 及び b 以外の土地で，農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・ 果樹等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
  - ・ 高収益をあげている野菜のハウス団地
  - ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
  - ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
  - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
  - ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者，特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって，経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

※ ただし，c の土地であっても，自然的な条件等からみて，農業の近代化を図ることが相当でないと認められる土地等については農用地区域には含めない。

#### (イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち（ア）において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し，又は隣接するものであって，当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定します。

#### (ウ) 現況山林，原野等についての農用地区域の設定方針

本市における畑は，山間丘陵地帯に多く分布しているため，農地に混在及び隣接する現況山林原野が多くあります。そのため，農地の集団性，連担性，効率的利用，農地の保全を図る必要性，及び農地開発の条件を備えた土地等であることが認められる場合は農用地区域に設定します。

### (2) 農業上の土地利用の方向

#### ア 農用地等利用の方針

本市の農用地は，石狩川，牛朱別川，忠別川，美瑛川並びにこれらの支流の中央平坦地帯と，ペーパン川，江丹別川等流域平坦地帯が田として利用されており，都市近郊は，施設野菜，養豚を，市内南部の丘陵地帯は畑，畜産経営を主体とする畑地帯で，一部に果樹地があります。また，

神居町西部の丘陵地帯では一部に果樹地が広がるなど地域特性を生かした農畜産物の生産体制が備わっています。

今後の土地利用の方向は、おおむね変わりませんが、農用地の維持確保を基本としながら、山林・原野については必要に応じて山林としての育成を図り、農業基盤づくりと自然環境維持の両立を図ります。

(単位：h a)

	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			山林・原野等		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
東鷹栖	3,049	3,094	45	0	0	0	0	0	0	19	20	1	3,068	3,114	46	69	69	0
永山	1,075	1,091	16	0	0	0	0	0	0	7	7	0	1,081	1,098	17	1	0	0
東旭川	4,248	4,257	9	0	0	0	0	0	0	22	24	2	4,270	4,281	11	163	146	-17
神楽	2,987	3,007	20	0	0	0	0	0	0	18	23	4	3,005	3,029	24	171	164	-8
神居1	1,104	1,104	0	0	0	0	0	0	0	9	9	0	1,112	1,113	1	407	396	-11
神居2	407	412	5	0	0	0	0	0	0	2	2	0	409	414	5	84	84	0
江丹別	1,983	1,983	0	0	0	0	198	198	0	11	11	0	2,192	2,192	0	793	789	-4
計	14,852	14,947	95	0	0	0	198	198	0	87	95	8	15,137	15,240	103	1,687	1,647	-40

## イ 用途区分の構想

### (ア) 東鷹栖地区 (A地区)

石狩川水系の、オサラッペ川及びヨンカシュッペ川の流域に属する平坦部の農用地おおよそ2,550haについては田として既に水利条件の整備や更新事業が進んでいます。今後も引き続き大型機械等に対応できる土地基盤整備を進め、水稻、転作作物を組み合わせた田として利用します。

なお、本地域は棚田地域振興法上の指定棚田地域であり、鬼斗牛山から北側の傾斜地については、中山間地域等直接支払制度の活用等、各種事業を利用した田としての活用と耕作放棄地発生防止に努めます。

### (イ) 永山地区 (B地区)

大雪山を源とする石狩川と牛朱別川に挟まれた肥沃な褐色低地土で古くから北海道でも有数の良品米生産地で知られる水田単作地帯です。平坦部の農用地おおよそ1,050haについては、田として既に水利条件の整備が相当進められていますが、大型機械、組織的農業に対応できるよう経営体育成基盤整備事業により区画整理を進め、今後とも田として利用し補完作物として野菜生産を促進します。

### (ウ) 東旭川地区 (C地区)

牛朱別川、忠別川、ペーパン川流域にある平坦部の農用地おおよそ3,200haについては、田として既に水利条件の整備が進んでおり、大型機械等に対応できるよう土地基盤整備を進め、田

としての利用を図ります。都市近郊の平坦地の農用地においては、生産性の高い野菜も取り入れ施設園芸の充実を図ります。

本地域は棚田地域振興法上の指定棚田地域であり、米原・瑞穂の丘陵地帯は、水稻、野菜生産を組み合わせた利用を確保しながら、中山間地域等直接支払制度の活用等の施策で耕作放棄地発生を防止します。

#### (エ) 神楽地区 (D地区)

美瑛川、辺別川流域に属する平坦部およそ1,500haについては、田として既に水利条件の整備が進んでいますが、大型機械等に対応できるよう土地基盤整備を進め、水稻、転作作物を組み合わせた田としての利用を確保します。西神楽、千代ヶ岡の丘陵地帯に集団化している畑880haは傾斜度5°で、畑作経営近代化に適合する地帯であり、主として豆類、馬鈴薯、小麦等の栽培が行われていますが、今後は水利施設を活用し収益性の高い野菜畑等としての利用を促進します。

本地域は棚田地域振興法上の指定棚田地域であり、耕作条件が不利な急傾斜地においては、中山間地域等直接支払制度の活用等により耕作放棄地発生を防止します。

#### (オ) 神居地区 (E地区)

本地域は棚田地域振興法上の指定棚田地域であり、耕作条件が不利な急傾斜地においては、中山間地域等直接支払制度の活用等により耕作放棄地発生を防止します。

##### a 雨紛地区 (E-1地区)

美瑛川、雨紛川及び伊野川流域に属する上雨紛、雨紛、富沢の平坦部の農用地およそ400haは、水利土壌条件に恵まれ条件整備が進んでいますが、今後は大型機械等に対応できる土地基盤整備事業を進め、水稻、転作作物を組み合わせた田として利用します。

共栄の旧開拓地は都市近郊型酪農を指向する高生産性牧草地として高度利用を図ります。

##### b 神居古潭地区 (E-2地区)

神居古潭地域は本市の西部に位置し、平坦部およそ260haについては土地基盤整備事業もほぼ終了しており、今後とも田として利用していきます。また丘陵地帯は、今後とも樹園地として利用します。

#### (カ) 江丹別地区 (F地区)

江丹別ダム下流の一部及び中央の集落以南石狩川までの江丹別川流域に属する平坦地の農用地約90haは、一部基盤整備も進み江丹別ダムからの農業用水が確保されたことから、転作作物の振興を図りながら田としての利用を図ります。中央以南の沢及び台地並びに中央以北の田については、気象及び機械化の条件に恵まれないことから、田から畑への転換を進め経営の転換に伴う飼料畑として利用します。

江丹別川流域の平坦地と国有林を主とする山林に挟まれた丘陵地帯おおよそ2,000haは主に開拓地で、草地、山林、原野（離農跡地）が混在していますが、乳牛及び肉用牛飼養規模の大型化、公営牧場を軸とし、草地や畑地を維持するとともに隣接する林地の一部を混牧林として活用し、畜産資源確保のための土地利用を促進します。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

基盤整備の現状はほ場整備、かんがい排水等各種事業の導入により、市内水田面積10,700ha中9,723haが整備されています。

今後さらに未整備地帯の整備（区画整理約867ha）を進めるとともに、大型作業機械による農業経営のため区画の整備による大型ほ場化等を行い、自立経営の確立、組織的経営体育成のため農地の効率的な集積と、担い手への流動化を推進します。

#### (1) 東鷹栖地区（A地区）

本地区内の田については、構造改善事業と道営ほ場整備事業の実施により区画形状の整備は進んでいますが、暗渠排水機能低下の解消や、低コスト化に対応するほ場の大区画化をめざし、国営農地再編整備事業、道営経営体育成基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、かんがい排水事業等により生産基盤の整備を進めていきます。

#### (2) 永山地区（B地区）

本地区内の田については、構造改善事業と道営ほ場整備事業の実施により整備は進んでいますが、一部未整備地区については、農業基盤整備促進事業、道営経営体育成基盤整備事業等により生産基盤の整備を進めていきます。

#### (3) 東旭川地区（C地区）

本地区内の田については、構造改善事業と道営ほ場整備事業及び私費区画整理の実施により区画形状の整備は一定程度進んでいますが、未整備地区の農地について農業基盤整備促進事業、道営土地改良事業等により生産基盤の整備を進め圃場の大型化を進めるほか、暗渠排水機能低下の解消をめざし、かんがい排水事業等を実施します。

#### (4) 神楽地区（D地区）

本地区内の水田地帯については、構造改善事業、道営ほ場整備事業及び農地開発事業の実施により区画形状の整備は進んでいますが、国営緊急農地再編事業により区画拡大を図るほか、暗渠機能低下の解消をめざし、かんがい排水事業を実施します。また、畑地帯については、農地開発事業、畑地帯総合整備事業の実施により基盤整備は進んでいますが、未整備地区について道営経営体育成基盤整備事業、農業基盤整備促進事業、かんがい排水事業を引き続き実施します。

(5) 神居地区 (E地区)

ア 雨紛地区 (E-1地区)

本地区内の田については、私費区画整理の実施により区画形状の整備はなされていますが、水利機能低下の解消をめざし、用排水路の整備のための事業を実施します。また、大型機械に対応できるよう、農業基盤整備促進事業等の土地基盤整備を進め区画拡大を図ります。

イ 神居古潭地区 (E-2地区)

本地区内の田については、団体営ほ場整備及び私費区画整理の実施により区画形状の整備はなされていますが、暗渠排水等水利施設の整備のため、道営経営体育成基盤整備事業を進めていきます。また、樹園地では高品質な果実の安定生産を図るため、優良品目・品種への転換や園地整備など実態に即した生産基盤の改善を促進します。

(6) 江丹別地区 (F地区)

本地区内の田については、総合整備事業により一次的整備は完了しています。畑地帯については草地整備を実施します。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	区画整理 121.1ha	東旭川(C)	121.1ha	1	道営農地整備事業(中山間地域型)旭正南第1地区 R4~R12
区画整理	区画整理 115.2ha	東旭川(C)	142.3ha	2	道営農地整備事業(経営体育成型)旭正北中央地区 H30~R8
区画整理	区画整理 98.8ha	東旭川(C)	98.8ha	3	道営農地整備事業(経営体育成型)忠別南地区 H29~R8
区画整理	区画整理 145.0ha	東旭川(C)	145.0ha	4	道営農地整備事業(経営体育成型)豊田地区 R9~R17
区画整理・用排水施設	区画整理 101.1ha・ 用排水路 1.272m	東旭川(C)	101.1ha	5	道営農地整備事業(経営体育成型)兵村北地区 H27~R6
区画整理・用排水施設	区画整理 91.7ha・ 用排水路 321m	東鷹栖(A)	91.7ha	6	道営農地整備事業(経営体育成型)東1地区 H28~R6
区画整理	区画整理 50.0ha	永山(B)	50.0ha	7	道営農地整備事業(経営体育成型)永山西第1地区 R2~R8
区画整理	区画整理 60.0ha	永山(B)	60.0ha	8	道営農地整備事業(経営体育成型)永山西第2地区 R6~R14
区画整理	区画整理 38.0ha	永山(B)	38.0ha	9	道営農地整備事業(経営体育成型)永山西第3地区 R7~R15
区画整理・用排水施設	区画整理 39.0ha 用水路 1,270m	永山(B)	39.0ha	10	道営農地整備事業(経営体育成型)永山南地区 R8~R16

事業の種類	事業概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	区画整理 107.0ha	東旭川(C)	107.0ha	11	道営農地整備事業（経営体育成型）旭正北第2地区 R7～R15
区画整理	区画整理 145.0ha	東旭川(C)	145.0ha	12	道営農地整備事業（中山間地域型）旭正南第2地区 R9～R16
区画整理・用排水施設	区画整理 30.0ha 用水路 2,000m	永山(B)	30.0ha	13	道営農地整備事業（経営体育成型）永山東第2地区 R9～R15

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業者から、森林に隣接している傾斜地等、農用地として適していない土地及び荒廃地を林地へ転換したいといった相談や、林地からの農地への転換について森林所有者から相談があった場合は、それぞれの地区の営農形態及び特殊性を勘案し生産性の向上を図ることを基本に農用地と林地を調和させるなどして、合理的かつ計画的な土地利用となるよう調整を図り、適切に対応します。

### 4 他事業との関連

#### (1) 国営土地改良事業の促進

##### ア 国営共栄近文二期土地改良事業

本地区の用水施設は、国営共栄近文土地改良事業（昭和49年度～平成10年度）により整備されましたが、近年の営農状況や水稻栽培技術の変化に伴い水需要が変化しているとともに、河川流況が不安定な複数の溪流河川取水施設を利用した水利形態であることから、用水管理に多大な労力を要しています。また、水利施設の経年的な劣化等により、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。

このため、水需要の変化や用水管理の合理化に対応した用水再編を行うとともに、頭首工及び用水路の整備等を行い、農業用水の安定供給と維持管理を軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ります。

受益面積 5,582ha（うち東鷹栖地区 2,039ha）

主要工事 頭首工 1箇所 用水路 7条 L=21.2km

予定工期 令和3年度～令和12年度

##### イ 国営神竜二期土地改良事業

本地区の農業用水は、国営北空知土地改良事業（昭和52年度～平成17年度）等により整備されましたが、近年の営農状況や水稻栽培技術の変化に伴い水需要が変化しているとともに、一部では河川流況が不安定な溪流河川取水施設を利用した水利形態であることから、用水管

理に多大な労力を要しています。また、水利施設の経年的な劣化等により、施設の維持管理に多大な費用を要しています。

このため、水需要の変化や用水管理の合理化に対応した用水再編を行うとともに、頭首工、用排水路等の整備等を行い、農業用水の安定供給、施設の維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ります。

受益面積	2, 934 ha (うち神居古潭地区 68 ha)
主要工事	頭首工 1箇所 用排水路 9条 L = 21.0 km
予定工期	令和4年度～令和15年度

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

耕作者の高齢化や後継者の不在による離農・規模縮小農家等の農地については、地域計画の作成により地域の将来の担い手が見える化し、地域における農地の利用調整活動をはじめ、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携を図りながら、認定農業者等の意欲ある担い手への利用集積とその効率的な利用を促進するとともに、耕作放棄地の発生防止に努め、優良農地の適切な保全管理を推進します。

また、中山間地域等直接支払交付金制度については、棚田地域振興法に規定する指定棚田地域の指定を受けた東鷹栖、東旭川、西神楽及び神居の急傾斜地域において、平坦部に比べた農業の生産条件の不利を補正するための支援を引き続き行うことにより、耕作放棄地の発生の防止を図ります

#### 2 農用地等保全整備計画

なし

#### 3 農用地の保全のための活動

##### (1) 国営土地改良事業の促進

意欲のある担い手の育成・確保の取組を推進するとともに、地域農業者、農業協同組合、農地中間管理機構及び農業委員会等の関係機関・団体の連携のもと、利用権設定等促進事業等の各種農地流動化対策の実施により、離農・規模縮小農家等の農地を認定農業者等の担い手に利用集積し、優良な農地の遊休化を未然に防ぎ、地域全体で農用地の有効利用を図ります。

また、関係機関・団体と連携し、遊休農地等の所在及び面積の把握に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止とその有効な解消対策について検討を図ります。

##### (2) 中山間地域等直接支払交付金制度の実施

本市では、条件不利地を対象として耕作放棄地の発生を防止し、農用地の保全を推進するために、中山間地域等直接支払交付金制度を平成13年度から実施しています。対象となる4集落（東鷹栖集落の協定農用地面積約477ha、東旭川集落の協定農用地面積約172ha、西神楽地域集落協定の協定農用地面積約119ha、神居地域中山間事業連絡協議会の協定農用地面積約62ha）で共同取組活動を通じた耕作放棄地の発生防止や農業生産活動を将来に向けて維持する活動の推進を図ります。

##### (3) 多面的機能支払交付金の実施

農地・農業用水等は、国土の保全、美しい景観や良好な自然環境の形成など多面的機能を発揮していますが、農村地域では過疎化、高齢化等の進展による集落機能の低下などにより、農地や農業用水等の資源の適切な保全管理が困難になってきていることから、農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、地域の農業者だけでなく、地域住民なども含めた多様な主体の参画を得て、これら資源の基礎的な保全管理活動を行うとともに、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取組や水質・土壌等の高度な保全管理に取り組む活動を支援する「多面的機能支払交付金」事業を推進します。

#### (4) エゾシカ等による農業被害の防止

エゾシカ等の野生鳥獣による農業被害の防止を図るため、鳥獣被害防止特措法に基づき設置した「旭川市鳥獣被害対策実施隊」が中心となって、地域ぐるみの実践的活動を担い、総合的かつ効果的に捕獲事業を推進します。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は国土の保全や水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的な機能を有しており、大雨や土砂災害による農用地の流出・崩壊を防止する等、農用地の保全と密接な関連があるため、今後も調整をはかり適切な森林整備を推進していきます。

## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ

### 総合的な利用の促進計画

#### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

##### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体とこれを支える青年農業者や農村女性など、優れた人材の育成、環境との調和を図った安全・高品質な農産物を生産する「クリーン農業」の推進、生産力の強化を重点とした土地基盤の整備、農地の賃貸借や農作業の受委託を含めた経営規模の拡大、稲作と他作物を適正に組み合わせた営農システムの構築等を積極的に推進し、農業経営体の一層の体質強化を図ります。

##### 農業経営の目標

区分	営農類型	目標規模	作目構成	流動化目標面積
個人経営	水稻主体	田20.9ha	水稻20.9ha	
		田 18.0ha 畑 4.6ha	水稻 18ha, 春小麦 2.8ha, そば 1.8ha	
		田 24.0ha 畑 2.0ha	水稻 24ha, 黒大豆 2ha	
		田 25.0ha 畑 10.0ha	水稻 25ha, 秋まき小麦 10ha	
	野菜専業	野菜1.9ha	ミニトマト 0.5ha, トマト 0.2ha, (後作寒締めほうれん草 0.5ha), 人参 0.7ha, 大豆 0.5ha	
		野菜 2.3ha	南瓜 0.3ha, 大根 0.2ha, トマト 0.3ha なす 0.2ha, 白菜 0.3ha, その他野菜 1ha	
		野菜 0.4ha	アスパラガス 0.1ha, トマト 0.3ha, トマトジュースの加工・販売	
	果樹専業	果樹4.7ha	りんご2.5ha, なし0.2ha, おうとう1.2ha, 雑果0.8ha, 都市住民の参加型観光農園	
	酪農専業	39頭 38.6ha	経産牛30頭, 育成牛9頭, 牧草38.6ha	
		112頭 3.0ha	経産牛70頭, 育成牛42頭, 牧草3.0ha	
	肉牛専業(黒毛和種繁殖経営)	90頭 9.2ha	繁殖牛60頭, 素牛30頭, 牧草9.2ha 育種価の活用による優良繁殖雌牛を育成	
	水稻+野菜複合	田11.5ha 畑0.2ha 野菜0.2ha	水稻11.5ha, そば0.2ha, ミニトマト0.2ha (後作ほうれんそう0.2ha)	
		田 7.5ha 野菜 0.7ha	水稻 7.5ha, メロン 0.5ha, レタス 0.2ha	

	田 24.2ha 野菜 0.17ha	水稻 24.2ha, ししとう 0.01ha, スイトコーン 0.03ha, トマト 0.03ha, なんばん 0.07ha, 激辛なんばん 0.03ha	
	田 20.0ha 畑 5.0ha 野菜 0.4ha	水稻 20ha, 秋まき小麦 5ha, ほうれん草 0.2ha, みずな 0.2ha	
花き専業	花 0.9ha	トルコギキョウ 0.3ha, スターチス 0.3ha, 花壇苗 0.2ha, 露地 0.1ha	
水稻+花複合	田 4.5ha 花 0.5ha	水稻 4.5ha, トルコギキョウ 0.3ha, スターチス 0.2ha	
畑作+野菜複合	畑 44.0ha 野菜 0.5ha	ばれいしょ 13ha, てん菜(直播) 13ha, 秋まき小麦 8ha, 小豆 4ha, スイトコーン 2ha, かぼちや 4ha, ブロccoli 0.5ha	
組織 経営	水稻大型主体 田 36.8ha 畑 4.6ha	水稻 36.8ha, 秋まき小麦 4.6ha	
	田 52.5ha 畑 5.0ha	水稻 52.5ha, 黒大豆 2.3ha, そば 2.7ha	
	田 45.7ha 畑 88.4ha	水稻 45.7ha, 秋小麦 19.5ha, 春小麦 17.2ha, 大豆 33.5ha, そば 13.5ha, 子実用とうもろこし 4.7ha	
			農用地面積の 85%程度

(本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (R4年6月改正) に基づく。)

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域に適合する農業を促し、実質的な経営規模の拡大を図るため、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。このため、後継者の育成、農作業の共同化等により合理的及び高能率的な組織経営体の育成強化を促進し、併せて地力の増進対策を推進し、生産性の高い農業構造の確立へ誘導します。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定制度を経営体育成の中心に位置づけ、地域計画の作成により、将来の農用地利用を見える化することで、認定農業者への効率的な集積・集約を積極的に推進し、農業経営基盤強化促進事業を効率的に実施します。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 農用地の集団化対策

本市農業経営の規模拡大は、「地域計画(人・農地プラン)の担い手」の育成と稲作・高収益野菜等を組み合わせた複合経営による総合的な生産体制を形成することにあります。このため、農地中間管理事業を活用しながら、営農類型に係る作物の団地化、農作業の受委託、機械利用の共同化と組織化、土地基盤整備事業等による農用地の集団化を推進します。

また、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会が主体となって、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めます。

更に、農地賃貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地賃貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めます。

## (2) 農用地の流動化対策

農業委員会や農協、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構との連携・協力のもと、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業、農地中間管理事業により農用地の流動化を進めます。

農地利用集積円滑化事業については、農地利用集積円滑化団体の権利調整の委任代理、再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の面的集約を促進します。

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業である農地保有合理化事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律については、市内の農用地区域を対象として（公財）北海道農業公社が事業主体となって農地の中間保有・再配分機能により遊休農地の発生を防止し、農地利用の効率化及び担い手農業者の規模拡大と経営の安定を図ります。

## (3) その他の対策

市、農業委員会、農協、農業改良普及センター、（公財）北海道農業公社、土地改良区、森林組合、農業共済組合等の関係機関・団体の密接な連携のもと、旭川市総合計画や農業経営基盤強化の促進に関する基本構想等との整合性を図りつつ、旭川市農業センターにおける試験研究結果等も活用し、農業者自らの創意工夫に基づき競争力のある生産性の高い農業・農村の自立再生に向けた次の取組を推進します。

- ア 農地の保全と効率的活用
- イ 農業者の育成・確保と組織化農業の推進
- ウ 農業生産の改善と低コスト化
- エ 安全性の高い生産とゆとりある農業経営の展開
- オ 生活環境の整備と美しい農村景観の創出
- カ 高生産性農業の確立（農畜産物の消費拡大、高付加価値化の推進、生産技術の向上）
- キ 営農基盤の強化（生産体制の強化、担い手の育成・確保、生産基盤の整備）
- ク 畜産・林業の振興と農村の活性化

本市において、農村滞在型余暇活動機能整備計画を定めており、地域に賦存する美しい自然景観や伝統文化、多様な農業生産活動等農業資源を活かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて、地域農業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとします。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

地域内における今後振興すべき重点作物として米・野菜・麦類・馬鈴薯・豆類・甜菜・そば・乳牛・肉用牛・豚・果樹・花きを選定し、これらの振興に必要な農業近代化施設の整備については、各地域のビジョンに基づき、既存施設の効率的な利用の促進と経営環境に合わせた施設の整備を支援します。また、安全な農産物の生産と環境への負荷を低減する循環型農業を推進するため必要な施設の整備に対し支援します。

また、本市においては、農村滞在型余暇活動機能整備計画を定めており、農業者による加工施設及び農産物の販売施設等の農業体験施設の整備が行われることが想定されます。これらを推進することにより、地域の農業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとします。

#### (1) 米

稲作生産部門については地域ごとに策定した「水田収益力強化ビジョン」に基づく戦略と組織的な取組みにより、スマート農業技術を活用したコストの低減と省力化や、農作業の受委託を含めた農業機械の効率的な利用を推進し生産技術体制を確立します。共同利用により品質の統一や安定、設備投資費用の抑制が図られると考えられる、コンバインや籾乾燥調整施設などの大型の機械や設備については、農業団体等を中心とした体系を推進します。

#### (2) 野菜

野菜部門は、高齢化や人口減少に伴う労働量不足や気候変動に伴う生産環境の変化、高収益作物の生産振興などに対応するため、省力化や作付け転換・拡大に係る施設整備や農業機械導入を支援するとともに、集団育苗や集出荷施設整備を推進していきます。

#### (3) 麦類・馬鈴薯・豆類・てん菜・そば

畑作部門は、営農集団が地域の担い手となり、機械を効率的に利用した計画的な作付け、品質向上とコスト低減、省力化を図り、今後とも安定生産体制の確立に向けた機械施設導入に向け支援を行ないます。共同利用により品質の統一や安定、設備投資費用の抑制が図られると考えられる、コンバインや籾乾燥調整施設などの大型の機械や設備については、農業団体等を中心とした体系を推進します。

#### (4) 乳牛

酪農部門は、令和3年度旭川市酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、鋭意その方向に進みつつありますが、更に生産組織を中心として機械化作業体系を充実し、牧草の生産、収穫に至る一連の機械化作業体系を確立し、飼養については経営規模に応じた施設及び管理用機械の導入を推進します。

また、近年の家畜の糞尿を中心とした畜産環境問題について、耕地の地力増強のため、耕作農家と連携を図り、堆肥の供給及び畜産環境改善についても堆肥盤の造成等を肉用牛・豚を含めて推進します。

#### (5) 肉用牛

肉用牛部門は、令和3年度旭川市酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、着実に成果を挙げつつありますが、資源循環型経営を進めるために更なる生産組織の育成に努め、草地管理用機械の導入と施設の整備を推進します。

#### (6) 豚

養豚部門は、優良種豚の導入促進を図り、品種の改良等、養豚経営の効率化を進め、環境改善と合わせ多頭飼育に伴う施設規模の整備を推進します。

#### (7) 果樹

果樹部門は、高品質な果実生産の維持や、消費者との距離が近い観光農園としての機能を発展させるため、施設整備や省力化につながる農業機械導入を推進します。

#### (8) 花き

花き部門は、高齢化や人口減少に伴う労働量不足や気候変動に伴う生産環境の変化などに対応するため、省力化及び作付け転換に係る施設整備や農業機械導入を推進します。

### 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 本市の実情に即した担い手の育成・確保のための施設整備の方向

本市は、北海道の主要な食料生産・供給地域ですが、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少が急速に進みつつあります。

このような状況の中で、本市農業の持続的な発展を図っていくためには、認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化の促進、農業後継者や農外からの新規就農の促進、さらに女性農業者や担い手団体の自主的な活動に対する支援などにより多様な担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

これら多様な担い手の育成・確保を図るため、旭川市農業センター及び農村地域センターの研修機能、農産加工試作機能を活用するとともに、農地の効率的な利用集積を促進する生産基盤整備、生産・流通・販売施設、さらにグリーン・ツーリズム関連施設など必要な施設について、国・道の支援事業も活用しながら整備を推進します。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類の	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	住宅及び附帯施設	市内一円 15,000 m <sup>2</sup>	農業従事者 農業後継者 新規就農者		整備戸数 32戸
農家住宅	住宅 101.64 m <sup>2</sup>	旭川市東鷹栖7線19号3273番32の内 320.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	8	
農家住宅	住宅 167.27 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町旭正398番地の内 505.35 m <sup>2</sup>	農業従事者	9	
農家住宅	住宅 69.42 m <sup>2</sup> 車庫 34.39 m <sup>2</sup>	旭川市神居町雨紛349番3の内 420.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	10	
農家住宅	住宅 103.3 m <sup>2</sup>	旭川市神居町上雨紛256番1の内 205.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	11	
農家住宅	住宅 53.00 m <sup>2</sup>	旭川市西神楽南17号3番18の内 270.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	12	
農家住宅	住宅 93.77 m <sup>2</sup>	旭川市神居町共栄463番12, 799番5, 上雨紛257番5 412.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	13	

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	住宅 79.49 m <sup>2</sup>	旭川市東鷹栖 7 線 14 号 2539 番 14 の内 458.78 m <sup>2</sup>	農業従事者	14	
農家住宅	住宅 39.74 m <sup>2</sup> 駐車場 19.25 m <sup>2</sup>	旭川市永山町 14 丁目 207 番 13 の内, 207 番 6 の内, 207 番 1 の内 130.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	15	
農家住宅	住宅 110.03 m <sup>2</sup>	旭川市西神楽 1 線 5 号 65 番 32 の内 342.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	16	
農家住宅	住宅 79.49 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 豊田 77 番 11 の内, 12, 16 300.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	17	
農家住宅	住宅兼直売所 92.74 m <sup>2</sup>	旭川市神居町台場 20 番 2 の内 663.6 m <sup>2</sup>	農業従事者	18	
農家住宅	住宅 130.62 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町共栄 213 番 1 の内 1,046.2 m <sup>2</sup>	農業従事者	19	
農家住宅	住宅 140.78 m <sup>2</sup> 車庫 40.72 m <sup>2</sup>	旭川市東鷹栖 7 線 20 号 6033 番 2 の内 663.95 m <sup>2</sup>	農業従事者	20	
農家住宅	住宅 73.92 m <sup>2</sup>	旭川市東鷹栖 9 線 13 号 2491 番 11 の内 246.24 m <sup>2</sup>	農業後継者	21	
農家住宅	住宅 106.09 m <sup>2</sup> 駐車場 66.90 m <sup>2</sup>	旭川市永山町 6 丁目 95 番 1 の内, 95 番 2 の内, 95 番 3 の内 460.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	22	
農家住宅	住宅 56.31 m <sup>2</sup> 駐車場 20.00 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町下兵村 222 番 5 の内 301.64 m <sup>2</sup>	農業従事者	23	

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	住宅 119.40 m <sup>2</sup> 駐車場 50.00 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 旭正 404 番 1 の内 352.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	24	
農家住宅	住宅 84.46 m <sup>2</sup> 駐車場 35.00 m <sup>2</sup>	旭川市江丹別町 拓北 214 番 3 の内 498.42 m <sup>2</sup>	農業従事者	25	
農家住宅	住宅 129.39 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 忠別 774 番 3 の内 461.2 m <sup>2</sup>	農業従事者	26	
農家住宅	住宅 70.38 m <sup>2</sup> 駐車場 18.00 m <sup>2</sup>	旭川市永山町 7 丁 目 108 番 14 363.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	27	
農家住宅	住宅 70.18 m <sup>2</sup> 駐車場 20.18 m <sup>2</sup>	旭川市東鷹栖 11 線 13 号 2520 番 18 274.5 m <sup>2</sup>	農業従事者	28	
農家住宅	住宅 81.15 m <sup>2</sup> 駐車場 38.22 m <sup>2</sup>	旭川市永山町 9 丁 目 60 番 6, 60 番 20 465.99 m <sup>2</sup>	農業従事者	29	
農家住宅	住宅 73.28 m <sup>2</sup> 車庫 14.96 m <sup>2</sup> 駐車場 179.00 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 日ノ出 246 番 7, 246 番 8 の内 690.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	30	
農家住宅	住宅 144.50 m <sup>2</sup> 駐車場 131.70 m <sup>2</sup>	旭川市永山町 16 丁目 97 番 3, 95 番 1 767.58 m <sup>2</sup>	農業従事者	31	
農家住宅	住宅 141.75 m <sup>2</sup> 駐車場 180.00 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 上兵村 387 番 3 の 内 1,592.74 m <sup>2</sup>	農業従事者	32	
農家住宅	住宅 88.60 m <sup>2</sup> 駐車場 105.46 m <sup>2</sup>	旭川市東鷹栖 1 線 17 号 679 番 8 の内 610.69 m <sup>2</sup>	農業従事者	33	
農家住宅	住宅 73.80 m <sup>2</sup> 駐車場 128.00 m <sup>2</sup>	旭川市西神楽 5 線 18 号 11 番 194 の 内 500.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	34	
農家住宅	住宅 91.30 m <sup>2</sup> 駐車場 75.60 m <sup>2</sup>	旭川市東鷹栖 3 条 5 丁目 639 番 152 695.0 m <sup>2</sup>	農業従事者	35	

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農家住宅	住宅 118.41 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 下兵村 111 番 2 の 内, 111 番 6 の内 , 111 番 7 の内 560.93 m <sup>2</sup>	農業従事者	36	
農家住宅	住宅 263.00 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 共栄 34 番 1 の内 496.00 m <sup>2</sup>	農業従事者	37	
農家住宅	住宅 96.67 m <sup>2</sup>	旭川市西神楽 4 線 22 号 11 番 835 412.00 m <sup>2</sup>	農業従事者	38	
農家住宅	住宅 92.74 m <sup>2</sup>	旭川市東旭川町 日ノ出 284 番 26 の内, 284 番 27 240.00 m <sup>2</sup>	農業従事者	39	

### 3 農業の多様な担い手の育成・確保のための取組

#### (1) 認定農業者及び中心経営体の育成・確保

認定農業者は、効率的かつ安定的な農業経営に向けた規模拡大等の経営改善を行うことで、地域農業を担う中核となることが期待されており、認定農業者制度の普及啓発活動として、経営改善計画の作成に関する相談などにより、認定農業者の育成・確保を推進します。

また、新たに認定農業者となった担い手には経営改善計画の目標達成を促し、地域計画（人・農地プラン）の担い手の育成を図ります。

#### (2) 農業経営の法人化への支援

本市農業は、家族経営が主体であります。法人化による農業経営の展開は、対外的な信用力が高まるほか、規模拡大や経営の多角化等の事業展開も容易であり、後継者不足対策の一つともなり、地域農業を維持する観点から、遊休農地の発生防止や農作業受委託機能の向上が図られ、さらに雇用の場を新たに創出することも可能となることから、北海道の補助金の活用を図りながら、関係機関・団体の連携のもと、法人化の気運醸成を図っていきます。

#### (3) 集落営農の組織化、法人化への支援

集落営農組織の設立は、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、集落の維持を図るための一方策であることから、地域農業者が主体となった組織化の取組に対しては、相談活動等により支援します。

#### (4) 新規就農者・農業後継者の育成・確保

農業者が急速に減少する中、次代を担う農業者の育成・確保は、喫緊の課題です。このため、農外からの就農希望者に対しては、いつでも相談できる体制の整備を進めるとともに、就農を前提とした農業研修の場の提供や就農時の初期投資に対する支援策などを充実させることによって、円滑な新規就農の促進を図ります。

また、農業後継者については、魅力ある地域農業を確立することが重要であることから、担い手の農地集積や水田ほ場など農業生産基盤の整備を一層推進するとともに、後継者の意欲的な取組に対する支援を充実することによって、後継者の育成・確保を図ります。

#### (5) 女性農業者や農業担い手団体の育成・確保

農業就業人口の過半を占める女性農業者が、意欲を持って生き活きと能力を発揮することが農業経営を発展させ、農村の活性化を図る上で重要であることから、農業経営への参画や地域社会への参加を一層促進するため、女性農業者の活動支援を行い、育成を図ります。

また、近年の社会状況の変化に伴い、農産加工、産地直売、都市と農村の交流や食育など地域農業が担う役割が拡大しており、これらに対応した素早い農業者の取組が求められています。こうした取組にも対応できる経営能力を有した農業者の育成を図るため、青年農業者団体などの主体的な活動を支援することにより、担い手の育成を図ります。

#### (6) 農福連携の推進

雇用人材の減少による労働力不足も農業者の縮小・離農の一因となっていることから、労働力不足が切迫する状況に備え、障がい者、高齢者、生活困窮者等との農福連携の取組を進めるため、農業関係者及び福祉関係者に対して、相互理解や取組に関する情報提供、マッチング支援等を行い、多様な担い手の確保を図ります。

#### (7) 都市農村交流の推進（都市と農村の交流と多様な主体の参画の促進）

近年、農業・農村に対する関心が高まっていることから、本市では「旭川市民農業大学」、「子ども農業体験塾」などによる農作業体験の機会創出、農業者による体験・観光農園及び農家レストランの開設、農家民泊の許可取得などグリーン・ツーリズムにかかわる取組を支援することにより、都市住民の農業理解促進、農村地域の活性化や農業経営の多角化を図り、都市農村交流を促進します。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業の6次産業化や、食品関連産業や観光業等との連携の強化及び人材育成等のソフト事業を進め、加工品の生産、地産地消の取組、直売や農家レストラン、農家民泊などのグリーン・ツーリズムの推進、市民農園の開設など農村地域の資源を活かした農業関連ビジネスの取組みにより農業者の所得向上と就業の場の確保、拡大を推進します。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業機会を確保するため、就業意向調査、相談活動等を実施し、関係機関との情報交換を行い、地域営農体制の構築を進め、また、農畜産加工や直売市、観光農園などの取組みを支援し地元就業を促進していきます。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

農閑期の就業の場としての森林の整備と森林資源の活用による経営の安定を図ります。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

健康で文化的な明るく住みよい農村地域創造のため、これまで整備してきた農村地域センター、レクリエーション施設、農村公園等の活用をより一層図っていくとともに、自然環境や農村景観を活かした生活環境整備を推進します。

#### (1) 安全性

近年は、異常気象が激甚化・頻発化しており、田んぼダムや、地区防災計画の作成など、流域のあらゆる関係者と協働し、水害の軽減に向けた取組を行っています。

また、防火体制については、消防本部、南、北消防署及び農村地帯を中心に1団35個分団の消防団を配置するほか、消防防災情報システムの導入等の取組を行っています。

交通安全については、地域・関係機関・団体等と連携した、旭川市交通安全市民総ぐるみ運動をはじめ交通安全に係る多様な啓発活動等を継続して実施しています。

防犯体制については、旭川中央警察署及び旭川東警察署のもと各地に派出所、駐在所が置かれており、日夜犯罪の防止に努めています。

#### (2) 保健性

家庭ごみについては、13分別収集のほか、資源化可能なごみについては、市内に回収拠点を設置し、回収を行っています。また、燃やせるごみと燃やせないごみの有料指定ごみ袋制を導入により、大幅なごみの減量を達成しています。

給排水処理については、農村部の大部分は上下水道が通じておらず、市内6か所の飲雑用水施設の整備により、農村地区における安全安心な生活用水の供給と家畜用水等への利用による営農促進を行っています。また、令和5年度から飲雑用水施設が整備されていない地区において、飲用水等確保のために必要な井戸等の造成に対する補助制度を創設しています。

排水については、千代ヶ岡地区の一部は農業集落排水事業により集合処理を行っています。また、下水道処理及び農業集落排水整備の区域外における合併処理浄化槽設置に対する助成制度のほか、し尿は委託業者を通じて収集し、東旭川地区にある環境センターで前処理を行い下水道に放流しています。

医療体制については、ほとんどが市街化区域内にあり、農村部からは車やバス等交通機関を利用しなければ受診ができない等の課題があり、地域医療体制の充実に努めるとともに、保健師等による市内各地区における健康教室、健康相談により、日常からの疾病予防に取り組んでいます。

#### (3) 利便性

永山、東旭川、神楽地区にJRが通っているほか、郊外農村地帯へのバスもあるが、本数も少なく必ずしも利用が多い方ではありません。現在の主要交通手段は自家用車となっており、道路舗装率の向上によって更なる利便性の向上に努めています。

通信関係は、有線電話回線のほか、携帯電話、地上デジタル放送の普及がみられ、インターネット回線は光回線の整備がなされています。市内65か所の郵便局など、都市部と農村部の格差はほとんど見られませんが、農村部ではケーブルテレビ回線の敷設がされていないエリアがあります。

#### (4) 創出性

大雪山連峰の自然を背景に、これを源とする豊富な水資源に恵まれ、特に石狩川、忠別川、牛朱別川、美瑛川が貫流する地形など天与の自然は、本市の大きな特性であり市民の貴重な財産となっています。旭川特有の美しい農村風景や自然環境を活かし、次代の担い手や訪れる都市住民のために保全し、草花の植栽や農家周辺の景観整備など美しいむらづくりを進めて行きます。

## 2 生活環境施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

環境整備については、土地基盤整備計画、近代化施設整備計画との調整を図り、推進します。

また、農村地帯の既存集落周辺に都市住民の定住化を図るよう本市では優良田園住宅建設に関する方針を策定しており、都市住民の定住化により農村地帯における社会生活基盤の維持と、活性化を図っていくものとします。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地を除いた土地、並びにこれらの土地以外の土地であって、現況宅地、雑種地、境内地、墓地、鉄塔、池沼、ため池、用排水路の一部、河川、高速道、国道、道道、市道、その他公衆用道路の一部、鉄道及び公用公共用施設用地であるものを除いた土地と「農用地区域に含める山林・原野」欄に掲げる土地を農用地区域とする。

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東鷹栖地区 (A)	柏木5800-2番地を基点として、5803-2、5799-2、3662-5、3072-122、3072-120、15線21号4274-2、4273-4、-3、4727-6、4272-4、-5、4270-2、4271-1、4270-1、15線20号、4485-8、-7、-6、4486-1、4485-5、4484-3、14線20号4421-5、14線19号3603-4、-1、-2、-6、3607-2、3606-1、3604-5、-4、13線19号3384-5、-4、3387-9、3386-2、3384-3、3387-8、3381-3、3375-1、12線18号4327-8、4326-6、-5、-4、4323-2、4322-3、4322-2、4332-1、11線17号1568-2、3468-2、-1、3468-1、3268-7、-1、3261-6、-14、10線17号1721-1、3259-6、-13、-4、10線15号551-10の一部、-90の一部、10線16号3260-12、-21、2676-10、-12、-11、-14、2068-3、11線16号1679-40、-12、-3、3363-7、-8、-1、-6、-14、1680-2、-1、1679-1、11線15号2524-1、-17、-16、5101-6、-7、-1、2524-15、-29、2524-14、-13、11線14号259-8、-1、-10、-2、-7、2930-3、-1、2506-9、5098-3、-2、-1、10線14号2507-10の一部、11線13号2519-1、-28、5091-3、-4、2519-11、-10、2520-1、2520-30、-18、10線13号626-2、-21、-59、-22、-24、-55、-6、-7、9線13号625-18、-37、-38、-51、-42、-11、-52、-43、2936-2、2491-11、-1、-2、-3、8線13号2492-22、-38、-77、-74、-23、1050-6、-2、-1、-5、7線13号2495-14、-59、-5、-45、-48、-16、-49、-58、6線12号2516-3、-1、-6、7線12号5138-1、5139-1、5140-1、-2、5141、7線11号5142、5145-1、-4、5201-1、-6、5202-9、-13、5206-1、5203-1、-2、7線10号5207-7、-2、5208-2、5212、5213-4、-3、5213-1、5215-1、5316-3、5316-1、-4、5216-1、6線10号5232、5233、5235-1、5236、5237、5198-1、5線10号5174-1、5180、5179-2、-1、5182、5183-1、5189-1、-2、-3、-4、5190-5、-7、2844-6、-5、5190-6、5188-2、5186-2、686-1、4線11号2530-1、2529-34、-2、-33、-32、-31、-9、-100、-16、-64、-72、3線10号2535-1、-5、-9、-71、-72、-12、-34、2536-13、19、-20、-93、-92、-91、-90、936-31、-2、-41、2535-18、-43、-14、-78、-77、-11、-8、2944-1、-7、3321-10の一部、3線11号2542-11、-14、-17、-20、2542-19、-22、-24、-26、2545-12、1条5丁目638-9、-37、-38、-39、-40、-133、-135、-168、-169、-204、1条6丁目638-32、-33、-192、-195、-203、3条1丁目636-150の一部、-187、-188、2946-4、4条1丁目636-27、4条2丁目636-26、-25、-38、-37、-19、4線12号643-10、-16、-25、-26、-9、650-4、-5、649-2、-10、-13、5線12号2527-7、-19、-8、-1、-9、4線12号652-4、-25、-11、5線12号2527-10、5線13号、2533-12、-11、-1、-18、-19、4線13号655-3、656-9、660-20、-1、675、4条6丁目639-1、-6、-26、-149、3条5丁目639-147、-29、2条5丁目638-25、-26、2条4丁目638-43、2条5丁目638-34、2条6丁目638-29、2線14号641-1、-6、-7、-8、2950-1、-4、-8、-9、10、-18、-32、-33、-35、-36、-37、-38、-39、-40、-41、-45、-46、-47、-48、-49、666-1、-4、-15、-16、-17、-18、-28、-35、2線15号75-1、-2、-4、-5、-10、-11、-12、-13、671-15、-16、-17、-18、-19、-33、-35、-37、-40、-52、-53、-59、-61、-63、-65、-66、-68、-72、-73、-82、-143、2線16号290-1、-5、-40の一部、-16	5線14号2499-1（自衛隊敷地） 4線15号 683-4（家畜保健衛生所） 683-50、-51（市有地） 4線16号 250-1、-4、-11、-12（近文第2小学校） 10線16号2514-14（近文第4小学校） 11線21号4204-1、-3、-6、-7、-15、-16、-20、-22 10線20号4370-1、-2、-7、-14、-15、3252-2、-7、-8、-23 10線21号4375-1、-2（近文第3集落） 5線11号1221、6160（墓地） 5線12号5165（墓地） 6線11号5232（墓地） 6線12号5150（墓地） 7線14号2539-140の一部（農家住宅） 7線19号3274-1、-6、-7、-8、-9、-10、-11、-13 9線23号2892-7、-6、3976-10の一部 11線22号2776-29、-31（共同もみ乾施設） 10線13号2511-14 6線15号 631-10、 2線16号 290-15 10線14号3315-11 8線14号58-7 4条2丁目636-107 12線22号4285-13（農業組合会館） 4線15号683-74 5線13号2533-41 3線10号 936-63 5線10号5177-1、-2、-3、5185-1、-2（中央家畜市場）	東1線17号4038の一部、4040の一部、4041の一部、 東1線18号294-4の一部、3627の一部、 1線14号5060の一部、50610の一部、50620の一部、50630の一部、5069、 1線15号3304-20の一部、4808の一部、4809の一部、4818の一部、4819の一部、 1線19号477-10の一部、477-12の一部、1431-3の一部、 2線19号2857-13 4線21号2895-70の一部、 5線10号2462-40の一部、2844-50の一部、2844-60の一部、5174-10の一部、5175-1、-3、5176-10の一部、5179-10の一部、5179-20の一部、5184-120の一部、5186-10の一部、5186-20の一部、51870の一部、5188-10の一部、5188-20の一部、5189-10の一部、5189-20の一部、5189-30の一部、5189-40の一部、5190-10の一部、5190-20の一部、5190-4、5190-50の一部、5190-6、5190-70の一部、 5線11号687-70の一部、2461-7、2462-20の一部、2462-30の一部、2462-50の一部、2462-60の一部、2462-90の一部、2462-10、2462-130の一部、2462-17、5167-10の一部、5167-2、5168-1、-2、-3、-4、5170-10の一部、5170-50の一部、5170-60の一部、5172、5184-6、6171-10の一部、6171-20の一部、 5線12号2469-14、-22、5151-2、-3、-4、5152、 5線20号2875-130の一部、2885-40の一部、 5線22号3328-50の一部、3328-100の一部、3328-440の一部、 6線10号5227-20の一部、5227-40の一部、5229-10の一部、5234-10の一部、5234-20の一部、5235-10の一部、52360の一部、5237、 6線11号5154-4、5157-2、-4、-5、5157-60の一部、5158-9、5158-100の一部、5158-120の一部、5194-30の一部、5221-30の一部、52230の一部、5223-10の一部、52250の一部、52280の一部、	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東鷹栖地区 (A)	<p>1線15号167-3, -2, -9, -1, -15の一部, -17の一部, 311-1, -6, -15, -19, -23, 4806-1, 2851-1の一部, 2852-3, 311-3, -22, -21の一部, 670-11, -1の一部, 1線14号640-6, 665-1, -23, -21, -3, -6, 2951-3, -10, -1, -7, 640-11, -1, 315-4, -3, -1, -2, 5053, 2147-1, 5055, 5069, 5070, 5071, 1線15号1-10, 1-1, 4812, 4814, 4815, 4816, 1線16号4045, 4049, 1線17号679-19, 1線18号79-1の一部, -5の一部, -9の一部, -12の一部, 東1線17号4033, 4039, 4038, 4040, 4041, 4034, 4037, 4045, 東1線18号886-1, -132, -173, -182, -181, -170, -45, -121, 3628, 東1線19号3342, 3340, 3343, 東1線18号3617-1, -2, 東1線19号472-3の一部, -4, -5, -6, 477-3, -8, -12, 1線19号1431-3, -121, 477-1, 2823-5, -4, 268-5, 2線15号75-9, 671-20, -21, -38の一部, -126, -127, -128, -134, 2線19号2822-9, 2857-18, 2859-7, 2864, 2868-8, 2857-13, 3線19号5985-8, 5987-14, 5985-11, -12, 5892, 5890-1, 5889, 4線20号5995-1, 5990, 5188, 5987, 59845981, 5978, 5979-1, 4線21号2858-1, 2895-7, 2857-2, 2860-4, 2864-5, 2859-10, -11, 2864-7, 2859-7, -15, 5線21号2474-3, 2483-5, 2475-3, 2482-1, 2475-7, 5線22号3329-2, -3, -5, 3337-1, 3329-6, -14, 3330-4, -5, 3336-5, -6, 3331-2, 3328-8, -10, 3329-6, 3322-4, 3330-3, 2322-1, 3332-1, 3333-1, -2, 3334-1, 緑台2351-5, 4997-3, 5001-1, 4997-5, -4, -2, 2351-1, -2, 2894-11, 17, 6線20号3344-2の一部, -4の一部, -6, 6線22号4992-5, 4998-3, 4992-4, 4996-4, 5000-3, 4992-3, 6線21号4166-1, 4164-6, 4162-8, 2226-1, 3188-2, 6線20号3345-2, 3351-21, 3349-7, 2066-10, -12, 7線20号2345-7, -9, 7線21号4011-1, 4008-1, 2313-1, 2287-14, 3187-4, -3, -2, 8線19号3275-2, -40, -52, -54, 8線21号2245-12, -1, -16, -8, -15, -5, 4107-4, 9線21号3995-4, -8, -10, -5, -6, -3, 4132-15, -6, 2071-15, 4753-8, 4740-1, 9線22号3974-1, 3976-1, 3977-1, -2, 9線23号2991-3, 10線23号4041-3, 9線23号5708-1, -2, 10線23号4043-1, -4, 2809-14, 2050-14, 3407-6, -3, -7, 4050-1, 11線24号4227-1, 4228-4, 4231-4, 4231-5, 4062-6, -3, 4231-5, -8, 4233-4, 4230-4, 11線23号4282-1, 4279-3, -1, 4257-2, 4274-7, -6, -5, 12線23号4988-1, 4987-1, 12線22号4988-4, 4284-3, -1, 4992-4, -3, -5, 12線23号4549-3, 13線23号3378-2, -16, -6, -7, -17, -173, 4993-2, 4996-2, -1, 4997-5, -4, -6, 3071-34, 13線24号3071-22, -40, -11, 3073-6, -3, 1071-55, 3071-44, -179, -56, -119, -57, 13線25号4458-4, 4461-1, -4, 14線25号4460-4, -6, 4458-3, -7, 4460-2, 4459-4, -1, -3, 14線24号3075-3, 3077-9, -10, 3075-1, 3077-8, 3074-2, 3077-7, -5, 3077-3, 13線23号4997-9, 4999-5, 4997-5, -8, 4999-4, 4995-2, 13線22号4277-10, -1, -8, 4321-1, 4325-14, 4320-3, 4319-5, 4320-4, 4325-17, 4322-1, 4325-18, 4322-2, 4323-6, 4325-19, 4274-4, 14線22号3072-32, 4985-10, 4989-7, 14線23号3072-118, -51, 14線22号4985-13, -12, 4989-10, 3072-155, 3072, 4986-7, 4989-10, 4986-7, 4989-9, 4986-5, -3, 4268-25, -2, -11, 14線21号4442-2, 4440-2, 4201-3, 4444-1, 4440-9, 13線21号5040-13, 5038-4, 5040-11, 14線20号4426-4, 4424-2, 4426-6, 4420-6, 4424-2, 4420-4, 3773-8, -10, -3, 4422-2, 4423-4, 14線21号4443-1, -2, 15線21号4276-2, 4272-3, 4276-5, 4274-2, 柏木3072-120, 3662-5, -4, -6, 5800-2番地を順次線で結び囲まれた区域。</p>	<p>6線12号2516-8, -37, 5149-1, -2, -3, -4 5149-5, -6, -7, -8, -9 (食肉センター) 13線19号3383-4, 10線15号1044-3 9線18号2883-1の一部 (農家住宅) 9線20号4363-46, 10線14号586-5 5線10号5184-12の一部, 3線14号667-38, -20, 7線13号2495-60 4線18号5931-2の一部, 4線19号5872 6線16号2569-36 5線20号2881-2, 9線21号 991-4の一部, 11線13号5097-3 1線17号3199-3の一部, 2034-11の一部, 1607-2の一部, 2線19号2862-3 5線11号2461-30, -31, -32の一部, 2線15号671-4の一部 5線12号2527-22, 9線15号3404-2 5線10号5174-7の一部 6線20号3348-6の一部, 10線16号2515-24 5線11号5170-5の一部, -6の一部, 6172の一部, 687-2の一部, (農家住宅) 8線14号58-1の一部, 3線11号2542-9, -21, 10線14号2507-4の一部, 7線18号4479-2の一部, (地域会館) 東1線17号4043, 4044, 886-82, -84, -176, -46 (砂利砕石プラント基地) 9線15号1937-1の一部, 5線11号2462-6の一部, 2462-9 9線16号3271-7, -10, -11 12線19号4217-1, 13線21号5033-1 2線16号93-25, -5, -6 7線20号6033番2の一部 (農家住宅) 11線13号2520-18の一部 (農家住宅)</p>	<p>6線12号5136-1の一部, 5136-2, -4, 5136-5の一部, 5136-7の一部, 5136-8, 5137-1, -2, 6線20号2066-10の一部, 3350-2の一部, 6線21号2226-1, -5, 2437-1, 3188-3, 4168-5の一部, 7線10号5208-2の一部, 5208-5, 5216-1, 5316-1の一部, 5316-3の一部, 7線11号5142, 5144-1の一部, 5144-2の一部, 5144-3の一部, 5144-4の一部, 5145-4, -7, 5201-1の一部, 5202-1, 5202-9の一部, 5202-11, 7線12号5138-1, 5139-3の一部, 7線18号2414-9の一部, 8線21号2245-8の一部, 2245-16, 2845-15, 9線17号2554-4の一部, 2888-13, 4444-2の一部, 4492-2の一部, 9線19号3285-37の一部, 3285-75, -76, 5821の一部, 5822  9線20号4364-6, -70, 4366-5, 4370-2, 4374-4の一部, 7367-3の一部 9線21号3994-9の一部, 3994-18, 3995-6の一部, 10線16号1, 2676-5の一部, 3260-5, 3260-13の一部, 3260-17の一部, 3260-18の一部, 10線19号3776, 5771の一部, 5773の一部, 5780の一部, 10線20号4367-77, 10線23号2050-14, 2809-14, 4043-1, 4043-2, 11線16号1679-13, -14, -21, 3363-1の一部, 3363-6, 11線19号4037-2, 4089-3の一部, 4089-4の一部, 4089-5の一部, 4323-4の一部, 4323-11, 4323-13の一部, 11線20号2561-5 11線21号3402-5, -15, -16, 3770-14, 11線22号4284-3, 4288-2, 12線18号2363-14, 4320-2, 4320-3の一部, 4320-8, -12, -15, -17, -18, 4321-1, -1, 4321-3の一部, 4321-4, -5, 4324-7, 12線19号2558-30の一部, 2558-5, -6, -8, 2625-3, 3624-4, 4213-9の一部, 4219-3の一部, 12線21号4285-2, 4288-2の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東鷹栖地区 (A)		<p>3線11号2542-2, -36  12線22号4285-1, -2, -3, 4284-1(会館)  1線16号674-4, -5, -6, 2425-26, -27, 2829-31, -32, -33, -35 674-36, -37, -2, -3  5線12号2469-9, -10, 2527-2, -4, -16, -20, -22  2線16号290-10, -14, -15, -16, -17, -18  4線12号643-2, -4, -27  10線16号3260の一部,  2線18号78の一部, 86-3, 5線19号3072-1  2条5丁目638-3, 2条6丁目638-5  5線11号2462-9, -3の一部,  6線12号5135(上川畜産公社)  5線12号2526-2の一部, 2526-7の一部(重機駐車場), 10線15号552-32  5線14号2578-3(地域会館)  1線15号4812-2, 1線17号1941-3の一部,  7線10号5316-9, 5線10号2844-29, 3線10号2535-128, 5線12号2527-35, 4線15号683-105  1線18号102-10, 102-25(道路用地)  1線19号2823-2, -3, -6, -7, -8, -9, 2824-2, -5, 2826-6, -9, -10(道路用地)  2線18号1045(高齢者福祉施設),  4線17号5967-7(駐車場他)  3線15号672-8(農家住宅, 車庫)  2線18号95-4, -7, -22, -23(福祉施設拡張)  2線18号1043-25(町内会館), 10線19号5780-5(農家住宅), 6線11号5160-6の一部, 5162-2の一部, 10線19号5780-1の一部(通信中継施設), 4線14号668-4の一部(農家住宅), 4線17号200-10の一部(農家住宅), 6線10号5218-1, 5218-3(飼料製造施設), 9線17号4489-11の一部, (通信中継施設), 11線21号3401-2の一部, (通信中継施設), 3線18号5928の一部, (通信中継施設), 7線19号3273-32の一部(農家住宅), 9線13号2491-11の一部(農家住宅), 1線17号679-8の一部(農家住宅), 3条5丁目639-152(農家住宅)</p>	<p>12線22号4284-30の一部, 4992-1の一部, 4992-2, 4992-30の一部, 4992-60の一部, 4993-70の一部, 4994-1, -9, 4998-8,  12線23号4549-3, 4549-4,  13線19号2515-2, 3385-7の一部,  13線23号3378-2の一部, 3378-16の一部, 3378-173, 4997-8, -9, 4998-4の一部,  13線24号1071-55の一部, 1071-143の一部, 3071-11, -22, 3071-40の一部, 3071-44, 3071-119の一部,  13線25号4461-1の一部,  14線19号3603-2, 3604-7の一部,  14線21号4440-9の一部, 4442-2の一部, 4444-1の一部, 4446-4の一部,  14線22号3072-32, -155, 4268-2, -11, 4986-30の一部, 4986-70の一部, 4989-100の一部,  14線23号3072, 3072-51, -118,  14線25号4460-4,  東山1431-2の一部,  緑台2351-1の一部,  柏木3662-4の一部, 3662-5の一部, 3662-6の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
永山地区 (B)	<p>永山町2丁目142-10の一部、142-5、181、557、永山町3丁目97-1を基点として、97-2、98-1、107-11、-2、107-27、108-1、109-6、111-10の一部、-139-20の一部、永山町4丁目131-10の一部、134-3、135-10の一部、135-20の一部、138-1、140-1、142、142-5、146-1、147-1、156-1、173、175、永山町5丁目117-10の一部、118-10の一部、124-2、133-9、144-3、永山町6丁目118番地を基点として、111、112-1、113-1、永山町7丁目116-2、130-1、131-1、132-1、137-1、138、133-1、永山町8丁目134-5、-13、156、157、147-30の一部、149-1、-2、150-10の一部、-4、158、191、192、永山町9丁目55-2、58-1、-2、-3、59-1、-7、-8、-9、60-1、-2、-3、-60の一部、-7、-8、-20、-21、106、122、138、97-4、99-3、101-3、-2、永山町10丁目194、182-8、-9、196、197、198、199、200、永山町11丁目68-10の一部、-4、100-1、111-1、113-6、113-2、120-1、113-2、116-1、114-6、150、永山町12丁目192-2、188-2、201-1、203-1、-2、190-1、永山町13丁目168-1、-11、-12、166-1、168-6、永山町13丁目98-10の一部、101-2、102-1、218-6、215-1、永山町12丁目155-1、157-4、151-1、149-6、-5、148-4、-1、144-1、-2、-3、143-1、142-2、-8、585、583、595-2、582-2、-1、577-6、-2、562、575-2、558-1、561-2、560-2、-1、573-2、539、538、537、535、115-1、永山町12丁目2250の一部、243-4、-6、330、310、311、312、302、131-1、133-1、134-1、138-1、298、295、292-1、264-1、永山町11丁目77-1、240-1、234、228、226、永山町10丁目252、245、243、242、238、232、122-4、-1、-8、永山町9丁目63-2、-6、-7、-8、-12、64-8、-9、66-1、67-1、-10、永山町8丁目118-1、119-10、120-1、-3、121-2、-9、-1、122-1、永山町7丁目108-1、110-1、-2、-4、113-3、114-16、永山町6丁目98-5、97-4、96-11、-12、-7、95-9、94-8、-2、-5、-6、109、109-1、-2、110-1、-3番地を順次線で結んで囲まれた区域、永山町15丁目147-5番地を基点として、143-1、159、160、161-1、153、永山町16丁目64-11、249-1の一部、276、289、288-2、-1、286、285-3、214、218、220-1、221、219-1、211-2、-1、278、265、251、249-1、244-1、241、238、232、176-1、173-20、-29、-19、-2、-18、-31、-17、-16、169-1、165-1、-9、-3、-2、139、137-6、137-1、133、120-7、-9、-1、-3、116-8、-5、-9、-1、-12、-11、-7、-3、117、81-1、78-3、-1、80-1、-3、95、97-1、97-2、25-1、-5、5-8、-22、-20、-21、-16、297、308、341-2、-3、80、5-1、-18、1-5、永山町15丁目167、168、169、191-40の一部、2-11、2-10、-5、16-6、永山町14丁目7-1、6-1、-3、5-4、-1、209-10の一部、221、-3、14-4、-1、-5、-6、-7、15-1、-5、86-3、-4、-1、-7、220、93、92、91、90、89、97-1、-2、96-1、140-3、140-1、141、142-3、-2、-3、-5、-7、-1、-4、143-2、-3、-4、-5、-1、150-5、-4、永山町13丁目90-1、91-1、92-1、93-5、100-1、101-1、101-4、永山町15丁目116-23、-14、-15、118-1、-7、121-1、122-1、-5、139-47の一部、139-48、139-50の一部、139-51、永山町14丁目165-15、168-5、-6、170-5、-7、173-2、308-20の一部、308-30の一部、176-2、178-1、-6、180-9、181-2、-3、200-1、-6、-2、-5、-3、201-3、-6、-7、-2、204-10の一部、-2、-17の一部、205-1、213-2、-1、211-6、-1、209-4、-1番地を順次線で結んで囲まれた区域。永山町6丁目96-10の一部、永山町8丁目118-10の一部、118-2、118-3、永山北1条12丁目44-1、47-2、52-10の一部、64-2、13丁目55、57-5、60-1、64-10の一部、169-2、525-1、永山北2条12丁目6-1、36-5、39-1、41-10の一部、42-40の一部、353、357、13丁目18-10の一部、20-3、29-4、永山北3条11丁目9-10の一部、9-2、-3、-4、11-10の一部、15-16番地の土地。</p>	<p>永山町6丁目95-10の一部、-20の一部、-30の一部(農家住宅)、112-10の一部 7丁目110-40の一部、122-4、123-5、130-5、108-9、-120の一部、-14(農家住宅) 123-23(農家住宅) 8丁目120-30の一部、130-10の一部、131-10の一部、134-80の一部、144-50の一部、147-4、147-30の一部、121-6、-70の一部、121-8、121-9、147-30の一部、147-50の一部、148-10の一部、159-10の一部(玄米倉庫)、150-10の一部(酒米精米工場、貯蔵庫) 9丁目71、72-1、70-1、-2、-5(墓地) 10丁目143-1、-10、-11(寺院) 143-5(ライスセンター)、161-23、-24、274-2、172-20の一部、172-30の一部、1910の一部、1920の一部、171-10の一部、262-1、263-1(社会福祉施設)、2670の一部(電気通信中継施設) 11丁目1490の一部、1720の一部、134-10の一部(保育所) 12丁目164-5、207-2、231-2、2520の一部、299-4、5、332-2、346-10の一部、(会館用地)2160の一部 13丁目558-10の一部、558-20の一部、145-10の一部、583-10の一部、101-2、101-6(非農地化) 14丁目200-30の一部、200-50の一部、143-10の一部、207-1、6、13(農家住宅) 129-1、2、131-1、2、3、4、133-1、2、4、5(道北バスターミナル)、120、121、121-1、122-1、123-10の一部(永山ふれあいセンター)、62-40の一部 15丁目760の一部、87-3、107-30の一部、115-10の一部、115-2、115-30の一部、121-8、121-9(学校公宅)、115-90の一部、115-100の一部、139-67 16丁目26-13、-14、37-20の一部、97-3、95-1、1040の一部、233-4、262-4、111-16、-17、173-41、179-3、242(射的山)245-10の一部、249-10の一部、269-1、169-14、-25(保育所)、237-7、245-70の一部(駐車場)</p>	永山町16丁目185-40の一部、2430の一部	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東旭川地区 (C)	<p>共栄133番地を基点として、135-1, 137-9, -7, 75-6, -7, -5, 72-2, -1, 71-1, 66-1, 65, 64-1, -2, 61-1, 51, 52-2, 53, 55-1, 310-1, 55-5, 56-2, 60-1, 59-2, -1, 58-2, -7, -4, -3, -1, 160-3, 161-2, -6, 161-7, -3, -1, 183-1, 252-1, 255-3, 256, 258, 旭正75-3, 76-2, 79-3, 80-2, 83, 84, 89-1の一部, 88, 196-2, 198-2, -1, 197, 312-1, -10, 346-1, 347-1, 348-3, -2, 349-1, -7, -5, -4, 351-1, 350-1, 378-1, 忠別585-6, 84-1, -2, 87-1, 589, 285-1, 812-4, 286-4, -3, 812-3, 816, 817, 818-3, -2, -3, 822, 825, 826, 828-2, -3, 827, 834, 835, 837, 838, 836-5, 840, 847-4, 842, 843, 841, 849, 850, 851, 853-3, 854, 855, 859-3, 856, 857, 859-4, 859-7, 772, 770-1, -2, 628-5, 629, 654-2, 113, 115-1, 240-1, 251-1, 46-2, 50, 49, 旭正370-1, 376-3, 369-1, 342-1の一部, 332-1, 331-1, 330-4, -1, 329-1, 328-1, 213-7, -1, -3, 177, 176-1, 106-6, 107-1, -3, -5, -6, 42-2, -5, -1, -6, 共栄82, 83-1, -4, 84-1, -2, 85-1, -2, -3, -4, 284-5, 223-1, 232-2, 230-7, 229-1, 183-1, 184-4, 187, 133番地を順次線で結び囲まれた区域, 旭正335-1, 337-1番地の土地。</p> <p>下兵村184-1番地を基点として、184-1, 189-1の一部, 189-3の一部, 188-1, 188-2, 198, 204, 211, 231-1, -3, 232-14, 246, 263, 264, 293, 474-3, 415-1, 414, 411-1, 410, 407, 406, 403, 402-1, 399-4, -1, 398, 395, 394, 393, 390, 389, 386, 385-1, 384-8, -1, 383-1, -3, -4, -5, 445-3, 467-1, -4, -3, 381-1, -2, -1, 380-3, -12, 380, 379, 378-1, 377-6, 600, 共栄209, 210, 208-1, -2, 207, 205, 204, 119, 120-1, 121-1, 122-1, 201, 198-1, 196-1, 192-1, -2, 191-2, 223-9, -4, -16, -17, 294, 290-1, -2, -8, -2, 291, 292-1, 旭正30-1, 31-1, 32-6, -2, 33-4, -5, -1, 34, 107-3の一部, 110-1, 111-5, -6, 112-1, 122-2, -3, -1, 168-2, -1, -5, 169-1, 243-1, 285-1, 305-3, 306-2, -1, 308-1, 328-1, 387-1, 416-1, 忠別35-1, 545, 546, 548-3, 547, 42-1, -2, -3, -4, 133-1, 390-1, 343-2, -1, 340, 342-1, -2, -3, 344-1, 862, 865-7, 863, 864, 865-6, 351-1, -2, 868, 870-3, 869, 871, 870-4, 879-6, 877, 878, 879-4, -8, 362-1, 886-1, -2, -3, 887, 888-4, 889, 890, 888-5, 892, 895, 893, 896, 898-1, 900, 904-4, 901, 902, 904-3, 906, 909-2, -6, 911, 909-5, 912, 917-3, 914, 915, 917-4, 918, 921-2, 919, 922, 923-3, 924, 926-3, 928, 926-4, 930, 388-3, -1, -2, 日ノ出384-1, 476-1, 475-1, 474-1, 406-1, 441-1, 440-4, 499, 438, 408, 410, 435, 446, 443-1, 444, 443-1, 366-6, -5, -3, 541, 594, 538-1, 534, 535-3, -4, -1, 536-1, 366-2, 278-3, -8, -5, 279-1, 131-1, 151-3, 152-1, 153-1, 154-1, 156, 155, 53-4, 53-14, -7, -1, -3, 57-4, 上兵村335-6, -1, 438, 456-2, 459, 460-1, 463, 549-9, 548-4, -1, 545, 543, 557-2, 下兵村511-1, -6, 512-5, -13, -12, 515-1, 432, 418番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>上兵村36-1番地を基点として37-1の一部, 38-1, 37-4, 42-1, 44-1, 45-3, 567, 61, 176, 167, 166, 163-2, 162, 160, 159-1, -3, 158, 155-5, 154-1, 151, 150, 147, 208, 209, 205, 204, 201, 200, 197, 196, 193-2, 192-1, 191, 188-4, 187, 184, 183, 220, 230-2, 230-6の一部, 231-3, 233-1の一部, 240-5, 263-3, 271-7, 274, 290, 304番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>日ノ出3番地を基点として5, 12, 15, 303-18, 193, 205-7, 206, 207-6, -7, 217-1, 218, 221-1, 222-1, 231, 232, 233, 234-1, 235-1, 243-5, -1, 244-3, 224-2, 245-8, 246-2, -1, 247-1, 253-1, -3, -7, 254, 255-4, -1, 256-1, 260, 261, 262, 271, 270, 265-7, -6, -5, 270, 261,</p>	<p>日ノ出 135-1の一部, 132の一部(高压送電線鉄塔用地) 54-8, 86-11の一部, 239の一部, 373-7, 153-1の一部, 205-27, 251の一部, 611, 612, 613, 81-4, 257の一部, 75-1の一部, 479, 576-15, 674, 77の一部, 368-6, 369, 370, 371(小学校), 69-1の一部, 68-5の一部, 286の一部, 406-1の一部, 121の一部, 155の一部, 156の一部, 119の一部, 103-1の一部(通信中継施設), 246-7, -8の一部(農家住宅), 246-11(町内会館), 232-14の一部, 284-26の一部, -27(農家住宅)</p> <p>上兵村 234-1, -4, 238-1, -6, 252, 257-1, 264-3, 268-8, 377-1, 387-3, -10, -11(農家レストラン), 394-2, 395-1の一部(高压送電線鉄塔用地), 397-8, -17(管理施設), 347-1の一部(資材置場), 456-4, -5, 491-2の一部, 460-2の一部, 404の一部, 405の一部, 354-1, 350-2, 481-6, 532-1の一部, 347-1の一部, 373-2, 373-1, 374, 375-1の一部, 491-15, 397-1, -3, -9, 188-1, -2, 365-1の一部, 523-13, 549-8, 356-2の一部, 182-1の一部, 183-1の一部(農家住宅), 464-1, 491-1の一部, -47の一部, -48の一部, 516-43, -44(モジュール園), 464-2の一部(介護施設付帯施設)</p>	<p>日の出139の一部, 213-1の一部, 214-2の一部, 214-3の一部, 215の一部, 忠別286-3の一部, 286-4の一部, 共栄304の一部, 305-4の一部, 305-5の一部, 453の一部, 豊田4-17の一部, 4-19の一部, 4-22, 4-24の一部, 4-62の一部, 5-36の一部, 5-37の一部, 5-38の一部, 5-48, 6-5の一部, 17-8, 69-10, 82-1の一部, 95-3, 98-2, 114の一部, 403-4の一部, 458の一部, 459の一部, 471の一部, 585の一部, 586の一部, 592の一部, 594-7の一部, 599の一部, 602の一部, 603の一部, 639の一部, 644の一部, 654の一部, 桜岡25-19の一部, 27の一部, 28の一部, 31の一部, 35-1の一部, 35-4の一部, 35-5の一部, 36の一部, 37の一部, 38の一部, 66-17, 87の一部, 120の一部, 126-1の一部, 126-2の一部, 126-5の一部, 126-8の一部, 126-9の一部, 126-13の一部, 126-14の一部, 126-15の一部, 130の一部, 142の一部, 142-2の一部, 142-4の一部, 142-9の一部, 145の一部, 149-3の一部, 149-7の一部, 149-8の一部, 152-1の一部, 152-12の一部, 152-17の一部, 153の一部, 153-2の一部, 153-3の一部, 153-4の一部, 153-5の一部, 153-8, 153-9の一部, 160-1の一部, 160-3の一部, 160-7の一部, 160-8の一部, 175-1の一部, 176-1の一部, 262-1の一部, 262-2の一部, 263-1の一部, 263-2の一部, 264-1の一部, 265の一部, 268-1の一部, 269の一部, 269-1の一部, 269-3の一部, 276の一部, 277の一部, 278の一部, 279の一部, 280の一部, 281の一部, 282の一部, 284の一部, 285の一部, 287の一部, 288の一部, 289の一部, 306の一部, 東桜岡1-1の一部, 5-2の一部, 5-7の一部, 9-5の一部, 11の一部, 16-3の一部, 16-6の一部, 18-9の一部, 30-5の一部, 32の一部, 35-1の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東旭川地区 (C)	<p>262, 264, 258, 257, 252, 251, 250, 241, 240, 239, 238, 227-1, 226-3, -1, 214-1, -3, -2, -3, 213-1, 205-13, -14, 205-2, 774-10番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>倉沼54-4番地を基点として, 54-11, -10, -1, -3, 55, 58-4, -5, 59-1, -4, 60-13, -1, 16, 9, 66, 65-1, 67-1, -4, 68-1, 76, 77, 80, 81-4, 82, 81-1, 86-1, -3, 162, 160, 89, 90, 91, 9, 0, 92, 93, 94, 95, 97-20, -1, -4, 99-4, 141-5, 142, 139-3, 138-5, 137-2, 137, -4, -15, -10, -1, -25, -23, -1, -21, 149-1, -2, 148, 147-3, 147-15, -36, -34, -1, -24, -23, -22, -10, 146, -3, -4, -2, 10-13, -12, 146-2, 145-2, 142-11, 72-2, 70-6, 69-11, -6, -19, -1, -7, -8, 67-1, 65-1, 62-4, -5, -3, 50-3, 57, 58-6, -2, 56, 52-2, -, 1, 511, 52-1, 53-1, 50-4, 54-4番地を順次線で結び囲まれた区域, 倉沼10-9, 10-8, 9-11, 10-10, 60-1の部の土地。</p> <p>桜岡243-1番地を基点として, 243-1242-1, 241-1, 100, 102, 101, 99, 98, 83-2, -1, 82-1, 81-1, 1-3, -1, -7, 250-4, -3, 1-4, 13-4, 247, 248, 13-1, 16-1, 28, 29-15, 25-19, 豊田4-1, 3-1, 8, -25, -26, -1, -3, 14-1, -2, -3, -4, 15-12, -5, -1, 13-1, -3, -2, -6, 12, 32-11, 34-3, -4, -2, -1, 35-1, 56-1, -4, -6, 78-1, 80-1, 88-1, 89-1, 90-3, -6, -1, 95-1, -3, 96-1の部, -7, 98-2, -1, 100-3, -10, 118, 119-1, 222-3, -2, 235-2, 234, 248-1, 249-1, 264, 290-1, 29, 2-1, 325-1, 326-1, 331-1, -2, 352, 387-2, 392-1, 394-1, 396-1, 410-3, 417, 418-1, 445-1, 446-1, 447-1, 479-1, 486-1, -2, 512-1, 517-6, 517-7, -1, 554, 555, 566, 568-1, 557-1, 637-3, 614-1, 630-2, -1, 627, 580, 581, 583, 585, 586, 585, 626, 607, 608, 600, 605, 54, 6, 611-2, 543, 494-1, 471, 470, 459, 東桜岡243-37, -38, -39, -40, -22, -15, -8, -15, -24, -27, -25, -2, -35, -36, -2, -24, -15, -22, -4, 241-4, 240-16, 472, 473, 472, 豊田403-4, 36, 7, 365-1, 344, 342, 340, 317-7, 315, 317-3, 273, 269, 240-3, 239, 238-1, 240-4, 219, 115-7, 113-5, -1, -2, -1, 114, 112-1, 108-2, -1, 86, 85-4, 81-6, 73-4, 71-1, 70-5, -4, 69-10, -8, 122, 東桜岡270-3, 210-32, -1, -8, -3, -34, 209-12, -23, -10, 210-2, -14, -2, -33, -18, -28, 215-6, -5, -4, 212-4, -8, 214-19, -13, -22, -21, 217-3, -9, -3, -1, 210-5, -39, 223-3, 222-1, 221-1, 220-4, -21, -5, -4, 224-1, -5, -1, -9, 230, 238, 239-2, -21, -22, -3, 245, -19, 234, 233, 245-15, 245-51, 244-70, -50, 245-44, -17, 244-103, -84, -113, -92, 245-5, -41, -92, -103, 245-17, -15, -14, -13, 231-1, -4, 230, 225-2, 227-2, 226-2, -1, 225-1, 220-7, 221-2, -1, 250-1, 253, 252-1, 247-3, -5, 255-2, 257-15, -47, -49, -3, 278-7, -6, -1, 256-22, -3, -1, -12, -16, -14, -7, 289, 288, 291-14, 277-1, -2, 273, 274-2, -3, 272-7, -2, -17, -13, -14, -1, 271-1, 272, 310, 312, 314, 319-1, 327, 329, 330-1, -3, 333-1, 346-1, 353, 354, 350-3, 349-3, -5, 380, 378, 377-3, 389-2, -3, -4, 390-1, 386, 401-1, 408, 406, 417, 418, 435, 460-4, -1, 459, 455-3, -1, 453-1, 452-4, -1, 450-1, 443, 442, 442-2, -3, -6, 441-2, 430-2, 5-7, -2, 3-5, -2, 1-1, 桜岡161-1, 164-2, -1, 166-1, -3, 169, 175-1, 176, -1, 177-2, 178, 130, 175-1, 142, 271, 270, 269, 262-2, 262-1, 255, 120, 121, 123, 124, 12, 5, 126-10, -1, -5, 68, 66-23, -3, -20, -19, -17, -16, -4, -15, -4, -16, -17, -18, -3, 66, 68, 126-3, 265, 270, 281, 282, 145, 38, 42-19, -15, -22, 40-7の部, -3, 27, 20, 21, 22, 10-1, -2, 8-5, -6, -9, 75-3, 77-2, -1, -3, 87, 89, 88, 93, 94, 95, 109, 112, 113, 116-4, -3, -2, 190-1, -2, 115, 241-2, -1, 242-16, -8, 243-2, 243-1番地を順次線で結び囲まれた区域, 豊田268-1の部, 269-1の部の土地。</p>	<p>下兵村 222-5の部(農家住宅), 378-3(地域会館), 476-1の部, 383-7, 464の部, 385-6, 500-3, 501, 505-2, -3, 481-6, 523-13, 414の部, 385-3, -6, 490-5, 490の部, 382-6, 382-2, -5, -4, -3, -1, 467-1の部, 403-1の部(通信鉄塔及 び収容函), 456-6の部(通信中継施設), 385-240の部, -25の部(資材置場, 駐車場)</p> <p>旭 正 365-1の部, 162-1の部, 83の部, 254-2, 144-3, 4-5, 145-4, 362-4, 48-10, 258-5, 388-6, 67の 部, 68の部, 69の部, 70-1の部, 72-2の部, 79-3の 部, 45-1の部, 366-1の部, 203-1の部, 200-1の部, 200-3, -4, 250-2の部, 254-6の部, 246-1の部, 167, 131-4, 362-1の部, 134-10, 132-1の部, 32-4の部(農家住宅), 152-3の部(農家住宅), 143-3, -4の部, -7農家住宅), 398の部(農家住 宅), 404-1の部(農家住宅), 177-5の部(非 農地化) 189-4の部(事業用資材置場)</p>	<p>35-2の部, 35-3の部, 58の部, 59の部, 60の部, 62の部, 66-1の部, 109-10, 124の部, 148の部, 148-22の部, 1 49の部, 150の部, 150-2, 151-2の部, 151-3の部, 170 の部, 171の部, 178-1, -2, -3, 179-2, 199の部, 210- 32の部, 220-4の部, 224-1の部, 227-1の部, 227-2の 部, 240-7, -57, 240-58の部, 240-59, -72, -75, -7 6, 240-77の部, 240-78の部, 240-79, -80, -88, -16 0, 240-164の部, 240-404, 240-406の部, 243-2の 部, 243-4の部, 243-7の部, 243-13の部, 243-15の部, 243-22の部, 243-24の部, 243-25の部, 243-27の部, 243-35の部, 243-36の部, 243-38の部, 243-39の部, 244-50の部, 244-70の部, 244-84, 244-92の部, 244 -103の部, 244-113の部, 245-13の部, 245-14の部, 2 45-15の部, 245-17の部, 245-17の部, 245-19の部, 2 45-44, 245-51の部, 247-28の部, 257-32の部, 257- 37の部, 257-51, 258-1, 258-2の部, 258-3, -4, 258 -6の部, 258-9の部, 260-10の部, 263-1の部, 263-3, 2 63-4の部, 263-6の部, 263-9の部, 267-2の部, 270-1 の部, 270-2の部, 272-2の部, 272-7, 272-10の部, 27 2-13の部, 272-17の部, 272-18の部, 328-1の部, 330 -1の部, 349-3の部, 472の部, 473-3, 474-1, -2, -4, -5, -9, 478-1の部,</p> <p>倉沼10-9の部, 10-10の部, 10-12の部, 10-13の部, 62- 5の部, 62-14の部, 69-11の部, 70-6の部, 90の部, 91の 部, 97-1の部, 97-4の部, 97-20の部, 99-4の部, 146- 2の部, 147-3の部, 147-20の部, 147-21, -22, 147-2 3の部, 147-24の部, 147-27の部, 148の部, 149-1の 部, 149-2の部,</p> <p>米原10-5, 19-2, 19-3の部, 20の部, 22の部, 23の部, 24 の部, 25の部, 26の部, 32の部, 83-1, -3, -21, 86-10- 部, 104-1の部, 104-2の部, 105-3の部, 144の部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東旭川地区 (C)	<p>東桜岡 267-2番地を基点として、263-1、-6、-9、-4、258-6、257-28、-37、-32、-37、258-1、-9、259-2、260-1、468、263-12、-6、-1、267-2番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>豊田1-5番地を基点として、2-4、-1、-17、-6、-16、-9、-11、-13、9-48、-13、-37、-38、-20、-24、-25、-24、-30、-28、-27、-29、-27、-24、-42、-39、-18、-16、-40、-15、-14、-15、-10、-7、-8、倉沼1、2-15、-18、-2、5-1、-3、2-21、-10、4-1、2-1、1、豊田1-1、1-5番地を順次線で結び囲まれた区域、及び倉沼41-23、-56、-9、-3、-8番地の土地。</p> <p>東桜岡240-57番地を基点として、240-60、-75、-72、-77、-80、-78、-88、-164、-77、-72、-75、-76、-58、-7、-160、474-9、-2、-3、-4、-5、-4、-3、-2、-1、240-160、-7、240-57番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>豊田599番地を基点として、603、602、601-1、644、636、635、627、624、665、米原76-1、75、82-1、-2、83-9、-10、-1、-3、86-1、102、103-1、-2、104-1、-2、105-2、-3、-1、-5、-6、106-2、107-1、119-1、117-1、112-2、-1、210、211-1、-2、213、204-1、220、222、22、217、215、224、223-1、225-2、-3、227-1、281-3、258、254、263-1、264-3、263-4、273、271-1、-3、381-1、382-6、-7、-4、382-2、-9、380-1、378-1、377、379-1、375、369-1、367-2、-3、366-1、361-1、-3、424-1、423-1、422-1、417-1、797、796、798-1、791-1、瑞穂529-2の一部、530-1の一部、1363、1373-1、-2、1374-1、-2、1392、1394、1388、1382-2、1367-2、1368-3、1367-3、1390、1395-2、383-2、1398、1399、1400、1405、1396、1404、1397-1、1406-1、1407-2、-1、-3、289-3、290-2、-1、-4、1415-1、299-1、1417-1、1418、1424-3、-1、-2、-4、381-4、1425、1267、307-1、308-1、319-2、316-1、318-3、-6、-5、-4、266-9、-6、-4、-2、-10、1233-1、262、1227、1217、1206、1202、1200、1198、1185、1191、1174、1170、1076、1075、1077、1065、1059、31、29-1、1086の一部、1087の一部、1088の一部、米原487-1、791-2、-3、497-11、498-12の一部、499-5、495-2、504-1、-2、800、795、417-1、422-1、423-1、427-1、426-2、360-1、373、356、354、358-1、-2、-3、342、359、430-1、431-1、-2、433、493-7、-5、-3、-1、-2、1583-5、1594-29、1582-3、1581-1、-2、1580-5、567-3、1566-6、-10、-5、1565-5、21、20、19、1562-8、1562-5、-4、1560-1、1559-3、1558-3、-4、1557-3、527、528-7、1554-4、-2、-3、1553-3、1552-4、1549-4、1540-4、1539-1、-5、1538-7、1594-1、1595-2、1538-7、1539-5、-1、1540-5、1543-10、1537-5、-6、1536-5、-2、1-5、1535-2、-1、-5、-4、-3、1534-1、-2、1533-3、-6、1533-4、-5、1536-6、10-5、1537-6、-7、1543-5、159-1、158-1、-4、20、19-3、-2、19-2、25、24、26、32、33、23、32、158-4、159-1、1595-16、1544-5、-2、154-5、-4、-3、156-1、-2、175-2、-1、177-1、185-13、-14、-15、-9、-8、183、183-2、308-1、-3、-9、-8、306、298、-5、-6、-7、297-1、-2、-3、299-1、346-1、350、349、345、344、354、354-2、277-1、-2、-3、290、284、285、196、193、192、136-1、189、188、187、188、189、136-1、-4の一部、144、145、144、131、136-1、-4、133、132、134-4、-5、135、126-1、-3、128、127、126-5、36、39、40、51-1、-3、46、豊田662、683、675-1、674-1、640、639、66-3、650-5、660-1、661-1の一部、657-1、656、665、664、665、644、654、650、648-4、-1、646-1、671-1、646-1、642、641、460-1、645-2、639、601-1、603、599番地を順次線で結び囲まれた区域、及び米原29、151、152、390、402番地の土地。</p>	<p>共 栄</p> <p>208-4、277、278の一部、232-5の一部、264の一部、265-1の一部、265-2の一部、49-8の一部、179-1の一部、162-1の一部、162-3、164-3、290-4、-5、223-3、187の一部、281-9、-10、-3、-4(農家住宅)、209-5、255-3の一部(加工施設、駐車場)、44-2の一部、42の一部、58-4の一部、58-3の一部、58-10の一部、160-3の一部、161-2の一部、161-6の一部、66-10(農家住宅)、38の一部、41の一部、42-1の一部、44-1の一部、46-2の一部、46-5の一部、49-1の一部、49-7の一部、49-8の一部、50の一部、50-1の一部、50-4の一部、52の一部、52-2の一部、55-1の一部、55-5の一部、71-1の一部、72-1の一部、72-2の一部、310の一部、357-1の一部、358の一部(道路用地)、49の一部(農家住宅)58-2の一部(中継塔)、66-1の一部(中継施設)、236-4、236-22(町内会館)、74-6の一部(農家住宅)、230-1の一部、13の一部、-14の一部(従業員宿舎)、213-10の一部(農家住宅)</p> <p>忠 別</p> <p>537-3の一部、783-1、-2、529-1、54-2、109-2、-3、107-2、-3、-4、106-2、-4、617、106-1、-5、102-2、600-6(農家住宅)、774-3の一部(農家住宅)、879-5の一部、-10の一部</p>	<p>158-4の一部、158-5の一部、159-1、175-1の一部、183-2の一部、185-8の一部、185-9、2170の一部、223-1の一部、254の一部、263-1の一部、264-3、276-1の一部、276-4の一部、276-5の一部、276-9、277-2の一部、277-3の一部、278の一部、290の一部、291の一部、302の一部、303-1の一部、305、306の一部、309-4の一部、310-1、341-2の一部、341-3の一部、341-4の一部、342の一部、344の一部、358-1の一部、358-3の一部、390の一部、402の一部、426-1の一部、426-3の一部、427-1の一部、427-5の一部、431-1の一部、431-2の一部、431-5の一部、433の一部、435の一部、446、447の一部、448、467-3、469-1の一部、469-2の一部、469-3の一部、493-1の一部、493-2の一部、504-2の一部、537の一部、548の一部、564の一部、565の一部、566-2、576の一部、576-2の一部、576-4の一部、579-1の一部、579-2の一部、580の一部、582-1の一部、582-7の一部、582-51の一部、584-2、-3、585の一部、594-4の一部、595-1の一部、596の一部、605-11、605-12の一部、606-3の一部、613-1、634-3の一部、635-2の一部、636-2の一部、637-1、654-2、656-1の一部、665-11、671-1の一部、671-3の一部、671-5の一部、671-6の一部、674-1の一部、677-1の一部、677-2の一部、677-5の一部、679の一部、682-1の一部、701-3の一部、702の一部、703の一部、717-3の一部、719-2の一部、720の一部、721-7の一部、726-1の一部、736-8の一部、736-9、736-10の一部、736-11の一部、736-14の一部、736-15の一部、736-17の一部、743の一部、744の一部、784の一部、785の一部、787の一部、788の一部、792、796の一部、800の一部、804の一部、8110の一部、1594-1、</p> <p>瑞穂6-1の一部、17-1、17-2の一部、22の一部、23の一部、28-2の一部、29-1、30-1の一部、30-2、31の一部、61-2の一部、77の一部、138-1の一部、138-2、164、176-1の一部、176-2の一部、176-3、-4、184-1、-2、266-4、-5、-6、-10、267、274-1、275、276の一部、277-1の一部、288の一部、289-1の一部、289-3、290-1の一部、290-2、-4、290-7の一部、290-8の一部、290-9、-10、-13、292の一部、293-1、-2、293-3の一部、299-1、303-1の一部、303-2の一部、305-1の一部、307-1、-2</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東旭川地区 (C)	<p>豊田594番地を基点として、549-1, 593, 米原590, 585, 584-1, -3, -1, -2, -1, 582-3, -1 4, -1, -4, 579-1, 580, 豊田592, 592-11, 米原577, 豊田592-7, 593-116, -117, -116, 593, 米原563-2, 562, 561, 560, 559-1, 558-4, -1, 543-3, -1, 542-7, 543-1, 547-1, 558-1, 555, 554, 567, 568, 616-1, 618, 619, 613-1, -2, 614, 615-9, -10, -2, 571-5, -2, 572-1, -3, 575, 574, 608-2, 607, 605-3, 611, 605-12, -11, -5, 605-1, 604, 596, 595-1, 594-3, -4, -1, 594-2, 594番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>米原548番地を基点として、796, 798, 785, 784, 785, 537, 536, 537, 788, 534, 795, 797, 798, 802, 800, 803, 627-1, 626-6, -5, -1, 804, 803, 800, 802, 798, 797, 795, 788, 789, 792, 813, 524, 810, 811, 812, 807, 524, 810, 548番地を順次線で結び囲まれた区域、及び622, 624番地の土地。</p> <p>米原635-1番地を基点として、635-2, 637-1, 1570-3, -4, -7, 1571-8, -9, -2, 1569-2, -1, 1595-68, 1569-3, 1568-5, 1574-7, 1576-3, 1579-3, -2, -4, 1592-9, 1595-121, 瑞穂161 4-17, 1549-2, 1562-2, -3, 1614-42, 1567-6, 1566-7, 1570-6, -5, 1571-5, 1570-4, 1614-7 9, 1575-2, -1, 1575-5, 1577-7, -8, -9, 1579-3, -4, 1582-6, 1581-3, 1582-7, -8, -9, -10, -11, -12, 1583-6, -7, 1584-4, -5, -6, 1585-7, -8, -9, 1588-3, 1587-2, 1588-4, 1591-3, 159 2-4, -3, -5, 1592-6, 1593-2, -3, -4, -5, -6, -7, 1594-1, 1595-1, 1596-3, -4, -5, -6, 1597- 3, -2, -3, 515-1, 516-1, 517-1, 524, 523-1, 525, 529-1, -2, 1598-2, -3, 533-2, 1599-3, - 4, 539, 538-1, 539, 1614-131, 1599-2, 1613-42, -129, 531-2, 529-5, -6, 527, 525, 522, 51 9-1, 520, 510, 508, 507, 502-1, 1595-2, 1594-3, -2, 1614-125, 478-1, 477, 476, 477, 475, 463, 462-1, 743-1, 1602-2, -3, -7, 1609-1, 753-1, -2, 1603-3, -4, 755-1, 753-5, 786, 78 7, 788, 794, 795-1, 798-1, 804-1, 802-1, 1128-3, 1114-1, 1128-1, 813, 816, 815, 814, 823 -1, 824, 828, 829, 834, 833-1, 832, 833-1, 835, 849-1, 741, 855-1, 863-1, 864, 882, 879- 1, 880-1, 886-4, 886-1, 879-2, 871-1, 870, 1123, 853, 769-1, 1608-6, 1613-48, 1608-3, 1 614-159, 1608-4, 1607-5, -4, -2, 1614-155, 1606-5, 1607-3, 765, 766, 765, 1614-156, 16 08-4, 1614-159, 1608-7, -2, 769-1, 853, 851, 843, 842, 836-1, 831, 836-2, 824, 823-1, 81 4, 815, 813, 811, 800, 792, 787, 789, 755-1, 758-1, 1604-7, 1605-2, -3, 1630, 762-6, -8, - 7, -6, 1605-1, 756-4, -5, 756-1, 754-1, 1604-4, 1603-4, 752-1, 748-1, 750-1, 1611-7, 16 4, 1614-168, 1626, 751-1, 749-1, 747-1, 1610-3, 1609-1, 1602-7, -3, -2, -5, -4, -6, 1589 -4, -5, 1614-117, 442-1, 1614-111, 1585-3, 1584-3, 1583-5, -4, -3, 1614-99, 1582-5, - 4, 1614-97, 1581-4, 1578-3, 1577-11, 1577-10, 1576-7, -6, 1574-3, 1573-3, 1614-69, 15 72-4, 1571-4, 1566-7, 1566-6, 1613-12, 1564-5, -6, -5, 97, 98-2, -1, 1558-3, 1559-4, - 5, 1557-5, -2, -3, 1614-19, 1554-5, -4, -3, 61-2, -6, -1, 1614-2, 51-1, -3, 47-2, 48, 74, 7 5, 71, 67, 70, 78, 77, 76, 米原730-1, 723, 734-2, 733-4, 734-1, 721-7, 720, 719-2, 736-1 7, -8, -5, -3, 12, 11, 10, 9, 743, 745, 740, 739-1, 684-1の部, 677-5, -2, 674-10, 674-1, 671 -5, 672, 671-1, -4, 701-1, -2, 701-3, 708-1, -2, -7, 719-2の部, 736-7の部, -13の部, 671-3, -6, -3, 654-1, 656-1, 654-1, 701-9, 654-2, 652-1, 651-2, 658, 665-3, -11, -1, -2, 666の 部, 665-12, -13, -14, 664, 665-3, 663, 662, 661-1, 645-1, 644-1, -2, 634-3, -7, -3, 635-1 を順次線で結び囲まれた区域。</p>	<p>倉 沼 72-2, -11, 67-1の部, 68-1の部, 141-1の部, 147 -10の部, 70の部, 84の部, 54-2, 147-28の部(養魚 池), 137-6, -21, -26, -27の部, -28の部, 137-2 0, 149-2の部, 148の部, 147-3の部, 147-15の部, 147-34の部, 147-2の部, 511の部, 10-10の部, 10 -8の部, 10-9の部</p> <p>桜 岡 96-1, -3 (山林原野), 100の部, 101の部, 10 7, 108, 16-1の部, 28の部, 270の部, 147の部, 16 0-13, -12, -2, -10, -9, 174, 173-1, 178の部, 1 30の部, 9 3の部, 111, 88の部, 89の部, 38の部, 8 1-1の部, 2 41-5, 78-1, -7, -2, 262-1の部, 255 の部, 120の部, 69, 75-4, 71, 72, 73, 74, 77- 4, -3, -1, 12 6-4の部(農家住宅), 67-2の部 (通信中継施設), 40-70の部(山林原野), 40- 2, 42-3, 42-5, 42-6, 42-7, 42-9, 42-10, 42-1 1, 42-14, 42-16, 42-17, 42-19, 42-21, 42-2 2, 42-23 (山林原野)</p>	<p>308-10の部, 309の部, 310-10の部, 312-1, 318-3の部, 318-40の部, 318-5, -6, 319-20の部, 366-30の部, 384- 2, 442-1, 460-1, 462-1, 463, 464-1, 473-1, -2, - 5, -6, 475, 476の部, 477の部, 478-1, -2, -3, -6, - 7, 502-1, 504-10の部, 505-10の部, 507, 519-1, 520, 522, 525の部, 527, 529-10の部, 529-20の部, 529-50の 部, 529-60の部, 530-10の部, 531-1, -2, 538-1, 5530の 部, 7410の部, 743-1, 747-10の部, 748-10の部, 749-10の 部, 750-1, 751-10の部, 751-80の部, 752-1, 753-10の 部, 753-50の部, 753-7, 754-1, 755-10の部, 756-1, - 4, 758-10の部, 762-60の部, 786, 7870の部, 789, 7940の 部, 795-10の部, 798-10の部, 8000の部, 8010の部, 802-10 の部, 803-10の部, 804-10の部, 8050の部, 808-10の部, 808 -20の部, 8120の部, 8130の部, 8140の部, 8160の部, 823-10 の部, 8240の部, 8250の部, 8280の部, 8310の部, 832, 833-1 の部, 8340の部, 8350の部, 836-10の部, 836-20の部, 837, 8 38-10の部, 8390の部, 8400の部, 841-10の部, 841-20の部, 8420の部, 8430の部, 845-10の部, 846-10の部, 846-30の 部, 8470の部, 848-10の部, 849-10の部, 8510の部, 8530の 部, 854-10の部, 855-10の部, 8590の部, 861-10の部, 8620 の部, 8640の部, 865-10の部, 8680の部, 869-10の部, 8700の 部, 871-10の部, 879-10の部, 880-10の部, 8810の部, 8820 の部, 902, 10650の部, 10660の部, 10680の部, 1070, 1162 の部, 1163, 1170, 12460の部, 12680の部, 1366-10の部, 1367-1, 1367-20の部, 1368-1, 1404, 1415-2, 1416 -5, 14180の部, 14190の部, 14200の部, 14230の部, 1424- 1, 1424-20の部, 1427, 14290の部, 1554-3, 1602-2, - 3, -7, 1611-90の部, 1613-350の部, 1614-117, -119, 1614-1250の部, 1614-1260の部, 1614-168, 16220の 部, 1623, 16260の部, 1630,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備 考
東旭川地区 (C)	瑞穂1600-4番地を基点として、1600-2, 1601-5, -6, -7, -8, 1614-137, 553, 1614-140, 1601-4, 1614-153, 1623, 1600-4番地を順次線で結び囲まれた区域。	<p>東桜岡</p> <p>78, 72, 73, 115の一部, 71(第5小学校, 桜岡中学校)447-2, 182-3, -4, 319-2, 151-1の一部, 24-2の一部, 24-8の一部, 440-5の一部, 241-1の一部, 206-2, 245-15の一部, 3-2の一部, 330-1の一部, 1-1の一部, 10の一部, 12の一部, 9-5の一部, 9-1の一部, 11の一部, 13, 14, 17, 16, 16-2, -5, -4, 21の一部, 31の一部, 459の一部, 406の一部, 408の一部, 380の一部, 37, 39, 38, 57, 56, 55, 54, 53, 50-2, 51-1, 52-2, 57-2の一部, 58-1の一部, 59-2の一部, 61, 65, 64, 69, 73-2, 73-8, 76, 77, 79-8, -7, 35-3, 116の一部, 117の一部, 119の一部, 120, 121, 125, 124の一部, 497-4, 497-1, 500-1, -2, 499-1の一部, 483, 490, 150-1, -5, 210-32の一部, 202-2, -6, -7, -5, -11(農家住宅)</p> <p>210-1の一部, 210-8の一部, 209-12の一部, 210-14の一部, 210-5の一部, 223-3の一部, 272の一部, 222-1の一部, 220-21の一部, 296の一部, 271-1の一部, 256-3の一部, 273の一部, 271-2の一部, 250-1の一部, 468の一部, 272-1の一部, 272-14の一部, 253の一部, 221-1の一部, 220-7の一部, 238の一部, 256-22の一部, 224-5の一部, 473の一部, 224-1の一部, 239-3の一部, 247の一部, 224-9の一部, 239-22の一部, 239-2の一部, 240-16の一部, 245-19の一部, 243-8の一部, 242-1の一部, 243-15の一部, 50-1の一部, (農家住宅), 332-1の一部, (電気通信中継施設), 212-3の一部, 212-9の一部, (電気通信中継施設), 35-4の一部, 35-5の一部, 41の一部, 47の一部(優良田園住宅), 35-3の一部, (農産物販売施設), 495-2, -4, 496-3(植林)</p>		

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
東旭川地区 (C)		<p>豊 田 50-1の一部, 65-1の一部, 78-1の一部, 78-3の一部(交流施設), 88-1の一部, 89-1の一部(高压送電線鉄塔用地), 309-1, -4, 335-2, -3, 334-2(東豊田集落), 385-1の一部(地域会館), 442-7, 351-3, 451-3の一部, 389, 390-1, 449-1の一部, 15-3, -8, -9, -10, -16, -17, -45, 85-1の一部, 85-3, 4-63, 63-3, 385-2, 395-3, 472-2, -4, 106-1の一部, 106-2, 106-7, 296, 316-2, 656の一部, 593-20, -114の一部, -145, 594-4, -9, -13, -17, 594-1の一部, 657-1の一部, 256-1の一部, 254-1の一部, 661の一部, 5-39, 6-1, -3, -4, -11, 15-25, 403-1の一部, 470-1の一部, 471-1の一部, 476-6, 593の一部, 593-20, -95の一部, -114, -145, 116の一部, 592-11の一部, 592-7の一部, 592-7の一部, 592の一部, 594-4, -9の一部, -13, -17, 665の一部, 280-1, 647-1の一部, 601-1の一部, 645-1の一部, 429, 394, 88-4の一部(高压送電線鉄塔用地)</p> <p>米 原 712-2, 71313, -4, -5, -6, -7, -8, -9, 708-1, -2, -3, -4, -5, -6, -7, 707, 464-11, 465-1, -4, 460-2, -3, -5, 1578-1, 1577-1, -2, -3, 363-1, -3, -4, -5, -8, 455-1, 2456-2, -6, -7, -3, -8, (記念坂集落), 1549-10(地域会館), 572-1の一部, 1544-6, 424-1の一部, 355, 48-2, -3, -4, 119-2, 56-3, 68の一部, 49-2, -5, -6, -7, -8, 433の一部, 259-4, 607-1の一部, 46の一部, 51-1の一部, 400の一部, 135の一部, 144の一部, 29の一部, 183の一部, 290の一部, 298の一部, 354の一部, 158-1の一部, 107-1の一部, 604の一部, 605の一部, 607の一部, 611の一部, 547-1の一部, 622の一部, 624の一部, 524-7の一部, 543-1の一部, 807の一部, 812の一部, 803の一部, 534の一部, 672の一部, 740の一部, 183の一部, 298の一部, 350の一部, 349の一部, 345の一部, 354の一部, 290の一部, 358の一部, 358-2の一部, 359の一部, 430-1の一部, 358-3の一部, 356の一部, 360-1の一部, 433の一部, 417-1の一部, 377の一部, 378-1の一部, 504-1の一部, 227-1の一部, 225-1の一部, 225-2の一部,</p>		

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
東旭川地区 (C)		<p>224の一部, 215の一部, 402の一部, 213の一部, 745の一部, 731の一部, 730-1の一部, 734-1の一部, 644-2の一部, 690, 689, 479, 478-7, 478-1, 480, 478-6, -5, 481-1, 653, 657, 308-1の一部, 308-3の一部, 308-7の一部, 308-8の一部, 308-10の一部, 180-13, 185-9, 13, 14, 15 (植林), 766-1 (植林), 576-18 (植林)</p> <p>瑞穂</p> <p>1598-4, 25-1の一部, 98-2の一部, 76の一部, 77の一部, 78の一部, 70の一部, 67の一部, 755-1の一部, 758-1の一部, 766の一部, 765の一部, 741の一部, 855-1の一部, 894-1の一部, 1416-3の一部, 794の一部 (通信中継施設), 808-1, -2, 809 (植林), 1585-9の一部 (通信中継施設), 266-3の一部 (農家住宅), 266-8, 861-2, 863-1 (植林), 529-2の一部, 530-1の一部 (駐車場)</p>		

地区・記号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める	備考
神楽地区 (D)	西神楽1線6号73-6番地を基点として、1線7号82-3, 83-9の一部、-10の一部、89-2, -3, 92-1, -2, 91-2, -16, -1, 848-22, 850, 1線8号143-20の一部、-30の一部、-40の一部、-9, 10, 144-3, -70の一部、-10の一部、145-3, -12, 152-3, -15, -6, 156-2, 154-17, -19, -18, -16, -27, -5, -2, 855, 1線9号157-8, 158-4の一部、166-14, 170-1, 172-2, 1線10号173-3, 174-10の一部、175-2, -3, -4, -24, -27, 85-9, 188-1の一部、-3, -10, 868-2, 1線11号190-2, -4, -6, -7, -10, -11, -13, 192-1の一部、-2, -3, 204-3, 206-3, 875, 1線12号209-2, -3, -6, -7, -8, -14, -15, -16, -180の一部、-19, 210-6, 218-10の一部、222-11, -3, -7, 225-3, -2, 221-2, -4, -7, 218-8, -4, -7, -1, 215-6, -3, 232-3, -4, -2, 215-2, 213-9, -8, -7, -6, -4, -15, -5, 1, 883-2, 1線13号232-10の一部、-5, 243-3, 890-2, 1線14号254-2, 257-27, 259-20, 900-1, 1線15号357-40の一部、-5, -43, -58, 358-1, -2, -30の一部、-4, -5, -6, -9, -10, -11, -15, -18, -35, -37, -38, 359-6, -13, -14, -24, -26, -27, 361-7, 367-3, 1線17号196-7, 195-8, -11, -3386-15, 935-2, 1線10号178-2, 176, 1線9号163-4, -11, 162-6, 863, 162-1, -5, -3, -4, 1線7号87-3, 86-1, 85-3, -5, -6, 88-13, -9, 89, 1線6号848, 849, 77, -3, 78-1, 382-7, -2, 385-3, 379-8, -12, -11, -6, -10, -4, 2線6号1-45, 2線7号1-75の一部、-1566の一部、3線6号1-44, -49, 1-1607, 2線8号1-85, 1-1528, 95-2, -3, 2線9号103-6の一部、2線11号124-110の一部、2線15号11-757, 265-12, 271-6, 273-2, -3, -7, -80の一部、274-2, -4, -5, -6, 2線16号917-2, 2線17号296-5, 297-8, -9, -10, -22, -5, -6, -1, -7, -16, -15, -17, 299-120の一部、300-10, -4, -3, -2, -1, 303-5, 937, 2線18号349-7, -8, 1線18号388-3, 390-1, -20, 388-6, -2, 387-7, -3, -8, -4, -5, -40, 385-6, 2線18号328-6, 1線19号344-11, -10, -12, -14, 348-2, -1, 2線19号346-1, 334-2, 351-1, -3, 337-2, -30の一部、1線19号352-6, 1線20号432-1, 434-9, -7, 436-2, -3, 2線20号437-6, -4, -3, -2, -8, 1線21号444-2, -1, -3, 1線22号446-2, 448-1, -2, 450-2, 452-1, -2, -4, 452, 1線23号454-5, 456-3, -2, 458-1, -2, 1線24号461-12, -2, 463-48, -40, -9, 461-4, -2, 1線25号475-2, -8, -490の一部、-500の一部、477-6, -20, -24, 1線30号574-1, -2, -3, -4, -6, 580-3, 1線32号2010の一部、2線23号457-1, 2線28号558-10の一部、2線30号570-3, -12, 576-4, -5, 2線31号121-4, 3線7号1-690の一部、3線10号115-2, 3線15号11-659, 269-10の一部、903-1, -2, 920-30の一部、3線16号288-16, 293-170の一部、1034-6, 1043-5, -6, 3線17号312-30の一部、316-7, -23, 3線18号332-150の一部、3線19号11-205, 335-2, 3線20号1128, 1138-2, 1141-2, 4線34号1-310, -617, -618, 4線30号1-381, -577, -578, 3線24号534-3, -5, -8, -11, -12, 536-2, -11, -13, -4, -5, 538-2, -7, -14, -3, -11, 539, 12-962, 602-3, -2, 12-991, -989, 3線25号12-940, -943, -945, -136, -99, -1132, -101, -1133, 3線26号600-2, 4線19号320-2, 4線20号11-614, -881, -1059, -1061, 23-2, 4線21号25-1, -2, 4線25号12-67, 4線26号12-645, 3線26号12-104, -103, -104, 4線26号12-68, -1119, -645, 4線25号12-67, 3線25号12-1133, -1132, -99, -98, -97, 3線24号12-96, -95, -1080, 4線24号21-1, 12-57, -56, 4線23号12-55, -54, 27-1, 26, 25, 4線22号25, 12-3, 11-264, -244, 22-1, 21, 20, 4線21号11-169, 22, 21, 5線21号11-269, -265, -261, 20, 5線20号26-3, -391, -1, 25-2, -1, 10-449, -436, -438, -123, -199, 5線19号10-116, -113, -109, -106, -102, -99, 5線18号10-95, -91, -87, -84, -79, -77, -75, 11-161, -424, 4線18号305-3, -4, 306-2, 4線17号29, 17-1, 28-3, 16-3, -2, 15-4, 14-3, -2, 13, 12-2, -3, 4線16号37-3, -2, -3, 35-2, -1, 34-1, 33-6, -3, 4線15号18-4, 27-3, 17, 16-2, 14-2, 15-4, -3, 15-5, -2, -8, 12-4, -5, -3, -5, 4線14号19-4, -3, 18-4, 18-2, -3, 16-3, -2, 15-2, -3, 11-685, 12-1, -2,	・西神楽1線6号851 ・1線 7号85-1, -2, 88-1, -3, 90-5, -6 ・1線 8号152-1, -2, 150-4, -5, 147-6, 148-11, 151-1, -3, 156-60の一部、156-20の一部 ・1線 9号162-2, 168-22, 163-5, -10, ・1線10号177, 180-1, 1188-1, -8 ・1線11号195-1, 196-1, 198, -7, 199, 201, -2, 202-1, -2, -3, 204-1, -9, -4, -10, 206-1, -13 ・1線12号213-1, 215-1, 216-1, 218- 1, -3, 219-1, 221-1, -9, -10, -11, -13, 225-1 ・1線13号232-6, -1 ・1線15号360-1, 362-1, -60の一部、-80の一部、-100の一部、-130の一部、-14, -15, -16, 363-1, 364-1, -2, -60の一部、-90の一部、-12, -16, -17, -18, -22, -23, 365-3, -11, 366-1, 367-6, -8, -10, -11, -13, -15, -16, -17, -19, -21, -22, 368-4, -50の一部、-10, -11, 358-30の一部(事業用車両置場 駐車場) ・1線16号377-1, 374-1, 373-1, 371-5, 370-2, 370-30の一部 ・1線17号379-1, -2, 385-1, -5, -6, -11・1線18号387-1, 388-1, 379-20の一部 ・1線19号344-10・1線20号436-1 ・1線22号446-1, 450-1, 452-12, -3, 452-10の一部, 448-10の一部 ・1線23号458-10の一部, 458-2, 456-30の一部 ・1線24号461-1, -3, -110, 461-11, 463-480の一部・1線25号480-1, 479-4, 479-30の一部 ・1線26号491-50の一部, 489-7, -8, -9, 494-1, 488-1, 491-7, 486-20の一部, 486-10の一部, 489-8, -7, -9 ・1線27号496-1, 501-30の一部, 501-70の一部 ・1線28号505-10の一部 ・1線29号566-1, -2, -3, -4, -5, -6, -7(山林原野) ・1線30号567-1, 570-3, -12, 573-1, 581-4, 100, 114, 115, 576-2, 576-1, 578-2, 579-7, 579-9 ・1線31号127, 149-1, 151, 152, 153, 23-2, -8, -9, 24-2, -3, 33-3, -8(就実小学校跡地), 174, 175, 176, 179, 191, 194の一部, 193の一部, 178の一部, 167の一部, 270の一部, 23-2の一部, 158の一部, 154の一部	西神楽2線6号1-375の一部、1-376の一部、 西神楽1線29号566-1, -2, -4, -5, -6, -7, 776の一部、 西神楽2線13号2-3の一部、2-4, 西神楽2線15号275-5の一部、 西神楽2線27号12-864, 12-1011の一部、12-1043の一部、12-1050の一部、 西神楽2線28号561-90の一部、561-140の一部、562-20の一部、 西神楽2線29号12-261の一部、12-649の一部、12-667の一部、12-671の一部、564-30の一部、 西神楽2線30号12-1362の一部、70の一部、71の一部、109の一部、 西神楽2線31号2-46の一部、2-47の一部、2-151の一部、125-10の一部、 西神楽2線32号1-340の一部、2-54の一部、2-55の一部、2-56の一部、2-86の一部、2-87の一部、2-107の一部、2-108の一部、2-110の一部、2-142の一部、2-153の一部、44の一部、197の一部、198の一部、210-3の一部、217の一部、247, 西神楽2線34号1-295の一部、1-301の一部、1-319, -652, 西神楽3線9号862-2, 869-2の一部、 西神楽3線10号1-159の一部、116-50の一部、118, 866-2, 862の一部、867-3, 869の一部、870-2, 871-10の一部、872-10の一部、	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農 用 地 区 域 に 含 め る 山 林 ・ 原 野	備 考
神楽地区 (D)	<p>4線13号8-2, 18-1, 6-3, -2, 17-2, 6-6, 4-2, -3, 7-1, -2, 4線12号12-2, 19-2, 18-5, 8-5, 9-1, 18-4, 6-1, 5-1, 18-2, 2-2, -3, 4線11号10-1, -2, 7-1, 15-2, 5-8, 4, 14-2, 3-2, 2-3, 4線10号7-3, 18-6, 6-2, -3, 1-1329, 5-1, 3-1, 2-4, -2, -3, 4線9号11-1, 8-2, 8-1, 16-2, 7-1, 4, 16-1, 2-1, 4線8号1-82, 7-7, -4, 5, 3, 2-4, 10-1, -2, 8-5, 10-5, 8-7, 13-1, 858-1, 854-6, 856-1, 854-7, 854-2, 857-4, -9, 1-103, 854-5, -10, 4線7号1-52, 1-61, -86, 3線9号859-3, -5, 1-1506, 860-5, 867-4, 861-4, 868, 861-3, 862-4, 867-2, 864, 863-2, 3線10号866-1, -2, 872-1, 867-2, -3, 1-159, 869, 872-2, 870-2, -1, 871-2, 871-3, 1-1248, 1-1501, -1109, 3線11号129-1, -2, -1, 156-1, 1-191, 130-1, 136-2, 131, 132-3, 138, 132-5, 1-1218, -1219, -1220, 134-1, 136-3, 135, 3線12号10-2, 16-1, 11, 12-3, 14-5, 16-7, 13, 8-6, 14-2, -1, -2, 16-8, 1-262, 15, 3線13号3-2, 4, 3-3, 18-3, 14-4, 18-5, 14-3, 19-3, 2線13号2-1, 2線12号131-2, -3, -4, 131-6, 131-1, 131-5, 128-7, 2線11号124-6, 122-2, 125-4, -8, 3線11号126-5, -1, 3線10号119-1, 116-4, 119-2, 118, 117-3, -2, 3線9号108-2, -1, 107-1, -8, -3, -2, -3, 105-2, -1, 106, 3線8号1-83, -84, -103, 96-1, 97-2, -1, -3, 1-1574, 2線8号95-5, 98, 99, 3線7号1-54, 1-1615番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>西神楽1線30号572-1, 572-2, 572-3を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>西神楽5線22号10-168番地を基点として, 10-172, -186, -187, -188, 12-9, -189, 5線23号12-927, -1037, -1281, -279, -280, -281, 22, 23-3, 4線23号24-1, 4線24号20-1, 5線24号12-287, 12-288, -289, 21, 5線25号20, 21, 12-293, -328, -1368, -1369, -328, -327, -326, 5線24号12-325, -324, -323, -1421, -321, -320, 5線23号12-319, -1364, 21-1, 20, 23-3, 15, -314, -927, 5線22号12-9, -189, 10-188, -187, -186, -172, 10-168番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>西神楽南13号2-1番地を基点として, 2-4, 3, 19, 20, 383, 384, 387-1, 386, 389, 390, 391, 89, 88, 82, 63, 64, 69, 74, 76, 77, 98, 97, 98, 87-2, 90-1, 98, 90-3, 95-1, -2, -3, 91-3, 92, 206, 207, 202, 211-1, -2, 212, 219-1, -2, 212, 202, 193, 190, 185-1, 183-2, -4, 245-4, -1, 223, 245-3, -2, -1, -5, 南14号182, 176, 173, 174-2, 南13号184-1, 189, 187, 190, 94, 95, -3, -2, -1, 98, 101, 100, 99, 77, 78, 74, 76, 72, 70, 66, 67, 南14号55, 56, 50, 52, 53, 125, 南15号150, 148, 145, 146, 140, 南14号136, 137, 136, 169, 165, 224-1, 226-6, -4, -3, 南15号232, 南14号227, 235, 236, 南15号233-1, 232, 164, 161, 750-6, 750-1, -2, -8, -5, 南16号747, 749-2, 749, 743-1, -2, -3, 748-1, -2, 南15号741-4, 745-12, -18, -1, 741-1, 405, 230, 229-1, -5, -1, 234-1, 234-2, -3, 274, 377, 376, 南14号305, 307, 311, 308, 310-1, 南13号319, 318-2, -1, 317, 南14号316-2, -1, 315, 312, 311, 307, 南15号348, 349, 377, 338, 南16号337, 335-1, 332, 333, 334, 355, 南17号1-1270-部, 721, 724, 723, 722-6, 717-2, 722-3, -5, -7, -1, 1-11, -37, -43, 716-6, 715-2, -3, -1, 716-4, -1, 714-19, 南16号801-1, 800-1, 801-1, 南17号714-20, -21, 南16号801-1, 南17号714-19, 716-2, 1-42, -28, -29, -46, -73, -72, -33, -9, -27, -23, -22, -20, -21, -17, -15, -4, -14, -13, -11, 722-1, 726, 725, 728, 731-1, 740-2, 731-1, 南16号736, 783, 777, 738-1, -2, 743-1, -2, -3, 南17号3-5, 3-63, -60, -5, -7, -20, -19, -21, -33, -56, -43, 3-17, 南16号752-1, 756-2, -1, -3, 763-5, -2, 南15号765-4, -1, 766-3, 南16号3-27, -54, -52, -51, -26, -1, -10, -58, -28, -50-27, -54,</p>	<p>・1線32号207の部(農家住宅)</p> <p>・1線32号201, 204, 205, 221, 222, 226, 229, 230, 237, 238, 228-2, 232の部, 239の部, 244の部, 207の部, 260の部, 203の部, 213の部</p> <p>・2線 8号95-6, -7, -9, 94-2,</p> <p>・2線 9号100-9, 103-1の部, 101-19, 104-2, -3</p> <p>・2線10号113-2, -5, -9, 111-1, 114-3, -1</p> <p>・2線11号125-2, 121-7, 124-1, -11, -3の部(農家住宅)</p> <p>・2線12号128, -3,</p> <p>・2線13号1-1339の部</p> <p>・2線15号268-1, 268-24, 909-3, 267-7, 268-3, -12, 264-2の部, 267-7, 265-12</p> <p>・2線16号281-7, 284-6, -2, -4, 285-3, -18, -8, 283-1, -2, 280-6, -90の部, 285-9, -3, 277-1の部 278-3, 284-16</p> <p>・2線17号296-1, 299, -4, 306-1, -2, 310-1, 301-11,</p> <p>・2線18号320-2, -6, 321-1(西聖和駅), 322-5, 329-10</p> <p>・2線19号346-2, 334-1, 337-3</p> <p>・2線20号431-1, 435-1, 437-2</p> <p>・2線21号442-4の部, 439-2</p> <p>・2線22号447-1の部, 449-1の部</p> <p>・2線28号561-5, 561-20, 558-5, 559-1の部, 561-90の部, 12-181の部, -182の部, -1132(植林)</p> <p>・2線29号563-3, 564-30の部, 565-1, 12-6670の部</p> <p>・2線30号74, 75, 83, 86, 87, 91, 92, 991</p> <p>・2線31号119-1, 136-1の部</p> <p>・2線31号135-1, 160, 161, 181</p> <p>・3線8号1-1352</p> <p>・3線9号105-7, 107-1, 860-1, -2, 108-3</p> <p>・3線10号115-1, -4, 116-3,</p> <p>・3線11号126-4, -3</p> <p>・3線12号14-1, 2, 8-1, 1-1549, 16-3</p>	<p>西神楽3線11号1-220の部,</p> <p>西神楽3線12号1-361の部, 14-1の部, 14-2,</p> <p>西神楽3線14号11-10の部, 13-4の部, 13-6, 14-5, 15-6, 15-7, 16-2の部, 16-3の部, 17-1の部,</p> <p>西神楽3線16号11-86の部, 1018の部, 1019の部,</p> <p>西神楽3線22号11-248の部, 11-277の部,</p> <p>西神楽3線23号12-124の部, 12-618の部, 12-899の部, 12-961の部, 529-7の部, 529-10の部, 529-16の部, 531-7の部, 531-15, 531-17の部, 531-18の部, 964の部,</p> <p>西神楽3線24号12-989の部, 12-991, 602-3,</p> <p>西神楽3線25号12-144の部, 12-145の部, 12-694の部, 12-940の部, 12-943の部, 12-966の部, 12-1329の部, 546-4の部, 546-5, 549-1の部, 550-2,</p> <p>西神楽3線26号12-152の部, 12-183の部, 12-682, 12-685の部, 12-687の部, 12-793, -1028, -1153, 12-1313の部, 553-1の部, 554-3の部, 609-3, -4, -9,</p> <p>西神楽3線30号12-213の部, 12-234の部, 12-235の部, 12-238の部, 12-239の部, 12-247の部, 12-636の部, 12-1276の部,</p> <p>西神楽3線31号2-40の部, 2-41の部,</p> <p>西神楽3線32号2-53の部, 2-610の部, 2-620の部, 2-630の部, 2-720の部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神楽地区 (D)	<p>南16号766-3, 765-1, -2, -5, 761-5, -2, -3, -4, -1, -4, -3, -2, -5, 南15号763-3, 756-1, 752-1, 753, 751-9, -8, -7, -6, -12, -10, -3, 南15号754-1, 750-3, 142, 140, 146, 145, 149, 148, 153-1, 152-1, 153-1, 46, 40, 南14号36, 35, 27, 29, 174, 31, 34, 南13号60, 59, 60, 24, 23, 21, 13, 7, 10-1, 7, 5-1, 4, 2-4, -11, -5, 2-1を順次線で結んで囲まれた区域、及び、南13号298, 296番地の土地。</p> <p>西神楽3線25号546-3番地を基点として、545-3, -8, -6, -23, -2, 547-11, -2, -13, -10, -5, 548-1, -2, -4, 1線25号477-3, -4, 475-4, 479-6, 472-13, -1, -12, -11, -2, -10, 480-4, -3, -2, 1線26号482-2, -3, 488-3, 491-6, 494-2, -4, 1線27号496-2, 499-6, -2, -7, 501-7, 503-2, 501-5, -1, 1線28号501-2, 503-3, -1, 506-1-4, -5, -10, -6, 2線28号561-4, -11, -1, -12, -2, 2線29号563-15, 1線29号710, 509-6, -2, -7, 709-2, 706-1, -2, -4, -2, -1, -3, 510-1, 511-2, -1, 569-1, 776, 568-1, 1線30号100の一部, 115の一部, 571-1, -2, -4, 570-7, -1, 573-14, 2線30号573-1, -6, 576-4, -6, -7, 574-1, -5, -6, -7, -8, -9, 577-7, -1, 580-2, -1, 582, 581-1, -6, -3, -2, 579-13, -3, 576-4, -6, -7, 573-6, -13, -3, 575-1, 573-2, 570-4, 2線29号565-2, -9, -8, -7, 12-671, -668, -669, -670, -269, -842, -261, 2線30号12-268, -1351, 3線30号12-1272, -613, -250, 2線30号12-1362, -251, 3線30号12-238, -239, -213, -636, 2-117, -8, 1-359, 2-8, -7, 3線31号2-14, -13, -12, -11, 4線31号1-78, 3線31号2-27, -40, -41, 3線32号2-51, 3線31号2-43, 3線32号2-51, 2線32号2-54, -107, 2線31号2-46, -151, -37, -47, -152, 2線32号2-56, -110, -66, -76, -146, -142, -153, -142, -87, -86, 2線32号2-3, -18, 3線33号2-90, -89, 3線32号2-84, -105, -72, -61, -155, -154, 4線32号1-115, -116, 4線31号1-113, -80, -78, -658, -46, -616, -664, -666, -47, -46, -675, -614, 3線30号2-4, 4線30号1-656, -654, -655, -762, -40, -381, 5線29号1-30, 4線29号12-203, -204, 5線29号1-30, 4線30号1-381, 12-208, -222, 3線30号12-234, -247, -246, -245, 2線29号12-261, -649, -269, -267, -666, -667, 2線28号561-9, 562-2, 561-6, 559-3, -2, 561-15, 559-4, -7, -6, 558-2, -7, -4, 2線27号 556-5, -6, -2, 554-1, 3線26号12-688, -687, -793, 2線27号12-1011, 605-2, 12-1043, -654, -1050, 608-3, 2線28号12-198, -197, -180, 12-181, -182, -1132, 2線29号12-253, 3線29号12-241, -242, -1272, -228, -229, -230, -229, -228, -227, 4線26号12-37, 4線27号12-43, -42, -1040, -77, -1012, -76, -1127, -39, -40, -39, -38, 4線27号12-1074, -1020, 4線28号12-85, -84, -83, -82, -1111, -1112, -81, -1076, 4線29号12-214, 5線27号12-303, -304, -305, -306, 5線27号12-344, -343, -305, -304, -303, 5線28号12-309, -310, -347, -1099, -1035, 1-550, 5線29号1-28, -300の一部, 5線28号1-14, 12-348, -347, -346, -1033, -345, 5線26号12-302, -1117, -301, -302, 4線26号12-36, 37, 4線27号12-1125, -1126, 4線26号12-73, -72, -1320, -71, 3線26号12-109, -152, -1313, -151, -150, -149, -148, -183, 3線25号12-145, -762, -1043, -966, -760, 600, 12-129, -947, -1329, 546-4, -7, 546-3番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>西神楽2線30号70番地を基点として、1線30号80, 2線30号76, 81, 1線30号585, 586, 587, 1線31号271, 129, 131, 130-1, 150-2, -1, 154, 158, 23-2, 33-3, -8, 158, 270, 167, 177, 178, 190, 193, 195, 196, 194, 1線32号203, 208, 209, 207, 213, 214, 215, 275, 277, 223, 225, 228-1, 278, 233, 234, 280, 232, 236, 239, 241, 242, 244, 253, 260, 281, 259, 283,</p>	<p>・3線13号14-5, 15-1, 16-1, 6-1, 9-1, 10-1, 9-2の一部</p> <p>・3線14号11-1061, 14-1, 15-1</p> <p>・3線15号913-1, -2, 11-861, 916-1, 917-1, 909-1, -2, 910-1, 918-1, 270-5, 11-23, 922-1, -2</p> <p>・3線16号288-3, -14, 289-1の一部, 287-9の一部(山林原野), 290-3, -2, -7, -21, 292-1, 293-2, 1034-2, 1033-1, 291-6, 299-1, 287-1, 295-2, 288-2の一部 (地区会館)</p> <p>・3線17号308-1, -5, -6, 311-1, 313-1, 315-1, 309-1, 312, -3, 316, -24, 1066, 1064, 314-4</p> <p>・3線18号326-1, 327-1, 354-1, 332, -15, -8, 11-199の一部, 326-19, 324-1, 1067, 1069の一部, 1071</p> <p>・3線19号, 340-1, 1115, 1098, 11-206</p> <p>・3線20号1121, 1124, 1128, 1135, 1142, 515-1, 1136-1の一部</p> <p>・3線21号1148, 1152</p> <p>・3線22号1156, 527-3, -1, 12-2, 12-936の一部</p> <p>・3線23号12-617の一部, 12-968, -975, -976, -976, -980, -988, -956, -957, -900, -881, -878, -880, -876</p> <p>・3線23号529-1, -5, 531-1, 12-971, -982, -984, -991, -986, -988, -966, -963, -87, 981, -976, 529-2, 532-17, 532-8の一部, 532-15の一部, 532-21, -18, 12-1004</p> <p>・3線24号12-881, 12-964, 12-882, -872, 12-1334, -1335, -663, -95の一部, -96の一部</p> <p>・3線25号12-1360の一部, -101の一部, -1133の一部, -1132の一部, -99の一部, -98の一部, -97の一部</p> <p>・3線26号552-5, 12-685の一部, 522-2, 12-684, 12-149, 12-150の一部, -151の一部, 522-10, 12-1194, 12-1151の一部</p> <p>・3線30号12-213の一部</p> <p>・3線31号2-42の一部</p> <p>・4線 8号8-1, 1-1524, 8-3, 1-102の一部</p> <p>・4線 9号1-136の一部, 1-188の一部</p>	<p>西神楽3線33号1-219の一部, 1-332の一部, 1-572の一部, 1-622の一部,</p> <p>西神楽4線9号130の一部,</p> <p>西神楽4線12号1-724の一部, 1-1253の一部, 14-2の一部,</p> <p>西神楽4線22号11-264の一部, 12-3の一部,</p> <p>西神楽4線27号12-1020の一部,</p> <p>西神楽4線28号12-1076の一部,</p> <p>西神楽4線30号1-654の一部, 1-655の一部, 12-122の一部, 12-223の一部, 12-224の一部,</p> <p>西神楽4線31号1-78の一部, 1-657の一部, 1-658の一部,</p> <p>西神楽4線33号1-734の一部,</p> <p>西神楽4線34号1-288の一部, 1-290の一部, 1-306の一部, 1-371の一部, 1-699の一部, 1-703の一部, 1-705の一部, 1-759の一部, 1-764の一部,</p> <p>西神楽5線23号10-1239の一部, 12-282の一部, 12-283の一部, 12-284の一部, 12-925, 12-1037の一部, 12-1090, 12-1262,</p> <p>西神楽5線24号12-285の一部, 12-286の一部, 12-321の一部, 12-324の一部, 10-1070の一部, 12-1429の一部,</p> <p>西神楽5線28号1-550の一部,</p> <p>西神楽5線29号1-28の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神楽地区 (D)	<p>2線33号263, 264, 265, 266, 265, 67の一部, 58-1, 2線32号251, 248, 247, 44, 244, 217, 210-3, 198, 197, 2線31号185, 171-1, 170-1, 162-1, 268, 268-1, 144-4, -1, 143, 137, 142, 141, 139-1, -2, -3, 120, 125-1, -2, 2線30号109, 108, 98, 94, 88, 267, 85, 81, 71, 72, 70番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>西神楽4線32号1-620番地を基点として, 1-152, -670, -742, 4線33号1-810, -738, -214, 3線33号1-734, -623, -219, -622, -331, -572, -332, -572, 3線34号1-322, -313, -373, 2線34号1-679, -737, -301, -295, -374, -300, -299, -315, -318, -319, 2線33号1-334, -335, -336, -643, 2線34号1-495, -641, -799, -316, -315, -622, -298, -652, -297, -296, -808, -374, -295, 3線34号1-294, -293, -292, -373, 4線34号1-287, -288, -289, -290, -305, -306, -307, -308, -309, -324, -325, -369, -370, -371, -377, -378, -676, -698, -699, -700, -701, -702, -703, -705, -764, -765, -800, -818, -820, -823, -825, 4線33号1-576, -735, -220, -574, -221, -574, -214, -734, -738, -185, 4線32号1-188, -620番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p>	<p>・4線10号7-1, -2, 8-1, -2, -3  ・4線11号2-1, 12-1, 6-1, 9-1, 11-1  ・4線12号2-1, 14-1, -5, 16-1, 8-1, 7-1  ・4線13号10-1, 11-1, 12-1, 15-1, 6-1, 9-1, 1-1529, 3-1, -2, 11-2, 9-1, -2  ・4線14号11-855, -552, -553-1002, -29(農材工業用地), 22-1, 11-7の一部, 20-1の一部  ・4線15号18-1, 22-1, 20-1  ・4線16号38-1, 33-1, 27-1, -2, 26-1  ・4線17号16-1, 23-1, 19-4, 12-1, 19-2, 16-2  ・4線18号301, 301-1, 300-1, -2の一部  ・4線19号315-1  ・4線20号11-1044, 11-236の一部  ・4線21号22の一部, 11-169の一部  11-830, -263, -258, -1008, -262  ・4線22号11-200, 12-897, 20の一部, 21の一部, 22-1の一部  ・4線23号26の一部, 12-54の一部, 12-55の一部, 24-1の一部, 27-1の一部  ・4線24号21-1の一部, 12-56の一部, 12-57の一部, 20-1の一部  ・4線25号12-57の一部  ・4線26号12-645の一部, -71の一部, -72の一部, 12-73の一部, -1320, -1438, -1452  ・4線27号12-38の一部, -39の一部, -40の一部, -42の一部, -43の一部,  ・4線28号12-81の一部, -85の一部  ・4線29号12-214の一部  ・4線30号1-381の一部  ・4線34号1-764の一部, -801の一部, -618の一部, 1-617の一部, -301の一部, -377の一部, -703の一部, 1-306の一部, -699の一部, -305の一部, -698の一部, 1-290の一部, -371の一部, -288の一部, -705の一部, 1-369の一部, -702の一部, -370の一部, -701の一部, 1-289の一部, -700の一部</p>	<p>西神楽南13号2-1, 2-1の一部, 2-5の一部, 2-7の一部, 2-11, 3, 4, 5-1の一部, 6の一部, 7の一部, 10-1の一部, 13, 19, 20, 21, 23の一部, 24, 59, 60の一部, 61, 62の一部, 63の一部, 64の一部, 65, 66, 67, 69の一部, 70, 74の一部, 76の一部, 77の一部, 78の一部, 79の一部, 80の一部, 81の一部, 82の一部, 86, 87-2, 88の一部, 89の一部, 90-1の一部, 90-3の一部, 91-3の一部, 92の一部, 93の一部, 94の一部, 95-1の一部, 95-2の一部, 95-3の一部, 97の一部, 98の一部, 99の一部, 100の一部, 101の一部, 183-2の一部, 183-4の一部, 184-1の一部, 184-2の一部, 184-3の一部, 185-1の一部, 186の一部, 187の一部, 189, 190の一部, 193の一部, 194の一部, 202の一部, 206の一部, 207の一部, 208の一部, 209の一部, 211-1の一部, 211-2の一部, 219-2の一部, 223の一部, 245-1の一部, 245-4の一部, 252-2の一部, 253-1の一部, 253-3, 298の一部, 383の一部, 384の一部, 385の一部, 386の一部, 387-1の一部, 387-3の一部, 389, 390の一部, 391の一部, 460の一部,</p> <p style="text-align: right;">西神楽南14号</p> <p>36の一部, 36-2の一部, 48の一部, 49の一部, 50の一部, 51の一部, 52の一部, 53の一部, 54の一部, 55の一部, 56の一部, 125の一部, 126の一部, 165の一部, 169の一部, 173の一部, 174の一部, 174-1の一部, 174-2の一部, 176の一部, 178の一部, 181の一部, 224-1の一部, 224-2, 226-3, 226-4, 226-6の一部, 227の一部, 235の一部, 236の一部, 305の一部, 307の一部, 311の一部,</p> <p>西神楽南15号40の一部, 46の一部, 145の一部, 146の一部, 148の一部, 149の一部, 150, 152-1の一部, 153-1の一部, 154の一部, 161の一部, 229-1の一部, 229-5の一部, 230の一部, 233-1の一部, 234-3の一部, 274, 336の一部, 338の一部, 348, 349, 376の一部, 377の一部, 405の一部, 741-1の一部, 741-4の一部, 750-1の一部, 750-2の一部, 750-3の一部, 750-5の一部, 750-6の一部, 750-8の一部, 750-9, 750-10, 750-11の一部, 750-12の一部, 750-13の一部, 750-14, 761-1の一部, 761-5の一部, 765-1の一部, 765-2の一部, 766-3の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神楽地区 (D)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・5線18号10-75の一部, 11-154の一部, 11-194の一部(農家住宅)</li> <li>・5線19号10-106の一部, 10-109の一部, 10-113の一部, 10-116の一部, 23-1, -2, 24-1, -2</li> <li>・5線20号10-199の一部, 10-123の一部, 10-438の一部, 10-436の一部, 10-449の一部, 25-2の一部, 20-1, 21-1, 26-3の一部</li> <li>・5線21号20の一部, 11-261の一部, 11-265の一部, 11-2, 69の一部</li> <li>・5線22号10-168の一部, 10-186の一部, 10-187の一部, 10-188の一部, 12-9の一部,</li> <li>・5線23号12-280の一部, 12-1366の一部, 12-279の一部, -281の一部, -1469の一部, -318, 12-1364の一部, 10-1239の一部, 12-1356の一部</li> <li>・5線24号12-287の一部, -288の一部, -325の一部, 12-1141(農業用施設駐車場), 12-1453の一部</li> <li>・5線26号12-301の一部,</li> <li>・5線28号12-309の一部, -310の一部</li> <li>・南13号2-4の一部, 212の一部, 219-1の一部, -2の一部 211-1の一部, 266の一部, 273の一部, 2-5の一部, 183-2の一部, 223の一部, 252-2の一部, 253-1の一部 266-1, 273-1の一部, -2の一部, -3の一部, 294-1の一部, - 2の一部, -3の一部, -4の一部, -5の一部, 298, 299-1, -2 の一部, -3の一部, -4の一部, -5の一部</li> <li>・南14号224-1の一部, 226-6の一部, 227の一部, 55の一部, 165の一部, 243-1の一部, 167, 168</li> <li>・南15号761-5の一部, 734の一部, 146の一部, 140の一部, 148の一部, 142の一部, 745-1の一部, 233-1の一部, 767 155, 156, 157, 450-1, -2, -3</li> <li>・南16号743の一部, 763-1, 755-3の一部, 727-2, 727-7, 748-1, 748-2</li> <li>・南17号3-18の一部(農家住宅), 740-2の一部, 731-1の一 部, 1-23の一部, 1-20の一部, 728の一部, 725の一部, 726の一 部, 1-9の一部, 722-1の一部, 722-5の一部, 1-15の一部, 1-14の一部, -13の一部, 721の一部, 724の一部</li> <li>1線10号179-7の一部(農家住宅), 3線25号547-2の一 部(社殿 駐車場), 1線24号463-9の一部(住宅), 1線8号151-1の一部(農家住宅)</li> </ul>	<p>西神楽南16号3-54の一部, 332の一部, 336の一部, 337の一部, 727- 1の一部, 730の一部, 737の一部, 743-1の一部, 743-2の一部, 743 -3の一部, 749の一部, 749-2の一部, 756-3の一部, 801-1の一部,</p> <p>西神楽南17号1-11の一部, 1-35の一部, 1-36の一部, 1-37の一部, 1 -38の一部, 1-41, 1-42, 1-43, 1-46, 1-73, 714-18, 7 14-20の一部, 715-1, 715-2の一部, 715-3の一部, 716-10一 部, 716-20の一部, 716-30の一部, 716-4, 716-5, 716-6, 71 7-20の一部, 721の一部, 722-1の一部, 722-3, 722-5の一部, 72 2-6, 724の一部, 728の一部, 731-10の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神居地区 (E-1)	<p>神居町雨紛229番地を基点とし、175, 187, 190, 196, 199, 212, 215, 228, 227, 225-1, 224-5, -6, 223-2, -1, 221-1, 220-1, 378-2, 377-1, 379-1, 376-1, 375-1, 372-1, -2, 371-1, 347, 380-9, -11, -18, 346, 384-2, -4, -1, 380-42, -52, -56, -13, -45, -47, -48, -15, -7, -37, -35, -29, -33, -26, 392, 394, 393, 396-1, -3, -2, 398-1, 477-1, -2, -3, 478, 479, 473-3, 471-1, 454-1, 462-1, -6, 469, 464-1, 上雨紛12-1, 1, 2, 11, 6, 9, 10, 12-1, 雨紛464-1, 468, 436-1, -4, -5, 435-1, 上雨紛56, 52, 26, 23, 21, 15-1, 16, 20, 23, 24, 23, 30-1, -4, 30-1, 31, 34, 73-1, 186-3, -4, -1, 188-2, 181, 182, 172-2, -19, 292-4, -1, 298-1, 306, 313, 315, 316-2, 324-1, 335, 340-1, -7, 362-1, -2, -7, 371, 370-2, 384, 386, 387, 511-1, 511-3, 512-1, 389, 388, 380, 379, 379-2, 378, 376, 378, 357, 355, 356, 353, 352, 350, 349, 347, 346, 345, 344, 343, 342-3, -4, -2, 332, 331, 329, 338, 310, 309, 308, 307, 296, 295-2, -1, 297-3, 294-1, 205, 206, 207, 208, 215-1, 317-1, -2, -3, 216-4, 218, 218-2, -3, 221-2, 240, 242, 243, 244, 250, 250-2, 273, 275, 276, 277, 278, 281-1, -2, 281-11, -16, 283, 285, 284, 283, 263, 262, 257-5, -1, -4, 109, 108-1, -2, 107, 105, 106-4, 98-1, 106-2, 98-2, 546-1, 545-1, 542-1, 554, 553, 544-1, -2, 93, 92, 540-1, 539-1, 538, 537-2, 536, 537-2, 60-3, 61-1, 雨紛432-5, 428-1, 429-1, 442-1, 404-2, 423, 419, 420-1, 418, 486, 490, 485, 415-2, 413, 306, 300, 299, 298, 297, 294-2, -1, 293-2, 292, 291-4, -1, 290, 265-1, 261, 260, 230, 229番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>富沢12番地を基点として、13, 14, 15, 17, 19-1, 20, 92-1, 91, 92-7, 100-1, 92, 90-1, 76, 89-1, 88-2, -1, 87, 85-1, 86, 281, 280-1, 279-1, 278-1, 277-1, 276-2, 275, 274-2, 275, 264, 265, 261, 255, 256, 252, 246, 247-1, 239, 240, 242, 235, 232, 230, 232, 226, 227-2, 228, 434, 228, 227-3, 221-2, -3, 215-2, 214, 213, 191-3, 211, 210, 209-2, 208, 199, 200, 207, 206, 205, 204, 201, 198, 194, 195-2, -1, 197-1, 192-3, 191-1, 190-1, 189, 188, 185, 189, 185-1, 179, 178, 172, 171, 170, 164, 165, 160, 166, 158, 152, 151, 150, 149, 132-1, 134-1, 132-1, 136-2, 137-1, 260, 270-1, -3, 171-2, -1, 268-1, 519, 512, 273-1, 510-1, -2, 509, 111-1, 109, 108-1, 107-1, -3, 106, 105-1, 104-4, 101, 100, 100-1, -3, 99-3, 98-2, -1, 97, 97-4, 95-1, 12を順次線で結んで囲まれた区域、及び442-1, 442-2, 447, 448, 449番地の土地。</p> <p>共栄1番地を基点として、82-1, 88, 89-1, 34, 92, 90, 104, 97-1, -4, -1, -2, 104, 119, 114, 115, 262, 201, 263, 265-2, 264, 257, 258-5, -4, 254, 255, 254, 246, 292, 293, 294, 295, 885-1, 295, 298, 313, 316, 308, 309, 308, 425, 424, 422, 421, 332, 520, 330, 329, 349, 348, 347, 346, 341, 214, 212, 211-2, 209, 210, 195, 193-3, 492-1, 194-1, 191, 1090, 1091, 191, 180, 191, 194-1, 194-4, -3, 196, 167, 168, 172, 511, 510, 511, 509, 558, 161-1, 40-2, 35, 52, 49, 29, 51, 26, 25, 21, 20, 9, 10, 5, 4, 2, 1番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>共栄385番地を基点として、382, 387, 515-2, 389, 390, 518, 391, 453, 507, 452, 451-2, -1, 454-1, -2, 805-1, -2, -3, -4, 480, 481, 483, 484, 489, 470, 475, 474-1, 473, 472, 469-3, 467-2, -1, 468-2, 468, 572, 464, 465, 568, 463, 257-3, 435, 434-1, -2, 433-1, 427, 429, 410, 418, 563-4, -3, -1, -3, -4, 418, 410, 409, 404, 502, 399-4, -2, 399, 402-2, 500, 499-</p>	<p>雨紛 462-7, 223-1の一部, 224-7, -8, 235-11, -12, -10, -13, 269-2, 274-1, 335, 307-13の一部, 462-7, 284-4, 295-20, 363-5の一部, 365-2, 454-5, 380-23の一部, 380-25の一部, 380-61の一部, 371-2の一部, 297の一部, 479の一部, 471-1の一部, 454-1の一部, 443-1の一部, 436-1の一部, 436-4の一部, 464-1の一部, 354の一部, 359の一部, 469の一部, 430-1, 211-1の一部, 375-4の一部, 377-1の一部(送電線鉄塔敷地), 478の一部, 479の一部(町内会館), 336-1の一部, 336-3の一部(花き販売施設), 349-3の一部(農家住宅)</p> <p>上雨紛 114, 113, 112-2の一部(上雨紛小学校), 71, 142-7, 539-9, 539-10, 56の一部, 78, 95, 135-1, -4, 122の一部, 100の一部, 2の一部, 1の一部, 12-7, 12-4, 45-10, -11, -12, 47-3, 48-1, -3, 53, 37-1, 115-5, 539-1の一部, 83-1, 536の一部, 95, 93-3, 335-7の一部(農家住宅), 381-2の一部, 382-4の一部, -8の一部, -9の一部, -10の一部, -11の一部, 256-1の一部(農家住宅), 257-5(農家住宅), 540-2, -9</p> <p>富沢 279の一部(会館), 132-1の一部, 133-1(富沢小学校), 233-3, 108-5, 278-2, -4, 184-2の一部, 137-1の一部, 233-4, 275の一部, 264の一部, 97-7の一部, 882, 107-4, 132-1の一部, 135-1, 513の一部, 104-5, 96-1の一部(農家住宅), 97-1の一部(農家住宅), 278-4の一部(農産物販売所)</p>	<p>神岡320,</p> <p>上雨紛6, 15-1の一部, 16の一部, 45-1, -2, -3, -4, -5, -6, -7, -8, -9, 46-1, -2, -3, -4, -5, -6, -7, -8, -9, -10, -11, -12, -13, -14, -15, -16, -17, 47-2, 48-4, -5, -6, 52-1の一部, 54の一部, 109, 110-1の一部, 205, 206, 214-4の一部, 214-5の一部, 215-1の一部, 215-2の一部, 216-1の一部, 216-2の一部, 218の一部, 218-2の一部, 218-3の一部, 220の一部, 221の一部, 221-2の一部, 257-5の一部, 295-1, 295-2, 295-4, 296の一部, 297, 297-3, 306の一部, 307の一部, 308の一部, 309の一部, 310の一部, 313の一部, 317-1, 317-2の一部, 317-3の一部, 325の一部, 326の一部, 329の一部, 331の一部, 333の一部, 335の一部, 338の一部, 340-1の一部, 341の一部, 342-1の一部, 342-3の一部, 342-2の一部, 344の一部, 345の一部, 374の一部, 375の一部, 376の一部, 378の一部, 389の一部, 511-1, 511-3, 512-1の一部, 512-5の一部, 536の一部, 537-1の一部, 537-2の一部, 538の一部, 538-2, 539-1の一部, 540-1の一部, 544-2の一部, 545-4の一部, 545-5の一部, 546-1の一部, 547-1の一部, 548-1の一部, 549の一部, 555の一部,</p> <p>雨紛291-4, 292の一部, 294-2の一部, 298の一部, 302の一部, 303の一部, 304の一部, 305, 306, 404-2, 415-2の一部, 418, 419, 420-1, -2, -3, 421, 422, 423, 428-1の一部, 429-1の一部, 431の一部, 432-5の一部, 442-1, -6, 485の一部, 486, 490,</p> <p>富沢12の一部, 13の一部, 14の一部, 15の一部, 17の一部, 18の一部, 19-1の一部, 20の一部, 76の一部, 95-1の一部, 132-1の一部, 135の一部, 136-1の一部, 136-4, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 157, 158, 160, 163, 164, 165, 166, 170の一部, 171の一部, 172の一部, 177の一部, 178の一部, 179の一部, 180の一部, 189の一部, 191-3の一部, 192-16の一部, 192-19の一部, 199の一部, 208の一部, 209の一部, 209-2の一部, 210の一部, 227-1の一部, 227-2の一部, 227-3, 228の一部, 232の一部, 235の一部, 239の一部, 240の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神居地区 (E-1)	<p>2, 386, 369, 372-1, 376, 383, 385番地を順次線で結んで囲まれた区域、及び468-1の一部、563-1、-4番地の土地。</p> <p>神華1番地を基点として、2, 4, 303, 225, 228, 32, 33, 34, 42-3, -1, 43-1, 44, 211, 198-4, -3, -2, 56-2, 53, 54, 52, 71, 72-3, 72-1, 73-3, -1, 76, 92, 414-1, 93-1, 103, 95, 78-1, 90, 88-1, 89, 90, 78-1, 95, 96, 96-3, 97, 105, 104, 107, 195, 108-1, 109-2, -1, 111, 188, 190, 189, 193, 194, 187, 191, 182, 179, 171, 175, 172, 146-4, -5, -1, 147, 145, 143, 142, 125-1, -4, -5, 19-1, 18, 17-4, -1, 16, 15, 14, 27, 29, 30, 31, 209, 204-1, 303, 4, 2, 3, 7, 3, 2, 1番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>台場474, 480, 476, 482, 478-3, -1番地の土地。</p> <p>台場520番地を基点として、521-1, 509, 505-2, 506, 507, 524, 525-1, 525-2, 526-2, 523-4, 523-1, 521-1, 520番地を順次線で結んで囲まれた区域、及び、台場527, 522番地の土地。</p>	<p>共栄33, 74, 73, 57, 144, 143, 105, 105-3, 256, 295の一部、343, 333, 378の一部、243の一部、149, 150, 393-2, 440-3, 442の一部、440-2の一部、449の一部、445-1の一部、444の一部、403-4の一部、569の一部、459の一部、402-1の一部、489の一部、488の一部、372-1の一部、496-3の一部、-12(農家住宅)、403-6, -5, -2, 119-9の一部、27, 28, 214の一部、194-3の一部、194-4の一部、194-1の一部、443の一部、436の一部、450-1の一部、507の一部、68-1の一部、-3, 453の一部、470の一部、69-3(農家住宅)、458の一部、467-2の一部、468-1の一部、471-1の一部、(保安林)47の一部、53の一部、61-3, -9, -12, -13, -14, -15, -16, -17, 172, 510, 511-1の一部、799-5(農家住宅)、55番、56番の1の一部、1035番の一部(山林原野)</p> <p>神華240-1, 229-1, -2, 226-2, 111の一部、189の一部、70, 70-3, 70-6の一部、68-1, 142の一部、70-4, 117-1の一部、118の一部、162の一部、95の一部、109-1の一部、68-1の一部、69-1の一部、180-1, 178-3, 178-1, 76-1, 289-1の一部(ハコゴルフ場拡張)</p> <p>35-1の一部(農家住宅)</p>	<p>241, 1, 242の一部、246の一部、247-1の一部、247-2の一部、265の一部、274-2の一部、4340の一部、442-1の一部、442-2の一部、449の一部、484の一部、488,</p> <p>台場474の一部、476の一部、478-1の一部、480の一部、482の一部、505-2の一部、506の一部、507の一部、508の一部、509の一部、520の一部、521-1, 522, 523-1の一部、523-4の一部、524の一部、525-1の一部、525-2の一部、526-2の一部、527の一部,</p> <p>神華1の一部、2の一部、4の一部、9, 14の一部、17-4の一部、20-1の一部、20-2の一部、20-3, 20-5の一部、20-6の一部、21, 22の一部、23の一部、25-1, 25-4の一部、26の一部、27の一部、29の一部、30の一部、31の一部、32, 33の一部、34の一部、35の一部、37の一部、38, 39-1の一部、39-3の一部、40, 41の一部、41-2, 42-1の一部、42-3の一部、43-1の一部、43-2の一部、45の一部、46, 52の一部、53の一部、53-1の一部、53-2の一部、54の一部、54-1の一部、56-2の一部、61-1の一部、61-2, -1, 62-2の一部、63の一部、65-1の一部、65-2の一部、68-1の一部、69-1の一部、69-2, 70-2の一部、70-6の一部、75-1の一部、78-1の一部、89の一部、90の一部、92の一部、93-1, 96の一部、96-3, 97の一部、100の一部、100-4の一部、100-8の一部、104の一部、105の一部、107の一部、109-1の一部、109-2の一部、111の一部、113-5の一部、114-1の一部、114-3の一部、115, 116, 116-2の一部、117-1の一部、118の一部、119の一部、120の一部、121の一部、122, 125-1の一部、142の一部、143の一部、144の一部、145の一部、146-1の一部、147, 162の一部、163, 164-1の一部、164-3, 165, 166-3, 168の一部、168-3, 172の一部、176の一部、180-3, 181, 187の一部、188の一部、193の一部、194の一部、195の一部、198-2の一部、198-3の一部、211, 213の一部、215-1の一部、216の一部、217, 218の一部、225, 228, 239の一部、244, 303, 327, 414-1の一部、418, 419, 420, 451の一部、453の一部,</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神居地区 (E-1)			<p>共栄1の一部、3の一部、4、6、7の一部、9の一部、10の一部、11の一部、14の一部、15の一部、16の一部、17の一部、18、20の一部、21の一部、25の一部、26の一部、29の一部、32-1の一部、34、35の一部、40-2の一部、41の一部、42の一部、43の一部、44、45の一部、46の一部、48の一部、49の一部、50の一部、51、52の一部、54の一部、55の一部、56の一部、59の一部、62の一部、63の一部、64の一部、65の一部、66の一部、67の一部、68の一部、72の一部、75の一部、78の一部、80の一部、80-3の一部、81-2の一部、82の一部、82-3の一部、83の一部、83-2の一部、83-5の一部、85-1の一部、85-6、88の一部、89-1の一部、90の一部、91の一部、97-1の一部、97-2の一部、104の一部、114の一部、117の一部、119-1の一部、121の一部、123の一部、124の一部、125の一部、127の一部、128の一部、135の一部、137の一部、141の一部、142の一部、151の一部、152-4の一部、152-5の一部、153、161-1の一部、161-5、162-1の一部、164-1の一部、165-1、166の一部、167の一部、167の一部、180の一部、187の一部、191の一部、193-3の一部、194-1の一部、194-3の一部、194-4の一部、195の一部、201の一部、205-1の一部、209の一部、210の一部、211の一部、211-2の一部、212、213の一部、214の一部、215、216の一部、217の一部、218の一部、220の一部、221、222の一部、224の一部、225、226の一部、227、228、229、230-2、231の一部、240の一部、244の一部、245の一部、246の一部、247の一部、249の一部、253の一部、254の一部、258-4の一部、258-5の一部、262の一部、265-1の一部、292の一部、293の一部、294、308の一部、309の一部、310の一部、311の一部、328の一部、332、336-1の一部、338の一部、339の一部、341の一部、344の一部、347の一部、348の一部、349の一部、369の一部、372-1の一部、376の一部、378の一部、379の一部、380の一部、381-1の一部、381-2の一部、381-3、381-5の一部、381-7の一部、381-8の一部、382の一部、383、385の一部、386の一部、387の一部、391の一部、392-1の一部、392-2の一部、392-4の一部、393-1の一部、393-5の一部、393-6の一部、393-8の一部、395の一部、396の一部、398-1の一部、399の一部、399-2の一部、400の一部、402-1の一部、402-2、403-1の一部、404の一部、409の一部、410の一部、418の一部、421の一部、422の一部、425の一部、427の一部、429、431、433-1の一部、434-1、</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神居地区 (E-1)			434-2, 435の一部, 436の一部, 437の一部, 438, 439, 440-1の一部, 440-2の一部, 440-3の一部, 441の一部, 442の一部, 443の一部, 444の一部, 445-2の一部, 446-2の一部, 447の一部, 447-2の一部, 449の一部, 450-1の一部, 450-2の一部, 451-1の一部, 451-2の一部, 452の一部, 454-1の一部, 454-2の一部, 455-2の一部, 457-2457-3, 458の一部, 459の一部, 460の一部, 463の一部, 464の一部, 467-1の一部, 467-2の一部, 468の一部, 468-2, 469-1の一部, 469-3の一部, 470の一部, 471の一部, 472の一部, 473の一部, 474-1の一部, 474-2の一部, 474-5の一部, 475の一部, 476の一部, 477の一部, 478の一部, 479の一部, 480の一部, 481の一部, 482の一部, 483の一部, 484の一部, 485の一部, 486の一部, 487の一部, 488の一部, 489の一部, 492-1, 499-4, 500の一部, 503の一部, 504の一部, 506の一部, 507の一部, 509の一部, 514の一部, 515-1の一部, 515-2の一部, 517の一部, 518の一部, 518-2の一部, 519, 520, 531-1の一部, 558の一部, 561, 564の一部, 565, 567-1の一部, 569の一部, 572の一部, 875-2の一部, 886, 886-2の一部, 898-1の一部, 899-3の一部, 899-4の一部, 996-2の一部, 1086の一部, 1090, 1091, 1128,	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
神居地区 (E-2)	<p>神居古潭112-3番地を基点として、112-7、-1、-4、777、781、784-1、-2、-3、792、793、794、795、800、805、806、808、150-2、763、751、82、81-2、81、90-1、77、74、75-1、-2、74、72-6、-1西丘3、4、5、6、7、44、45、55、57、59、57、60、65、66、67-2、68-1、117、122、126、127-5、-1、-3、129-3、-1、130-2、132-2、-1、133、138、141、143、194、195、199、200-1、202、203、206-4、207、211、212、214-3、215-1、豊里54-1の一部、-2の一部、-3の一部、55の一部、128-1の一部、12、3-1、-5、9-1、10、61-1、-2、63、75、70、76、77、78、81-2、89-1、92-4、99、100、101-1の一部、198、201、211、212、219-1、221-2、-1、224-1、291、292、297、299-4、-1、301-5、-1、302、303-1、349、350、351、352、353-1、355-1、356-5、-1、358-2、-3、-2、-1、359、388-2、-1、386-2、385-1、-3、-2、361-3、-2、357-1、-3、354-1、355-1、353-1、354-7、353-1、349-2、-8、349、304-1、305、306、307、311-1、-3、277-2、276-2、-1、277-1、283、282、288、227、229、233、234、235、236、249、246-3、-2、-1、176、184、185、191、190、115、116、117、112、124、123、122、123、128-1、128-3、144、143、142、39-5、-1、-4、-6、38、37、152-1、-2、153、154-1、-2、155、156、157、156、153、152-1、-2、33、37、39-1、51、56、18、20、21 西丘214-1、213-1、218、220-1、235、236、237、238、239、240、241、242、238-1、253、170-2、253、238-1、-2、170-3、177、182、185、168-1、267、265、263-3、263-1、256-7、-1、-7、257、260、262、265、267、161、162-1、159、149-1、-2、151-1、134、132-1、-3、-2、131、125-5、124-1、118-2、-3、116、68-1、67-1、-4、-3、68-1、66、64、63、54-2、53、46、45、44、7、8 神居古潭69-2、69、68、64、67、66、65、64、49-1、48、47、34、35、32、22-1、110-7、112-3番地を順次線で結んで囲まれた区域、及び、西丘245-1、-2、246-1、245-3、247-1、-2、248、250番地の土地。</p>	<p>神居古潭 56-2、59、60の一部、(神居古潭小学校)87の一部、773、72-1 の一部、91-4の一部 55-8、44の一部、77の一部、77-2の一部、87-7、89-2の一部、107-10、107-2、107-12、107-7、108、110-10、110-20、110-12の一部、72-2、72-3、72-4、72-5、74の一部、67の一部、75-1の 一部、75-2の一部</p> <p>西丘126の一部、127-1の一部、127-4の一部、127-5の一部(浄水施設)</p> <p>118-10、7-4、7-5、121、123-1の一部、124-2の一部、125-4の一部、128-1の一部、127-2、129-2、129-3の一部、132-3の一部、139の一部、183、256-7の一部、250の一部、151-1の一部、149-21の一部</p> <p>55-3、56、57-3、60-3、60-8、61-5、-9、62、310-4(河川改修)</p> <p>221-1の一部、225の一部(農家住宅)</p> <p>豊里 128-2、134、133の一部(豊里小学校)3-1の一部、386-5、51の一部、235の一部、236の一部、190の一部、191の一部、157の一部、200、311-4の一部、299-1の一部、180の一部280-1の一部(通信鉄塔及び収納函)、177-5の一部、177-12の一部、177-16、357-1の一部(電気通信中継施設) 12-1の一部(無線共聴施設)</p>	<p>西丘2の一部、7の一部8の一部、44、45、46、53の一部、54の一部、55の一部、60の一部、61の一部、63の一部、65の一部、66の一部、67-2、68-1の一部、117の一部、120の一部、124-1の一部、125-5の一部、132-1の一部、133の一部、134の一部、135の一部、136の一部、139の一部、140の一部、141の一部、148-1の一部、148-3、-4、-5、149-1の一部、159の一部、160、161、162-1の一部、162-2の一部、168-1、169、170-1、-2、-3、173-1の一部、173-2、173-3の一部、175-1の一部、177の一部、179の一部、180の一部、181の一部、182の一部、185の一部、186の一部、187の一部、188の一部、189の一部、190の一部、192の一部、195の一部、196の一部、197の一部、199の一部、200-1の一部、200-2の一部、201の一部、219、220-1の一部、221の一部、222、223の一部、224の一部、225の一部、226の一部、227の一部、235の一部、236の一部、237の一部、238の一部、238-1、-2、239の一部、240の一部、241の一部、242の一部、245-1の一部、245-2の一部、245-3の一部、246-1の一部、247-1の一部、247-2の一部、248、250の一部、253の一部、256-7の一部、257の一部、260、262、263-3の一部、265、267、310-1、310-2の一部、</p> <p>豊里16-1の一部、16-2の一部、18の一部、21の一部、22、23-1の一部、23-2の一部、23-3の一部、23-4、33の一部、38の一部、40の一部、44の一部、56の一部、112の一部、113の一部、115の一部、117の一部、122、123の一部、124の一部、125の一部、128-1の一部、128-3の一部、142の一部、143の一部、144の一部、152-1の一部、152-2の一部、153の一部、154-1の一部、154-2の一部、156の一部、227の一部、229の一部、276-1の一部、276-2、277-1の一部、277-2、278-1の一部、278-2の一部、283の一部、292の一部、305の一部、306の一部、307の一部、311-3の一部、385-1の一部385-3の一部、388-1の一部、388-2の一部、</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
江丹別地区 (F)	<p>拓北586番地を基点として、579-1の部、592, 594, 599, 605, 607, 608, 609, 611, 612, 616, 617, 619, 620, 623, 628-1, 626, 627, 309, 584-1, -7, 295, 299-5, 298-6, 294-2, 285, 282, 281, 275, 276, 269, 258, 235-2, 231, 632, 218, 210, 217-1, 214-3, 206-1, -5, 635-1, -4, 637, 636, 634, 206-5, -1, 210-1, 214-3, 631, 230, 242-2, 246-2, 248, 250, 251-1, 252, 253, 290-2, 286, 284, 98, 96-1, 3-1, 96-1, 95-2, 95-1, 94, 4, 6, 7-3, 570-1, 14, 645, 38, 37, 36, 38, 646, 564, 563-3, -1, 562, 556, 555, 554, 154, 557, 556, 131, 557, 558, 464-2, 465-1, 551, 552, 587, 586番地を順次線で結んで囲まれた区域。</p> <p>西里468番地を基点として、469-1, 471, 35-2, -1, 18-5, 474-2, 37-2, 475, 50, 56, 55, 75, 99, 115-1, -2, 113-1, -3, 109, 129, 131, 143, 514, 153, 155, 156, 185, 512, 209-1, 506-2, 505-2, 503-1, 502-2, 501, 499, 487, 486, 481, 482, 483, 243, 245, 490, 491, 495, 496, 497, 498, 493, 500-1, 502-1, 504, 507, 205, 513, 511, 172, 200, 201, 170, 169-2, -1, 149, 148, 515-1, 141, 133-3, -1, 134, 118-1, 384-5, -2, -1, 376, 375, 370, 372, 357, 366, 365, 364-2, -1, 335-1, 355-2, 334-1, 355-2, -1, 337-3, -1, -2, 341-2, 344, 347, 340, 348, 349-3, 308-1, 307-1, -6, -4, -2, 310, 299, 292, 297, 296, 294-2, 290, 289-2, 288, 287, 85-2, 86-1, 289-1, 478, 80, 61, 60, 61, 62-3, -2, 64-1, -2, 70, 75, 77の部、55, 50, 47, 43, 44, 43, 41, 40, 26-3, -2, -1, 25, 24, 10-3, -1, 6-7, 7, 8, 5, 9-1, -2, 12, 11, 19-3, 472-1, 473-1, 469-1, 470, 469-1, 468番地を順次線で結んで囲まれた区域、及び、480-1, -2番地の土地。</p> <p>富原469番地を基点として、426, 582, 578-1, -2, 576-1, 418, 576-1, 295-1, 296-1, 289-2, -1, -3, 287-5, -1, 285, 280-1, 279, 278-1, 274, 271, 261a262-1の部、258, 257, 255, 244, 243, 238-1, 236, 227, 228, 342, 343, 2, 1-3, 4, 3, 13, 19, 23, 24, 25, 32, 34, 35, 42, 44, 54, 53, 52-1, 62-1, 553, 554, 555, 553, 554, 551, 549, 550, 551, 68-1, 69-1, -2, 87-3, -1, 546, 547, 546, 138-1, -2, 544-1, 132, 133, 134, 536, 188, 189, 187, 184, 536, 541-1, -2, 123, 117, 119, 118-1, 78, 456-4, -1, -2, -1, 457-4, 458, 459, 460, 563, 467, 468, 469番地を順次線で結んで囲まれた区域、及び、富原498番地を基点として、500, 501, 511, 512-2, -1, 509, 586, 514-1, 496, 494, 492, 491, 497を線で結んで囲まれた区域。</p> <p>中央248番地を基点として、249, 250, 251, 157-1, 159, 156, 254-1, -3, 153, 151, 146-1, -2, 149, 156, 93, 261-1, 82, 66, 65, 73-1, 262, 35, 4, 1-1, 1-4, 1-3, 11-4, 96, 95-3, -6, -5, 95, 94, 195-6, -5, -2, -9, 195, 198, 195-7, 195, 201, 195-1, -3, 360, 219-5, -4, -1, 227, 229-2, -3, 257-2, 233-1, -2, 257-1, 241, 236-1, 244-1, 246-2, -3, -6, -7, -1, -7, -6, 245, 246-3, -2, 244-1, -2, 236-3, 102-5, -10, -3, 102, 100, 97-3, 96-1, 21, 50, 51-2, 134-1, 133, 166-1, -4, 161-2, 159, 158, 252-4, 252-1, 250, 249, 248番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>清水184番地を基点として、182, 195, 197, 226, 172, 170, 196, 238, 236-1, -2, 237, 264, 239, 219, 19, 17, 8, 227, 231, 219, 229-2, 293, 294, 295, 238, 237, 236, 239, 240, 233-2, 231, 223, 220, 217, 228-1, 226, 221, 216, 211-2, -1, 210-1, 30, 31, 88-2, 78, 185, 88, 185, 186-2, 94-1, 140-2, -3, 141, 142, 161-1, -2, -3, 192-3, 192-1, 193, 182, 184番地を順次線で結び囲まれた区域。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拓北 578の一部、579の一部、483, 486の一部、457, 437, 452, 125の一部、575の一部、120-2, -1, 121の一部、89, 90, 91, 92, 102-1, -2, -3, 111-1の一部、111-2の一部、582の一部、555の一部、557の一部、334, 335, 101, 578の一部、390-3の一部(通信中継施設)、217-2の一部、632-4の一部(研修所)214-3の一部(農家住宅)</li> <li>・ 西里 132の一部、6, 5の一部、290の一部、302の一部、292, 304-3, 305-4, 344の一部、26-1の一部、25の一部、142, 132, 61-2, 160の一部、348の一部、308-1の一部、44の一部、43の一部、159, 160の部、161-1の部、162の部、180, 181, 182, 188, 508, 509-1, -2, 643, 650, 651,</li> <li>・ 富原 335-5(地域会館)、582-2, 241-2, 52-1の一部、13の一部、302の一部、245, 138-1の一部、87-1の一部、446-2, 491, 492, 493, 494, 495-1, -2, 496, 497, 517, 519, 586</li> <li>・ 中央 1-8の一部(グリーンパーク監視舎敷地)、3の一部(通信鉄塔)、96-1の一部(浄水場)、-2, -3の一部(配水池)、-11(浄水場)、-12(浄水場側溝用地)96-2, 236-1の一部、236-4の一部、236-3の一部、250の一部、236-2の一部、224, 94の一部、74-3, 140の一部、166-5, 134-1の一部、134-9の一部、201の一部、360の一部、241の一部、244-2の一部、244-1の一部、96-2の一部(農家住宅庭)</li> <li>・ 清水 186-2の一部、185の一部、154の一部191-1の一部、168</li> </ul>	<p>春日66-3, 66-6の部、67の部、87-1, 93の部、108の部、109の部、112の部、114の部、115の部、117の部、118の部、119の部、120の部、121の部、125の部、126の部、127の部、130-1の部、132-1の部、132-5, 133-1の部、133-2, 135, 137の部、138の部、142の部、142-1の部、144-1の部、145の部、150の部、151の部、153の部、156の部、157-1の部、157-2の部、159の部、164-1, 165-1の部、165-6, 166の部、172の部、173の部、176の部、177の部、178の部、179の部、182の部、184の部、185の部</p> <p>嵐山23-1の部、27-1の部、27-4の部、27-7, 27-12の部、32-7の部、43-1の部、51-1の部、51-7の部、60-1の部、60-2の部、60-3の部、60-4の部、60-5の部、60-6の部、60-12, 63-11の部、96-1の部、102の部、103-1の部、103-4, 106の部、107の部、110-1の部、110-4の部、110-7の部、112-1の部、112-2の部、112-3の部、112-5の部、112-14の部、116-1の部、117-1の部、117-3の部、118-2, 118-4の部、118-6の部、119-1の部、119-2の部、120-1の部、120-2の部、120-3の部、125の部、128の部、160の部、165-2の部、166-1の部、166-5, 188の部、189の部、190の部、191-1の部、191-2, 192-1の部、192-3の部、207-1, 207-3, 207-4の部、209-4, 211の部、218の部、222の部、229-1の部、231の部、232-1の部、248-1の部、248-2, 249の部、250の部、252の部、253の部、261の部、262の部、263の部、264の部、265の部、266の部、267の部、268の部、285の部、341の部、343の部、344の部、346の部、347の部、367の部、368の部、370-1の部、378の部、380-1の部、380-2の部、381の部、395の部、397の部、398の部、401の部、402の部、404の部</p> <p>中園22の部、25の部、41の部、56の部、59の部、70の部、74の部、82, 86, 87, 88の部、91の部、98の部、99の部、100の部、105の部、106, 108の部、111の部、112の部、114, 115の部、116の部、121の部、122の部、123の部、123-1の部、132, 133, 134の部、144-1の部、146の部</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
江丹別地区 (F)	<p>芳野411-1番地を基点として、410-1、-2、408-1、-2、406、402-1、400-2、396-1、392、393、388、389、336、386、376、375-1、377-2、447、454-1、448-1、449-1、353、352、348、347、349、49-2、34、20-6、18、17、16、13-3、13-2、20-1、451、41、43-2、-1、64、63、58、61、55、54、49-1、170、169、173、174、182、183、184、186、188、186、187、189、441-1、-2、45、143、426-1、429-1、427-1、424-2、427-1、426-1、-2、-1、143、122-1、418-3、421-1、415、111-10、112、111-10、416、417-1、418-3、122-1、-3、123-1、126-3、-2、127、440-2、438-2、434-1、438-2、437、436、227、222、223、216、218、236、252、251、260、258、271、446、444、298、299、442、329、333、325、334、335、331、344、411-1番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>中園204番地を基点として、205、206-1、206-2、207、219、158、210、211、119、117、112、213、214、79、76、75-1、178、184、183、41、56、182、180、177、59、61-1、61-2、67-3、69、23、22、25、90、101-1、102、38、39、40、128、129、131、132、133、201、202、203-2、203-1、146、149、154、155、208、204番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>共和194番地を基点として、232、233、234、236、238-1、217、216、202、201、200、176、175、185、160-1、161、159-1、160-1、185、186、187、191-3、189、191-2、190、36、194番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>共和156番地を基点として、155、152-1、-2、-1、151-1、154、155、156番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>共和244-1番地を基点として、108-3、108-1、108、107、106、100、244-2、97-4、-2、79-8、-2、83-2、-1、78-1、74、75、71-1、64-1、65-1、66、67、89、81、79-4、-3、97-1、245、244-1番地を順次線で結び囲まれた区域及び142、92、253、256、259、262、246番地の土地。</p> <p>春日108番地を基点として、109、117、121、133-2、133-1、132-1、125、158-1、157-1、-2、158-1、159、184、185、182、179、178、177、66-3、-6、67、172、166、152、151、150、142、87-1、144-1、140、139、138、139、138、115、114、137、130-1、135、118、112、108番地を順次線で結び囲まれた区域。</p> <p>嵐山262番地を基点として、263、265、264、271、269、268、255-1、254、253、250、233-1、283、285、218、222、367、368、367、219、213、214、213、211、207-1、-3、-4、197-1、194、188、191-1、-2、192-1、179-2、-3、175-1、173-1、59-8、58、57、53-5、166-1、370-1、165-2、166-2、113、118-2、128、118-4、117-1、120-3、121、125、120-2、120-1、103-1、102、96-3、-1、15-3、15-1、17-4、14-2、20-1、22-2、23-3、23-1、27-7、-8、-6、-1、-4、32-7、17-1、-8、-11、-9、-8、96-1、96-9、96-12、109、110-2、45、51-1、380-1、378、43-1、63-11、51-3、51-7、60-9、-8、-7、-6、-5、-4、-3、-2、-12、-1、183、346、347、344、341、342、343、194、197-1、198、200-1、202-3、203-1、204-10部、205-1、206-1、206-11、206-17、-6、-4、-5、-2、-7、-13、258-1、261、262番地を順次線で結び囲まれた区域、及び272、274、319、320、321番地の土地。</p> <p>嵐山395番地を基点として、398、404、402、2-1、-2、-10、-15、-3、-4、8-2、7-1、6-2、8-2、2-5、-6、-7、402、401、398、395番地を順次線で結び囲まれた区域。</p>	<p>・芳野 310 (神社) , 307 (墓地) , 285, 441-2, 441-3, 343の一部, 342の一部, 407 321, 369の一部, 444の一部, 280の一部, 279の一部, 243, 242, 380-3, 371-1の一部, 370-6の一部, 370-3, 212-7, 212-3の一部, 212-4の一部, 210の一部, 208, 178の一部, 176-1の一部, 172の一部, 122-1の一部, 272の一部, 171の一部, 49-1の一部, 49-2の一部, 43-2の一部, 20-6の一部, 769の一部, 384-2の一部, 34の一部, 20-6の一部, 18の一部, 169の一部, 424-2の一部, 217-1の一部, 236の一部, 252の一部, 251の一部, 258の一部, 329の一部, 417の一部, 66の一部, 41の一部, 169-1の一部</p> <p>・中園 89, 123-2, 123-3, 150の一部, 143-1の一部, 137の一部, 129の一部, 56の一部, 89, 40の一部, 39の一部</p> <p>・共和 185の一部, 245の一部, 67の一部, 65-1の一部, 66の一部, 83-1の一部, 160-1の一部, 83-4の一部, 161の一部, 81の一部, 82の一部, 246の一部, 88-6 (鉄塔建設) 239-1の一部, 36-1の一部 (中継施設) 71-3の一部 (公的賃貸住宅)</p> <p>・春日 139の一部, 140の一部, 144-1の一部 130-1の一部, 137-1の一部, 138-1の内, 159の一部, 177の一部, 145の一部, 158-1の一部, 159の一部, 148-2, 173-4, 177-7, 176-2, 175-9 (鉄塔建設) , 161-2の一部 (中継施設) , 218 (山林原野)</p>	<p>149の一部, 158の一部, 159の一部, 177の一部, 178の一部, 180の一部, 182の一部, 183の一部, 184, 201の一部, 202, 203-2の一部, 204の一部, 205, 206-1, 206-2, 207, 208, 210の一部, 211の一部, 213の一部, 214, 215, 216</p> <p>共 和36の一部, 78-1の一部, 79-2, -3, -4, 79-5の一部, 81の一部, 82の一部, 83-1の一部, 83-2の一部, 83-4の一部, 87-1の一部, 87-3の一部, 88-1の一部, 89, 97-10の一部, 97-2の一部, 97-4, 100の一部, 106, 107, 108の一部, 108-1の一部, 108-2の一部, 151-1, 152-1の一部, 152-2, 154の一部, 155の一部, 156の一部, 163の一部, 173, 176の一部, 184-1の一部, 184-2の一部, 184-3の一部, 185の一部, 186の一部, 187の一部, 191-3の一部, 200の一部, 202の一部, 204の一部, 205の一部, 206の一部, 208の一部, 214-1の一部, 214-2の一部, 214-3の一部, 214-4の一部, 217の一部, 233の一部, 234, 236, 237の一部, 238-10の一部, 244-1の一部, 244-2の一部, 253の一部, 256の一部, 259の一部, 262の一部</p> <p>芳野 120の一部, 13-2, -3, 20-1の一部, 20-2の一部, 20-3の一部, 45, 58の一部, 60の一部, 61の一部, 62の一部, 63の一部, 68の一部, 71の一部, 73の一部, 75, 79の一部, 11-10の一部, 111-11の一部, 112の一部, 124, 125-3の一部, 126-2の一部, 126-3の一部, 127の一部, 139の一部, 140の一部, 141, 142の一部, 143の一部, 170の一部, 182の一部, 183の一部, 184の一部, 186の一部, 187, 189, 190, 191の一部, 194の一部, 222, 223, 227, 304-1の一部, 304-4の一部, 307-1の一部, 310の一部, 311の一部, 315の一部, 325の一部, 326の一部, 327-1, 327-2の一部, 327-5の一部, 329の一部, 333の一部, 347, 348, 349, 352の一部, 353の一部, 384-2の一部, 415の一部, 416の一部, 420-2の一部, 420-3の一部, 421-1の一部, 426-1の一部, 426-2の一部, 429-1の一部, 430-1の一部, 433-1の一部, 436の一部, 437の一部, 438-1の一部, 438-2の一部, 441-1の一部, 442の一部, 444の一部, 446の一部, 448-1の一部, 449-1の一部, 450の一部, 451の一部, 456の一部</p> <p>清水8, 9 0の一部, 17, 19, 32の一部, 33-1の一部, 34, 36-2, 38-1の一部, 38-2の一部, 39-1, 59の一部, 60の一部, 76の一部, 124の一部, 150の一部, 151の一部, 165-1の一部, 167の一部, 169の一部, 170の一部, 196の一部, 197, 198-1の一部, 198-2の一部</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
江丹別地区 (F)		<p>・ 嵐山240, 239, 237-2, -1, -3, -4, 238, 242, 240-1の一部, 203-1の一部, 230-5, 250の一部, 233-1の一部, 207-2の一部, 197-1の一部, 173-1の一部, 194の一部, 189, 190の一部, 183の一部, 370-1の一部, 166-1の一部, 113の一部, 118-3, 118-4の一部, 117-2, 118-5の一部, 112-2の一部, 112-14の一部, 112-15, 112-1の一部, 48-1の一部, 59-8の一部, 59-35, -37, 58の一部, 57の一部, 53-5の一部, 53-3の一部, 53-2の一部, 48-2の一部, 43-1の一部, 6-2の一部, 205-2の一部, 206-7の一部, 206-13の一部, 27の一部, 274の一部, 263の一部, 285の一部, 248-1の一部, 241の一部, 229-2の一部, 235-2, 236-2, 232-2, 230-7, 230-8, 230-5, 209-1の一部, 283の一部, 219の一部, 165-3の一部, 213の一部, 166-4の一部, 176-1の一部, 118-7, 113-6, 152-3の一部, 151-1の一部, 112-8の一部, 110-8の一部, 110-1の一部, 107の一部, 102の一部, 103-1の一部, 96-1の一部, 15-3の一部, 17-2の一部, 19の一部, 22-1の一部, 23-2の一部, 186, 27-12の一部, 176-1の一部, 184の一部, 45の一部, 52-1の一部, 63-11の一部, 51-1の一部, 380-3の一部, 63-2, 378の一部, 51-9の一部, 59-30の一部, 60-6の一部, 52-4の一部, 20-1の一部, 51-90, 51-92, 48-3の一部 (鉄塔建設), 197-6, 51-92, 342の一部 (中継施設), 207-16の一部, 209-2の一部, 209-3の一部, 209-14の一部, 165-2の一部, -4の一部, -5の一部, -6の一部, -7の一部, -8の一部, -10の一部, 166-1の一部, -2の一部, 166-4 (山林原野)</p>	<p>199の一部, 200-1, -2, -3, -4, -5, -6, 201-1, -4, -5, -6, -7, -8, 202-1の一部, 202-3, 203-3の一部, 205-10の一部, 205-2の一部, 210-1の一部, 210-2, -3, 211-1, -2, 212の一部, 216の一部, 217の一部, 218, 219の一部, 220の一部, 221の一部, 221-1, -2, 222の一部, 222-1, -2, 223の一部, 224の一部, 225, 226の一部, 227, 228, 228-1の一部, 229の一部, 229-2, 230の一部, 231, 232の一部, 234, 236, 236-1の一部, 236-2の一部, 237, 238, 239, 240の一部, 241の一部, 264の一部, 293, 294, 295</p> <p>西里9-2の一部, 10-5の一部, 11の一部, 12の一部, 18-1の一部, 18-2の一部, 20の一部, 31の一部, 33-1の一部, 34-2の一部, 37-2, 38-2の一部, 39-3の一部, 47の一部, 50の一部, 55の一部, 56の一部, 64-1の一部, 64-2の一部, 99の一部, 101の一部, 109の一部, 113-3の一部, 118-1の一部, 118-2の一部, 122の一部, 123の一部, 127の一部, 128-1, 133-1の一部, 133-3, 134, 141の一部, 148の一部, 149の一部, 151の一部, 152の一部, 153の一部, 154の一部, 163-1の一部, 165-1の一部, 165-2の一部, 168-2の一部, 169-1の一部, 169-2の一部, 170の一部, 172の一部, 173, 174の一部, 175の一部, 176の一部, 179, 183, 185, 186, 200の一部, 201の一部, 205の一部, 289-1, 289-2, 290の一部, 292の一部, 294-1の一部, 294-2の一部, 296, 297, 299, 307-4の一部, 310の一部, 334-1, 337-1の一部, 337-2の一部, 337-3の一部, 340の一部, 341-2の一部, 347の一部, 349-3の一部, 355-2, 363-1の一部, 363-2の一部, 376の一部, 384-1の一部, 384-2, 384-3の一部, 384-4の一部, 469-1の一部, 470の一部, 471の一部, 472-1の一部, 472-2の一部, 474-3の一部, 475の一部, 478の一部, 480-1の一部, 480-2の一部, 481の一部, 486の一部, 493の一部, 497の一部, 498, 500-1の一部, 502-1の一部, 504の一部, 507の一部, 511の一部, 513の一部, 514の一部, 515-1の一部</p> <p>拓北4の一部, 5の一部, 6の一部, 7-3の一部, 14の一部, 36, 37, 38, 80の一部, 81, 82-1の一部, 82-2の一部, 88の一部, 93の一部, 94の一部, 102の一部, 103の一部, 103-1の一部, 104の一部, 112の一部, 115, 119の一部, 129の一部, 130の一部, 131の一部, 210の一部</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
江丹別地区 (F)			<p>211-30の一部, 214-30の一部, 215, 217-20の一部, 2180の一部, 231, 232, 235-10の一部, 235-20の一部, 236, 2370の一部, 2580の一部, 2650の一部, 268, 2690の一部, 2700の一部, 2710の一部, 2720の一部, 2740の一部, 275, 2760の一部, 277-10の一部, 277-20の一部, 278-10の一部, 2790の一部, 2810の一部, 294-40の一部, 2950の一部, 298-6, 301, 3090の一部, 3370の一部, 376, 379, 380, 381-20の一部, 3880の一部, 3890の一部, 3950の一部, 3960の一部, 397, 4360の一部, 4450の一部, 4470の一部, 448, 4500の一部, 4740の一部, 4890の一部, 4900の一部, 4910の一部, 5560の一部, 5570の一部, 5620の一部, 563-10の一部, 5640の一部, 567-10の一部, 568-10の一部, 568-20の一部, 570-10の一部, 5720の一部, 5730の一部, 5740の一部, 5760の一部, 5790の一部, 5810の一部, 584-1, 584-70の一部, 5860の一部, 5870の一部, 5880の一部, 5890の一部, 5900の一部, 5920の一部, 5940の一部, 5960の一部, 5970の一部, 5980の一部, 5990の一部, 6000の一部, 6020の一部, 6030の一部, 6050の一部, 6060の一部, 6070の一部, 6080の一部, 6090の一部, 6100の一部, 6110の一部, 6120の一部, 6160の一部, 6170の一部, 6190の一部, 6200の一部, 6230の一部, 6260の一部, 6270の一部, 6310の一部, 6320の一部, 6450の一部, 6460の一部</p> <p>富原1-30の一部, 2, 30の一部, 40の一部, 130の一部, 190の一部, 230の一部, 240の一部, 250の一部, 420の一部, 430の一部, 440の一部, 45, 480の一部, 490の一部, 500の一部, 510の一部, 52-10の一部, 52-20の一部, 530の一部, 54, 62-1, 62-20の一部, 68-1, 68-20の一部, 69-10の一部, 1310の一部, 1320の一部, 1330の一部, 1340の一部, 138-20の一部, 1880の一部, 189, 225-70の一部, 225-90の一部, 295-1, 295-20の一部, 345-10の一部, 345-30の一部, 349-10の一部, 353-10の一部, 356-10の一部, 358-10の一部, 359-10の一部, 359-20の一部, 3810の一部, 3830の一部, 3850の一部, 3860の一部, 393-10の一部, 398-10の一部, 399-10の一部, 4000の一部, 4180の一部, 4260の一部, 438-10の一部, 438-20の一部, 439, 445-1, -2, -3, 446-10の一部, 454-20の一部, 456-10の一部, 456-20の一部, 457-30の一部, 457-4, 458, 459, 460, 462-10の一部, 4670の一部, 4680の一部, 4690の一部, 473-20の一部, ., 4980の一部, 499, 5000の一部, 5010の一部, 5020の一部, 5040の一部, 5070の一部, 507-10の一部, 5080の一部, 511, 512-10の一部, 512-20の一部, 514-10の一部, 515-10の一部</p>	

地区・記号 区域番号	区 域 の 範 囲	除 外 す る 土 地	農用地区域に含める 山 林 ・ 原 野	備考
江丹別地区 (F)			<p>544-1の一部, 548の一部, 549の一部, 550の一部, 551の一部, 552の一部, 553の一部, 554の一部, 555の一部, 563の一部, 565の一部, 566の一部, 567の一部, 568の一部, 569の一部, 570の一部, 570-2の一部, 573-1の一部, 575-1の一部, 576-1の一部, 577の一部, 578-1, 579, 580の一部, 581の一部, 582, 586-1, -3, 608の一部,</p> <p>中央15の一部, 16-1, 16-2の一部, 16-4の一部, 16-5の一部, 24の一部, 26の一部, 27-2の一部, 58の一部, 59-1の一部, 60-2の一部, 70の一部, 102-5, 132-1の一部, 133の一部, 137-3, -5, 156の一部, 157-1の一部, 158の一部, 159の一部, 161-1の一部, 162の一部, 163の一部, 164の一部, 165の一部, 166-1の一部, 166-4の一部, 168-2の一部, 195の一部, 195-7, 198の一部, 219-1の一部, 219-4の一部, 219-5の一部, 225-2, 227の一部, 229-2の一部, 229-3, 233-1の一部, 233-2の一部, 236-1の一部, 241の一部, 244-1の一部, 246-2の一部, 246-3の一部, 246-6の一部, 248の一部, 249の一部, 250の一部, 251の一部, 252-1の一部, 252-3の一部, 252-4の一部, 252-6の一部, 254-1の一部, 257-1の一部, 261-1の一部, 261-2の一部</p>	

(2) 用途区分

下表の「地区記号及び区域番号」に係る農用区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区記号 区域番号	用途区分
東 鷹 栖 地 区 ( A )	<p>農業用施設用地：1線14号665-19, 665-20, -23, 2951-3, 5055, 1線16号4054, 1線17号679-3, 2034-36, -57, 3線10号936-2, -13, -42, -44, -56, -63, -64, 2535-114, 3線11号2342-5, 2542-3, -4, -43, 3線16号278-18, 677-6, -11, 3線17号681-10, -13, 3線18号89-4, 3線19号5975, 4線11号2529-10, -11, -43, -57, -58, -66, -73, -74, -101, 4線13号660-2, 4線15号2588-20, 4線16号2586-23, -24, 4線17号100-3, 5967-2, 4線18号997-4, 5937-2, 4線20号6020-1, 5線10号5184-4, -12, 5324-1, -2, 5線11号5173-5, 5線12号2527-3, 2528-1, 5線13号2533-15, 2534-1, 5線14号2925-1, 5線15号630-3, -15, 2587-19, 5線16号2528-29, 5線20号2876-1, -13, -14, 5線21号2473-1, -2, -3, 6線11号5156-1, 5163, 5194-1, 6線12号5137-3, 6線14号2577-7, 2923-19, 6線15号631-10, 6線16号2569-10, 6線18号575-17, 6線20号609-5, -6, 2066-10, -11, -12, 3349-1, 6線22号4994-1, 7線10号5211-1, -2, -3, 5316-2, 7線11号5144-4, 5145-1, -2, 5202-2, 7線13号2495-55, 2580-4, -9, 7線15号2570-3, -18, 7線16号2541-7, 7線17号1171-3, 4443-2, 7線18号4442-8, -9, 4479-2, 7線19号6059-1, 6060, 6061, 7線20号6034-1, 6038-1, 8線13号1050-1, 1337-3, 8線15号156-7, -13, 8線16号279-2, -3, -7, 929-8, -11, -12, -15, 1784-6, 1786-2, -3, 8線17号2504-5, 8線18号6144-2, 6145-4, 6146-6, 8線19号3285-26, -72, 5829-1, 6086, 8線20号4149-8, 6047, 6145-1, 6146-1, 6147-2, 6149-9, 9線13号625-3, 2491-4, 9線14号2501-7, -14, -17, 9線15号1937-1, -4, 9線16号2127-7, -17, -24, 2364-1, 3271-11, 9線17号2888-11, -12, -14, 9線18号2883-3, -4, 3292-1, 9線21号3994-6, -10, -17, 3995-5, 4747-1, 4753-9, 9線22号3975-1, 10線13号2511-14, 5106-2, 10線14号2931-10, 3315-3, 10線15号2887-10, -11, 10線16号2515-5, -35, 3260-10, 10線18号5821-1, 10線19号5760, 5820-16, 10線20号4074-1, 4367-4, 4369-4, 4370-1, -2, 10線21号942-50, 4374-1, 10線23号2095-20, 4045-2, -4, 11線13号2519-2, -25, 5096-2, 11線14号259-4, 2930-2, -7, 11線15号2524-2, 11線17号1568-2, -4, 11線18号4323-1, 4326-1, -2, -8, 4327-1, 4335-7, 11線19号4323-10, 4326-1, -2, 11線20号4241-1, 4246-1, 11線21号3401-2, -20, 3770-9, -15, 11線22号4279-1, -2, 11線23号2619, 12線18号4324-1, 4325-1, -2, 4329-5, 12線19号4210-1, 4210-2, 4217-2, 4218-5, 4219-15, 12線21号4280-1, -2, -3, 4288-1, 4290-2, 12線22号4986-1, 4987-1, 4994-2, 12線23号3071-34, 13線19号3382-1, -2, 13線21号5030-2, -3, 5032-1, -2, 5038-1, 13線22号4315-1, -5, -6, 4318-1, -3, 4325-8, 14線20号4423-1, -2, -3, 4426-12, 14線21号4440-4, 4444-1, 14線24号3073-1, 3077-1, 14線25号4458-1, 15線21号4273-1, 6線11号5163の一部・5194-1の一部(牛舎等), 9線14号2501-15の一部(もみ乾燥調整施設等), 8線15号1260-1の一部, -9の一部(堆肥舎), 11線18号4326-4の一部(農機具格納庫), 3線19号5895-1の一部(納屋), 7線10号5316-4(堆肥舎), 3線15号672-48の一部(農機具格納庫), 6線11号5163-1の一部(牧草置場, チュウパックサイロ置場, バドック, 農機具格納庫, ラップサイレージ置き場, 作業スペース, 作業道), 4線14号668-4の一部(納屋兼農機具格納庫, 農機具置場), 9線16号4466(農機具格納庫等), 9線16号4466(農機具格納庫, 堆肥舎), 6線19号1233-1の一部(農業機械格納庫), 8線15号1045-5の一部, -9の一部, -11の一部(格納庫, 納屋), 8線15号1260-1の一部, -3の一部, -10の一部(格納庫), 3線18号461-1の一部(格納庫), 2線17号2034-5の一部, -61の一部(格納庫), 7線10号5316-2の一部(堆肥舎), 6線10号5227-1の一部(堆肥舎), 東1線17号1941-1の一部(堆肥場), 5線15号630-28の一部(農業用資材庫), 9線13号2491-11の一部(屋外作業場, 選果場, 納屋), 4線15号683-35, -130(農業用倉庫, 農業資材置場, 農機具置場, 糞等残渣置場), 7線14号2935-15(農業用格納庫), 4線14号668-4の一部, 14の一部(もみ穀堆積場及び農機具格納ハウス), 5821-2, -3(農業用乾燥調整・精米施設及び倉庫)</p>
永 山 地 区 ( B )	<p>農 地：農業用施設用地として区分した区域以外の区域。</p> <p>農業用施設用地：6丁目99-2, -4, 113-11, 114-2, 7丁目113-1, -2, 116-2, 8丁目119-10, 122-1, -2, -3, 129-1, -3, 133-4, 144-1, 9丁目83-1, 10丁目161-5, -8, -14, 241, 250-1, 251, 251-2, 11丁目194-1, -2, 12丁目163-1, -2, -4, -5, 189-1, -5, -6, -8, -9, 257, 275, 276, 280, 286, 297, 299-1, -2, 300, 301, 303-1, -2, -3, 304-1, -2, 306-2, -3, 307, 320, 335, 336, 13丁目142-1, -7, 145-10, 166-2, -3, 14丁目11-1, -2, -6, 14-6, -7, -11, 88-2, -3, 143-3, -4, 165-1, -2, -3, -4, -5, -8, -14, 188-1, 190-1, -6, 191-1, 198-4, -15, -21, 15丁目2, 10, 4-18, -23, 6-1, 7-1, -2, 16-3, -6, 25, 26-2, -3, -4, -5, -6, -7, -8, 69-1, -2, -6, 98, 105-3, -4, 121-2, -4, -6, 123-1, 126-2, 137-10, -21, -36, -37, 139-1, -2, -11, 139-16, -33, -47, -48, -50, -51, 142-2, -4, -7, -9, -14, 146-2, -6, 162, 16丁目5-4, -5, -10, 26-1, -3, 42-9, 111-11, 116-3, 116-11, 140-6, 169-5, 173-5, -8, 186, 186-2, 235, 246, 247-2, -3, 264-1, -2, 275, 278, 169-26の一部(堆肥舎), 10丁目241の一部(堆肥舎), 11丁目242の一部(堆肥舎), 10丁目143-3, (堆肥舎), 7丁目115-1の一部, 115-3の一部, 115-4の一部(乾燥調整施設倉庫), 10丁目239-3の一部(納屋), 12丁目215(納屋), 10丁目234の内(農機具格納庫), 14丁目207-2の内, -6の内, -13の内(農業用納屋, 農機具格納庫, 農業用資材置場), 12丁目328の一部(乾燥施設), 11丁目191, 194-6, 195-2, 195-4, 282-4, 284-3(屋外作業場, 屋外機械置場, 農機具格納庫, 糞置場), 11丁目242-5, -6, 244-4(堆肥場, 農機具格納庫, スリ機置場, 農機具附属品置場), 11丁目194-1の一部, 195-1の一部(農業用機材・資材置場), 8丁目121-1の一部(農機具置場)</p> <p>農 地：農業用施設用地として区分した区域以外の区域。</p>



地区記号 区域番号	用 途 区 分
神居地区 (E-1)	<p>-1の一部(稲わら庫・屋外作業所)、西神楽2線11号124-3の一部(野菜の選果場)、西神楽1線10号189-1(農機具格納庫)、西神楽1線11号198-3の一部(農機具格納庫)、西神楽3線25号12-940、12-943(コンテナ置き場、屋外作業場)、西神楽2線20号437-18(格納庫、屋内農作業所、農業資材置き場)、西神楽3線16号288-4の一部(格納庫)、1線8号152-4の一部(格納庫、納屋、ポンプ室)、2線30号76-1の一部、77-1の一部(格納庫)、2線15号264-1の一部、-2の一部、-3の一部、-7、-8の一部(格納庫)、西神楽2線17号301-2の一部(乾燥施設)、2線15号264番3の一部(乾燥施設)、1線7号90番2の一部、90番3の一部(農機具格納庫、屋外資材置場)、3線13号15番2の一部(乾燥庫兼農機具格納庫)、4線21号11番178(養豚舎)4線21号11番998の一部(養豚舎、堆肥舎)、西神楽3線13号15-7(農機具格納庫、雪堆積場、通路兼野外作業場)、西神楽1線7号85-1の一部、-2の一部、-4の一部、86-1の一部、-2の一部、-3の一部(放牧場、牛舎)、西神楽1線8号150-3の内(農機具用車庫)西神楽1線32号231の一部(農業用車両格納庫)西神楽2線16号278-2の一部(野菜加工施設、農業用倉庫)、1線30号116番の一部(農機具格納ハウス)</p> <p>農 地：農業用施設用地として区分した区域以外の区域。</p> <p>農業用施設用地：上雨紛1,40-1,-2,41,42,72-1,74-1,-4,84,85,87,92,137,143,148,149,151-1,154-7,163,165,166,235-7,257-4,270,277,358,359,360,361,374,381-1,381-2,-3,382-4,雨紛236-1,237-1,239,240,266-3,-8,276,294-2,302,364,429-1,434-2,-3,440-1,464-1,465,466,475-3,富沢104-1,-4,-7,-9,105-1,108-1,-2,-5,139-1,-2,140-2,-3,172,173,174,175,176,178,179,185,188,189,192-2,-4,199,215-2,224-5,233-1,233-6,234-4,-6,268-1,-5,270-3,279-1,449,476,台場480,523-4,527,西丘116,193,194,199,200-1,215-1,247-2,豊里6,9-1,23-2,78,177-7,-12,-14,218,239,281,297,301-4,349-1,-8,神華2,52,69-1,70,72-1,75-1,-2,-4,78-1,90,95,96,101,109-2,146-1,289-1,共栄11,14,32-1,46,59,75,78,80,90,91,112,113,117,125,133,134,141,142,211,211-2,216,217,237-1,243,245,247,248,250,253,295,308,313,339,381-2,-6,-7,386,392-1,393-1,-6,-7,409,427,505-2,506-2,514,515-1,516,563-1,-4,885-1,899-4,1009-1,共栄69-4(格納庫),125-1の一部(堆肥舎),雨紛364の一部(納屋),神華35-1の一部(納屋),上雨紛379-2の一部(納屋),381-2の一部,(畜舎),共栄488の一部(牛舎,堆肥舎),神華37-1の一部(格納庫),雨紛349-3の一部(農業機械置場,農作業所),上雨紛256-1の一部(資材置場),上雨紛90-5の一部(格納庫,屋外作業場),雨紛439-1の一部(農業用資材庫),共栄82-7(農業用機械置場)共栄82-1の一部(市民農園利用者休憩施設),共栄70-1の一部(農機具保管庫),72-6の一部(農作業休憩所),雨紛454-7の一部(農業用格納庫),共栄137-1の一部,141-1の一部,-6の一部,-8の一部,142-1の一部,-2の一部,-5の一部(羊舎作業用地,重機転回場),雨紛186-1の一部(農業用格納ハウス),上雨紛257-3の一部(農機具格納庫),上雨紛77-5の一部(農業用倉庫兼農機具格納庫),雨紛479-6の内(農業用資材庫及び保管庫)</p>
神居地区 (E-2)	<p>農 地：農業用施設用地として区分した区域以外の区域。</p> <p>農業用施設用地：神居古潭47,48-3,-4,49-1,68,69,77,758,759,855,856,750の一部(農機具格納庫)</p>
江丹別地区 (F)	<p>農 地：農業用施設用地として区分した区域以外の区域。</p> <p>混 牧 林 地：中園62,63-1,-2,-3,-4,-5,64,67-1,-2,-4,-5,-7,-8,-9,-10,71,73,74,75-1,-2,-3,76,78,79,80,100,109,113,117,151,154,155,160,161,共和175,190,192,193,194,198,199,207,208,232,芳野336,375-1,-5,376,377-2,-3,-4,-5,-12,-13,-15,-16,-17,384-1,386,388,389,392,393,394,395,396-1,400-1,-2,402-1,-2,清水30,30-2,31,32,33-1,78,79,80-1,-2,81,82,84,88-2,94-1,97,99,140-2,-3,-6,-7,141,142,161-1,-2,-3,162,182,184,192-1,-2,-3,193,194,195,中央1-1,-2,-3,-4,-5,2,4,5-1,-3,-4,-5,-6,11-4,27-1,-2,-3,-4,-5,-6,-7,-8,-9,-10,-11,-12,-13,-14,-15,-16,-17,-18,-19,-20,-21,-22,-23,-24,-25,-26,-27,-28,-29,-30,-31,-32,-33,-34,-35,-36,-37,-38,-39,-40,-41,-42,32,35,41,55-1,-3,56-2,62-1,-2,63,64-1,-2,-3,65,66,67-1,-2,68,79,80,81,82,85,93,262</p> <p>農業用施設用地：春日139,165-1,178,179,181,嵐山51-5,211,213,345,346,404,中園103,105,共和36,71-1,-2,72,73,156,200,201,203,204,芳野20-1,48,156,167,185,192,193,194,198,238-2,239-3,280,281,282,283,284,334,344,345,418-1,434-1,清水95,97,100,110,199,233-1,西里10-4,68,69,75,88,89,90,92,93,94,95,96-1,97-1,131,143,304-1,307-1,351,352,367,拓北105-2,110-3,245,246-1,-2,278-1,-2,381-2,441,451,558,579,581,603,629,富原43,48,49,50,51,87-1,-3,-4,-5,264,317,319,341,342,362,363,366,368-1,453-2,中央21,22,23-1,27-2,41,47,48,56-2,95,97-8,102,158,159,160,161-2,166-4,168-5,芳野186の一部(農機具格納庫),中央236-2の一部(堆肥舎),拓北582-1の一部(堆肥舎),634の一部(堆肥舎),富原51の一部(堆肥舎),206-5の一部(肥育舎,堆肥舎),中央1-8の一部,3の一部(格納庫),清水143の一部(格納庫),</p>

地区記号 区域番号	用 途 区 分
農	<p>中央96-3の一部(格納庫), 芳野370-1の一部(堆肥舎)</p> <p>地: 混牧林地, 農業用施設用地として区分した区域以外の区域。</p>